

まちづくり環境委員会

令和5年7月14日

環境清掃部 資料6番

所管 環境計画課

令和5年度 環境清掃部事業概要



大田区公式PRキャラクター

はねびよん

大田区

目 次

第1部 大田区環境アクションプラン・部の目標及び重点項目

- 1 大田区環境アクションプラン（概要） 1
- 2 令和5年度 部の目標及び重点項目 4

第2部 環境清掃部の執行体制・予算

- 1 環境清掃部の組織図 7
- 2 一般財団法人大田区環境公社の組織図 7
- 3 環境清掃部、一般財団法人大田区環境公社の分掌事務 8
- 4 令和5年度環境清掃部の予算 10

第3部 環境清掃部各課(所)の事務事業の概要

第1章 環境計画課

第1節 環境基本計画の推進

- 1 環境保全対策の経緯 13
- 2 大田区環境基本条例 14
- 3 大田区環境審議会 14
- 4 大田区環境基本計画 15
- 5 おおた環境基本計画推進会議（旧名称エコシティ大田推進会議）・・・ 15
- 6 環境保全意識の普及・啓発事業 16
- 7 食品ロス削減への取り組み 20
- 8 その他 23

第2節 給食生ごみリサイクル事業

- 1 給食残渣に係る食品リサイクルの推進 23

第3節 地球温暖化対策の推進

- 1 地球温暖化対策の計画 24
- 2 区民運動おおたクールアクション 26
- 3 地球温暖化防止活動への取組気運の醸成
（大田区地球温暖化防止アンバサダー） 29
- 4 地球温暖化対策に関する普及啓発活動 32
- 5 区役所による率先行動「大田区役所エコオフィス推進プラン」 36
- 6 環境にやさしいエネルギー等の導入拡大 39

第2章 環境対策課

第1節 緑化の推進・自然環境の保護

- 1 緑の育成 40
- 2 緑の保護 41
- 3 緑の普及啓発 44
- 4 自然環境の保護等 47

第2節 環境美化対策

- 1 屋外における喫煙マナーの向上 50
- 2 環境美化の推進 52

第3節 羽田空港周辺環境対策

- 1 経過概要 53
- 2 民家防音工事（未実施住宅、告示日後住宅） 53

3 空気調和機器更新工事①（未実施住宅、告示日後住宅）	54
4 空気調和機器更新工事②（未実施住宅、告示日後住宅）	55
5 空気調和機器更新工事③	55
6 共同利用施設整備事業	57
7 木造改造による共同利用施設整備事業	57
8 共同利用施設空気調和設備機能回復工事	58
9 生活保護等世帯への電気料金補助	58
第4節 騒音・振動対策	
1 移動発生源対策	59
第5節 大気汚染	
1 大気汚染常時監視	62
2 大気中（一般環境）のアスベスト濃度調査	64
第6節 水質汚濁	
1 河川・海域環境監視	65
2 水辺環境改善対策等	66
第7節 工場等への指導と苦情処理	
1 工場等への指導	67
2 認可未取得工場への指導	68
3 化学物質の適正な管理指導	68
4 苦情処理	69
5 アスベストの飛散防止対策	70
6 土壌汚染窓口相談	71
7 環境保全協定について	71
第8節 その他の取組み	
1 放射線に関する取組み	72
2 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組み	72
第3章 清掃事業課、各清掃事務所	
第1節 清掃事業計画の概要	
1 大田区一般廃棄物処理基本計画（概要）	74
2 大田区災害廃棄物処理計画	79
3 令和5年度一般廃棄物の処理に関する計画	81
第2節 清掃事業経費概要	90
第3節 事業別概要	
1 作業収集計画、収集・運搬事業	91
2 リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業	98
3 指導事業	104
4 安全衛生管理	107
5 普及・啓発事業	109
6 大田区清掃・リサイクル協議会	111
第4節 一般財団法人大田区環境公社事業概要	112
第5節 清掃事業関係資料	
1 都区制度改革と清掃事業の区移管	116
2 関連資料	119

第1部 大田区環境アクションプラン・部の目標及び重点項目

1 大田区環境アクションプラン（概要） 令和4年3月策定

1 計画の目的と位置づけ、計画期間

(1) 目的

大田区環境アクションプランは、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示すものである。

また、国や東京都の動向を踏まえ、環境の保全や持続可能な社会の構築につながるよう、多くの区民等や事業者と連携し、「持続可能で快適なまち」の実現に向けて取り組むための指針となるものである。

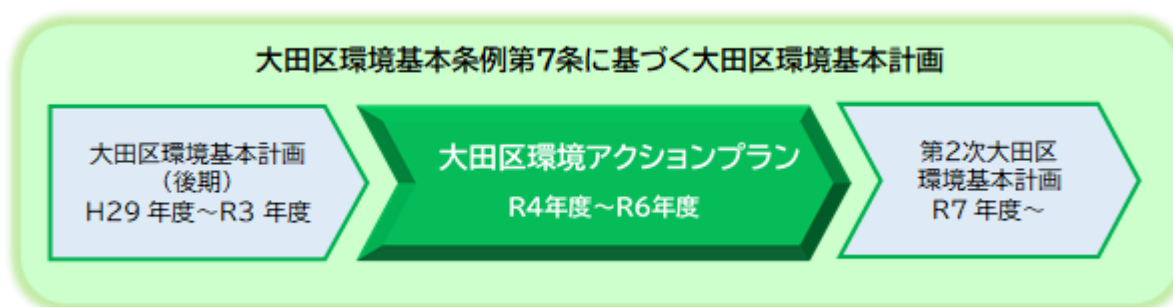
(2) 位置づけ

「大田区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、「大田区基本構想」及び「新おおた重点プログラム」の実現を環境面から支える計画である。

なお、本計画には「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「生物多様性基本法」第13条に基づく「大田区生物多様性地域戦略」、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画（大田区気候変動適応方針）」を包含している。

(3) 本計画の計画期間

令和3年度で「大田区環境基本計画（後期）」の計画期間が終了となるため、「第2次大田区環境基本計画」の策定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、上位計画である大田区長期基本計画の策定が延期になったことなどを踏まえ、「第2次大田区環境基本計画」の策定を延期することとした。そのため、「大田区環境基本計画（後期）」と令和7年度からの「第2次大田区環境基本計画」の間をつなぐ緊急計画として本計画を位置付け、計画期間は令和4年度から令和6年度までの3年間とする。



2 見直しの背景と視点

大田区環境基本計画（後期）に基づく取組を踏まえて施策を見直し、新たな環境課題や社会的要請に柔軟に対応できる計画体系を再構築した。

(1) 新たな環境課題への対応

令和3年6月改正された地球温暖化対策推進法で基本理念とされた「2050年までの脱炭素社会の実現」をはじめ、プラスチックの資源循環の促進、食品ロスの削減、ウィズコロナ・アフターコロナの「新しい生活様式」を踏まえた事業展開、といった新たな環境課題に対応する。

(2) SDGsの推進

世界的なSDGs推進の機運に対応し、SDGsのゴールと本計画の基本目標や取組の関係を整理し、「大田区環境版ローカルSDGs」として目標の共有を図る。

(3) 気候変動への適応

平成30年12月施行された気候変動適応法において、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力する仕組みが整備された。地方公共団体において、地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされたことに伴い、本計画の中に「大田区気候変動適応方針」を包含することとする。

3 大田区が目指す環境像

環境と生活・産業の好循環を礎とした

まち 持続可能で快適な都市

大田区環境基本計画の環境像を継承し、引き続き、「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市（まち）」の実現を目指すものとする。

大田区が持つ「地域力」を活かしたこれまでの取組をより一層推進するとともに、区民生活と産業、そして環境がそれぞれ調和し、一方の向上が他方の向上を引き出すような、効果的な好循環を伴う地域づくりを推進する。また、環境問題への対策を制約やコストではなく、技術革新などの産業分野の発展の機会と捉えて次なる成長へ繋げ、経済の発展と活性化が環境に好影響をもたらす「環境・経済・社会の好循環」の実現を目指す。

また、2050年の目指すべき社会の実現に向けて、「大田区環境ビジョン2050」を掲げる。

大田区環境ビジョン2050

『「2050年に向けた3つのゼロ」を通じた 持続可能な環境先進都市おおたの実現』

1 温室効果ガス排出量実質 —ゼロ—

⇒2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにまで削減します。

2 プラスチックごみ —ゼロ—

⇒2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減します。

3 食品ロス実質 —ゼロ—

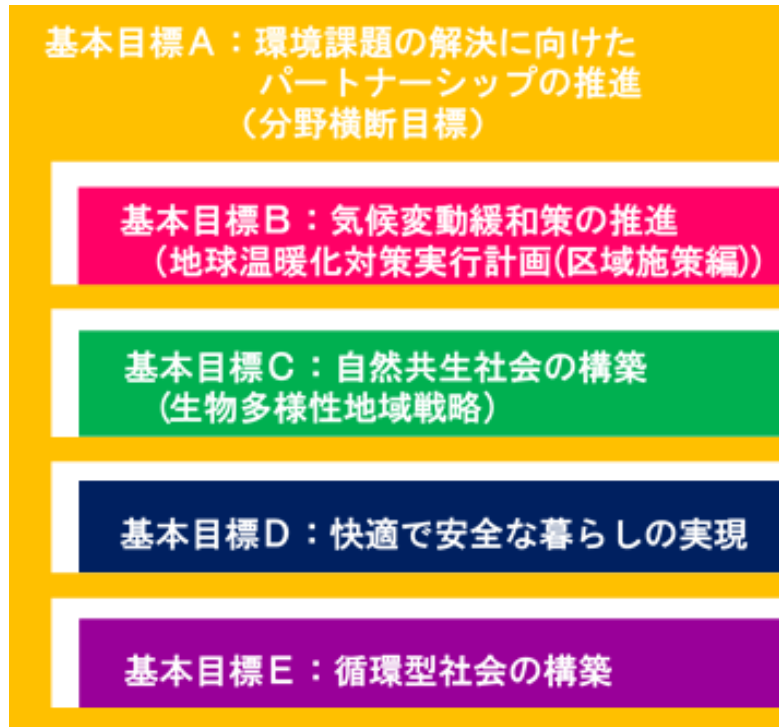
⇒2050年までに食品ロスを実質ゼロにまで削減します。

4 5つの基本目標

5つの基本目標のもと、各基本目標の達成に向けた環境保全の取組を推進する。

特に複雑多岐にわたる環境課題の解決のためには、区や区民等、区内事業者など大田区を構成する様々な主体と協力体制を構築する必要があるため、「基本目標A：環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進」を他の基本目標BからEまでを包括した分野横断的な目標として位置付ける。

【5つの基本目標】



5つの基本目標は、それぞれが単独ではなく、互いに密接な関係を保ちながら目標実現に向かう。



2 令和5年度 部の目標及び重点項目

(1) 部の目標

環境清掃部は、「大田区環境アクションプラン」に掲げる5つの基本目標の下、区民・事業者・区のパートナーシップを一層強化し、部一丸となって“環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市（まち）”の実現を目指す。

「SDGs 未来都市」及び「自治体SDGs モデル事業」にW選定された意義を受け、経済・環境・社会三側面における双方向の、より高い相乗効果を創出するため、関係部局との連携を更に強化するとともに、2050年に向けては、3つのゼロ『温室効果ガスの排出量実質ゼロ、プラスチックごみゼロ、食品ロス実質ゼロ』を通じて「持続可能な環境先進都市おおた」を実現する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 重点項目

1 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進

- 地球温暖化や食品ロス、プラスチックごみ削減等様々な環境課題の解決に向けて、各種セミナー、啓発イベントを通じた環境意識の醸成、積極的な環境情報の発信、次世代を担う人材の育成の3つの視点を柱とした取組を推進するとともに、自治会・町会等への取組支援、事業者等との連携により「ともに行動する」仕組みを強化する。

2 気候変動緩和策の推進

- 「大田区役所エコオフィス推進プラン」の改定を進め、区役所自らが率先して、省エネルギーや省資源対策、再生可能エネルギー導入などの環境配慮行動を示す。
- 「区民運動おおたクールアクション」を着実に推進するため、区民・事業者・団体などが連携した取組を実施する。
- 大田区脱炭素戦略に定めたロードマップに基づき、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量50%削減（2013（平成25）年度比）を達成するため、実証事業とその効果検証を行い、新たな施策・事業を具体化していく。
- 第2次大田区環境基本計画の策定に向けて、区の環境を取り巻く現状と課題の整理、進捗管理指標等の検討を行う。本年度は基礎調査を実施し、年度末までに骨子案をまとめる。

3 自然共生社会の構築

- まちの個性を地域住民と連携して「まちの緑」で表現するとともに、まちなかに残された貴重な緑を保護することで、大田区の緑化に対する区民意識の向上へと繋げる。
- まちなかに残された貴重な緑や、地域の景観的なシンボルとなっている樹木、区有地・民有地内の樹木・樹林等に対して、保全区域等の指定や助成などの制度を活用し、区内の貴重な緑の保護に努める。
- 区内の自然環境や動植物などの実態や変化を把握するとともに、自然観察路の整備、自然観察会の実施により、生物多様性への理解促進を図る。

4 快適で安全な暮らしの実現

- 喫煙する人とならない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として、喫煙マナーの周知徹底に努めるとともに、分煙環境の整備等総合的な施策を推進する。
- 呑川の水質定期調査及び悪臭やスカム発生状況等の監視パトロールを実施し、東京都や流域自治体と連携した水質改善の取り組みにつなげていく。

5 循環型社会の構築

- 発生抑制・再使用・再生利用（3R）の行動を定着させるために、様々なツールを活用したわかりやすい情報発信を実施する。
- プラスチックごみ削減に向けて、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源回収実施地域を拡大しながら、令和7年度の全域実施に向けて効果的な回収方法等について検証を進める。

- 不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属系有価物のピックアップ回収の実施や、使用済小型電子機器類を回収し資源化を図るなど、ごみを資源に変える取組みを推進する。また、不燃ごみに含まれる水銀含有物等の適正処理を引き続き実施する。
- 資源の持ち去りを防止するため、民間委託事業者や職員によるパトロール、警察との合同パトロールを実施し、持ち去り行為の抑止に向けた取組みを推進する。
- 持続可能で安定的な収集体制を構築するため、(一財)大田区環境公社への業務委託(可燃ごみ収集業務等)を、引き続き着実に実施する。
- 食品ロス削減に向け、(一財)大田区環境公社と連携し事業を推進するとともに、「(仮称)大田区食品ロス削減推進計画」の策定に取り組む。

(3) 庁議指定事務事業

1 脱炭素ライフスタイルへの転換
<p>[事業概要]</p> <p>地球温暖化を食い止め、気候変動の影響を最小限に抑えるためには、原因となる温室効果ガスの排出を削減することが必要です。セミナーやイベントの開催などの普及啓発や地域の事業者や団体との主体間連携を強化し、区民一人ひとりが地球温暖化を「自分ごと」として捉え、解決のための行動を実践する脱炭素ライフスタイルへの転換を促進します。</p>
<p>[今年度の目標(執行計画)]</p> <p>【「区民運動おおたクールアクション」の推進】</p> <p>1 大田区地球温暖化防止アンバサダーによる取組機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境学習を通じた家庭における行動実践を促すため、区立小中学校でのアンバサダーとのトークセッションを開催(2回)する。 <p>2 区民の行動変容の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化に関する意識の共有や実践行動の普及を目的として、区民向けに講演会・講習会などを実施する。 <p>3 事業者の行動変容の促進(おおたクールアクション推進連絡会との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「区民運動おおたクールアクション」の拡大を目的に、おおたクールアクション推進連絡会の事務局として団体運営(総会1回、幹事会3回程度)を支援する。 ○ おおたクールアクション推進連絡会のレベルアップを目的に、活動報告会や意見交換会を企画・実施する。 <p>【移動手段の脱炭素化】</p> <p>1 EVカーシェアリング普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業開始に向けて、令和5年4～6月において用地整備工事(側溝部分切り下げ、街路灯移設)を行い、令和5年7月以降のカーシェアリングサービス開始を目指す。 ○ 区民・事業者等様々な主体にEV乗車の体験機会を広げるため、公民各チャンネルを活用した利用者拡大のプロモーション活動を行う。 ○ EVだけを使用したカーシェアリングサービス事業の採算性を検証するため、事業開始から年度末までの間で月当たりの稼働率が13%に達することを目指す。

2 3R+Renewableの推進
<p>[事業概要]</p> <p>発生抑制・再使用・リサイクル（3R）の行動を定着させます。さらに、再生可能な資源の利用（Renewable）を通じて区民や事業者の行動変容等を促進し、地球温暖化や海洋汚染につながるプラスチックの資源循環体制の構築に取り組みます。</p>
<p>[今年度の目標（執行計画）]</p> <p>【資源プラスチック回収事業の実施】</p> <p>○ 温室効果ガスの排出削減、ごみ減量及び最終処分場の延命化を図るため、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の資源回収について、令和7年度の全域実施を目指し、実施地域の拡大を推進する。</p> <p>目標回収量 月平均 136,000 kg</p>

(4) 部局重要事務事業

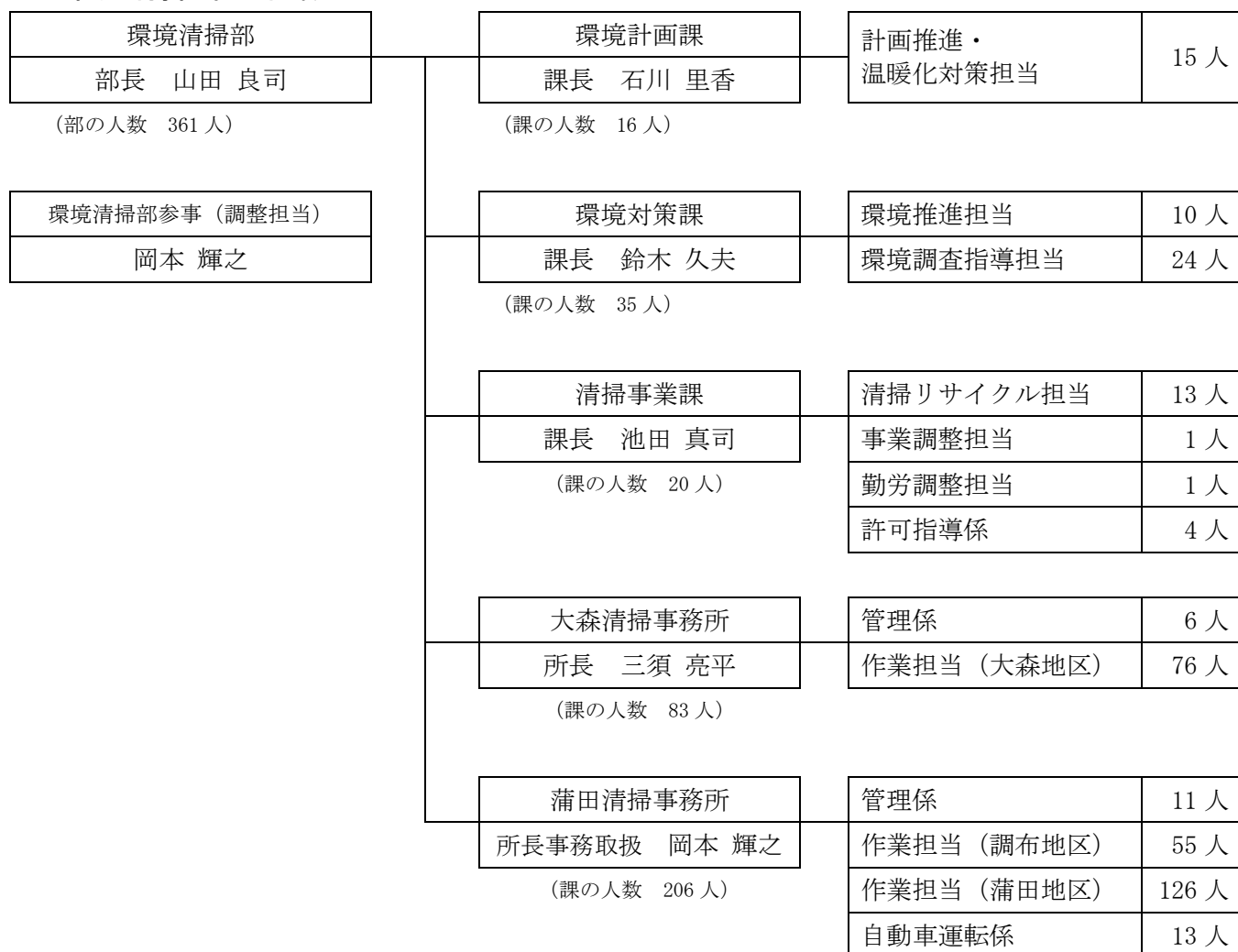
【取組内容】

1	受動喫煙防止対策の推進	【禁煙勧奨及び受動喫煙防止対策の強化】
2	呑川水質浄化対策の推進	【東京都や流域自治体と連携した総合的な水質浄化対策の検討、研究】
3	大田区環境基本計画の改定	【第2次大田区環境基本計画の策定】 【2050年脱炭素社会の実現に向けた取組】
4	脱炭素ライフスタイルへの転換	【事業者への講師派遣】 【セミナー、イベント等による普及啓発】 【食品ロス削減への取組】
5	区による率先行動	【「大田区エコオフィス推進プラン」の推進】
6	3R+Renewableの推進	【大田区分別収集計画の推進】 【区民・事業者に対する3Rの行動を定着させるための周知の推進】 【ふれあい指導の推進】 【資源循環学習教室等の実施】
7	さらなるごみの適正処理推進	【粗大ごみ・不燃ごみに含まれる有価物の再資源化】 【新たな拠点回収の実施】 【資源持去り防止パトロール】
8	まちを彩りこころを潤す緑事業	【地域の緑づくり】

第2部 環境清掃部の執行体制・予算

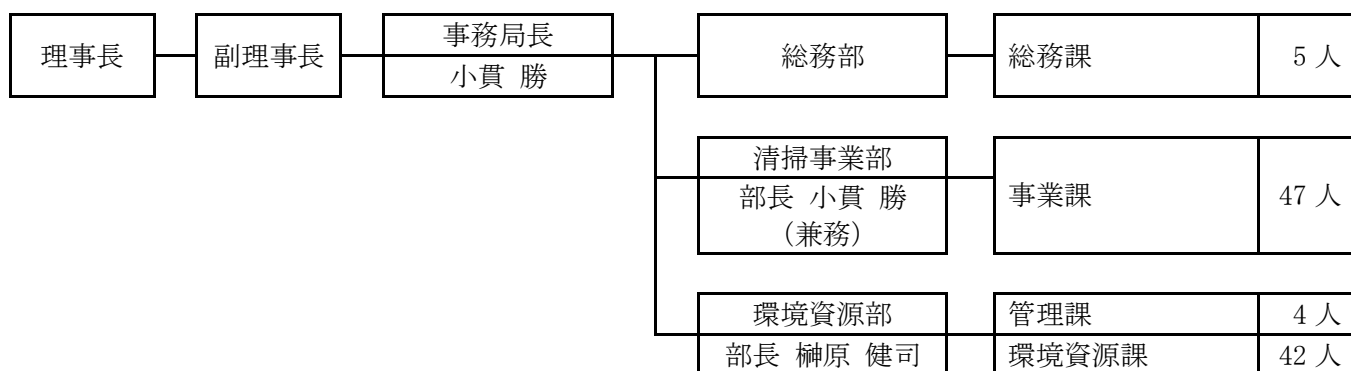
令和5年4月1日現在

1 環境清掃部の組織図



2 一般財団法人大田区環境公社の組織図

令和5年4月1日現在



※公社の人数 100人(内、区派遣職員12人)

3 環境清掃部、一般財団法人大田区環境公社の分掌事務

課 係 名	分 掌 事 務
環境計画課	計画推進・温暖化対策担当 (1)部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。 (2)部の事務事業の改善に関すること。 (3)行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。 (4)部の事業に係る調査研究に関すること。 (5)議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。 (6)議会に関する部の総括に関すること。 (7)部の庶務に関すること。 (8)予算及び決算に関する部の総括に関すること。 (9)大田区環境審議会に関すること。 (10)大田区環境基本計画に関すること。 (11)環境保全に係る人材の育成及び啓発に関すること (他の主管に属するものを除く。) (12)地球温暖化対策実行計画に関すること。 (13)大田区役所エコオフィス推進プランに関すること。 (14)地球温暖化対策の推進に関すること。 (15)地球温暖化対策地域協議会に関すること。 (16)環境にやさしいエネルギー等の導入拡大に関すること。 (17)他部及び部内他課との連絡調整に関すること。 (18)危機管理に関すること。 (19)環境影響評価に関すること。 (20)部内他課に属さないこと。
環境対策課	環境推進担当 (1)環境対策の推進に関すること。 (2)環境美化推進に関すること。 (3)みどりの保護及び緑化の推進に関すること。 (4)自然環境保護に関すること。 (5)課の庶務に関すること。 (6)課内他係に属しないこと。
	環境調査指導担当 (1)公害関係法令に基づく申請、届出、指導等に関すること。 (2)移動発生源(航空機、自動車、鉄道等)による騒音、振動及び排ガスの調査及び対策に関すること。 (3)大気環境の調査及び対策に関すること。 (4)河川海域環境の調査及び対策に関すること。 (5)有害物質等の化学物質に係る調査及び対策に関すること。 (6)公害関係法令等に基づく公害に係る苦情及び相談に関すること。 (7)公害事故及び光化学スモッグ通報に関すること。 (8)空港周辺環境対策事業に関すること。
清掃事業課	清掃リサイクル担当 (1)廃棄物の収集・運搬作業に係る調整及び連絡に関すること。 (2)清掃事務所及び清掃事業所職員の保健・安全衛生(他の主管に属するものを除く。)に関すること。 (3)作業用自動車並びに作業実施上等における事故の防止及び処理(他の主管に属するものを除く。)に関すること。 (4)家庭廃棄物に関すること。 (5)ごみ減量及びリサイクルの普及及び啓発に関すること。 (6)資源回収(他の主管に属するものを除く。)に関すること。 (7)その他リサイクル事業(他の主管に属するものを除く。)に関すること。 (8)資源物持ち去り防止に関すること。 (9)清掃事務所及び清掃事業所の管理運営に関すること。

課 係 名		分 掌 事 務
清掃事業課	清掃リサイクル担当	(10)清掃・リサイクル協議会に関すること。 (11)廃棄物処理手数料に関すること。 (12)一般廃棄物処理基本計画に関すること。 (13)全国都市清掃会議及び大都市清掃事業協会の事務に関すること。 (14)東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会その他関係機関との連絡調整に関すること。 (15)災害廃棄物処理計画(区、特別区)に関すること。 (16)課の庶務に関すること。 (17)課内他係に属しないこと。
	事業調整担当	(1)清掃事業のあり方に関すること。 (2)清掃工場運営協議会等(大田、多摩川)の取りまとめに関すること。 (3)その他特命に関すること。
	勤労調整担当	(1)清掃事務所及び清掃事業所職員の人事、勤務条件等(他の主管に属するものを除く。)に関すること。 (2)その他特命に関すること。
	許可指導係	(1)事業系廃棄物に係る排出指導の企画及び調整に関すること。 (2)一般廃棄物処理業に係る指導等の企画及び調整に関すること。 (3)浄化槽に係る指導等(他の主管に属するものを除く。)に関すること。 (4)一般廃棄物処理業の許可に関すること。 (5)浄化槽清掃業の許可に関すること。 (6)排出事業者に係る廃棄物の減量に関すること。
清掃事務所 (大森、蒲田)	管理係	(1)所の庶務及び経理に関すること。 (2)職員の服務に関すること。 (3)公印の管守及び文書に関すること。 (4)所内他係に属しないこと。
	作業担当	(1)廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること(し尿については、蒲田清掃事務所に限る。) (2)廃棄物の排出量の算定に関すること。 (3)廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。 (4)リサイクル事業の推進に関すること。 (5)大規模建築物の廃棄物の保管場所等に関すること。 (6)所管区域内の大規模排出事業者等の排出指導に関すること。 (7)一般廃棄物処理業の指導に関すること。 (8)浄化槽に係る指導等に関すること。 (9)作業の統計に関すること。 (10)清掃事業用自動車の運営管理及び修理に関すること。 (11)自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。 (12)自動車運行作業の統計に関すること。 (13)その他清掃作業に関すること。
	自動車運転係 (蒲田)	(1)清掃事業用自動車の調達、運営管理及び修理に関すること (運営管理及び修理については、作業担当に属するものを除く。) (2)自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること (作業担当に属するものを除く。) (3)作業用具の修理に関すること。 (4)作業用物品、材料及び燃料の管理に関すること。 (5)作業の統計に関すること(作業担当に属するものを除く。) (6)その他清掃作業に関すること(作業担当に属するものを除く。)
一般財団法人 大田区環境公社		(1)一般廃棄物の収集及び中継業務 (2)資源循環に関する事業 (3)環境保全に関する事業

4 令和5年度環境清掃部の予算

(1) 歳出予算[環境清掃部]

(単位:千円)

款	項	目	事	業	5年度	4年度	増減
環境清掃部合計					11,897,849	11,335,785	562,064
	7	都市整備費			77,384	35,602	41,782
	8	環境清掃費			11,820,465	11,300,183	520,282

(2) 歳出予算[環境計画課・環境対策課]

(単位:千円)

款	項	目	事	業	5年度	4年度	増減
7 都市整備費					77,384	35,602	41,782
	1	都市整備費			77,384	35,602	41,782
		4	空港費		77,384	35,602	41,782
8 環境清掃費					700,974	763,709	△ 62,735
	1	環境保全費			700,974	763,709	△ 62,735
		1	環境保全総務費		410,573	417,151	△ 6,578
			1	職員人件費	410,573	417,151	△ 6,578
		2	環境対策費		227,886	284,773	△ 56,887
			1	環境保全に関する計画及び啓発	23,555	14,335	9,220
			3	環境計画課事務費	628	406	222
			4	地球温暖化対策の推進	7,229	8,468	△ 1,239
			5	環境の調査及び啓発	61,998	64,295	△ 2,297
				1 大気環境の監視	45,503	51,599	△ 6,096
				2 水環境の監視	16,495	12,696	3,799
			6	工場等公害対策	7,486	27,384	△ 19,898
				1 危機管理対策	2,430	2,305	125
				2 工場認可と苦情処理	5,056	25,079	△ 20,023
			7	交通公害対策	38,421	54,659	△ 16,238
			8	環境美化対策	81,511	76,619	4,892
			9	環境対策課事務費	7,058	38,607	△ 31,549
		3	緑化推進費		62,515	61,785	730
			2	緑の保全事業	50,220	50,142	78
				1 緑化の推進	50,220	50,142	78
			3	自然環境の保護	12,295	11,643	652
環境計画課・環境対策課 計					778,358	799,311	△ 20,953

環境計画課・環境対策課

(3) 歳出予算[清掃事業課・各清掃事務所]

(単位：千円)

款項目	事業	5年度	4年度	増減
8	環境清掃費	11,119,491	10,536,474	583,017
	2 清掃管理費	3,930,677	3,847,363	83,314
	1 清掃総務費	3,700,742	3,700,131	611
	1 職員人件費	330,181	363,670	△ 33,489
	2 東京二十三区清掃一部事務組合分担金	3,314,534	3,150,559	163,975
	3 東京二十三区清掃協議会分担金	400	400	0
	5 清掃事業課事務費	55,627	185,502	△ 129,875
	2 安全衛生費	15,256	15,835	△ 579
	1 職員の安全衛生	15,256	15,835	△ 579
	3 普及調査費	1,860	1,989	△ 129
	1 清掃普及調査	1,860	1,989	△ 129
	4 指導費	1,305	1,867	△ 562
	1 許可・指導業務	1,305	1,728	△ 423
	2 浄化槽指導業務	0	139	△ 139
	5 事務所費	211,514	127,541	83,973
	1 清掃事務所等の管理	211,514	127,541	83,973
	1 清掃事務所等管理運営	10,321	8,813	1,508
	2 清掃事務所等建物維持	201,193	118,728	82,465
	3 廃棄物対策費	7,188,814	6,689,111	499,703
	1 廃棄物対策管理費	1,947,371	1,944,905	2,466
	1 職員人件費	1,947,371	1,944,905	2,466
	2 ごみ収集費	3,095,025	2,887,791	207,234
	1 ごみ収集作業	3,095,025	2,887,791	207,234
	1 車両雇上費	1,902,847	1,878,277	24,570
	2 車両等維持管理	51,140	49,569	1,571
	3 作業運営費	1,141,038	959,945	181,093
	3 リサイクル対策費	2,143,379	1,852,896	290,483
	1 行政回収の推進等	2,075,139	1,777,851	297,288
	1 行政回収の推進	2,064,191	1,766,997	297,194
	2 資源の持ち去り防止対策	10,948	10,854	94
	2 リサイクル活動グループの支援	68,240	75,045	△ 6,805
	4 動物死体処理費	3,039	3,519	△ 480
	1 動物死体処理作業	3,039	3,519	△ 480
	清掃事業課・清掃事務所 計	11,119,491	10,536,474	583,017

(4) 歳入予算[環境清掃部]

(単位：千円)

款	項目	節	細目	項	目	5年度	4年度	増減	
13	使用料及び手数料					631,504	604,756	26,748	
	1	使用料				542	507	35	
		7	環境清掃使用料			542	507	35	
			1	行政財産目的外使用料		542	507	35	
	2	手数料				630,962	604,249	26,713	
		6	環境清掃手数料			630,962	604,249	26,713	
			1	廃棄物処理手数料		627,362	601,034	26,328	
				1	事業系・粗大ごみ	617,245	591,344	25,901	
				2	持込処分手数料	10,117	9,690	427	
			2	動物死体処理手数料		1,440	1,425	15	
			3	一般廃棄物処理業許可手数料		1,740	1,315	425	
			4	浄化槽清掃業許可手数料		1	1	0	
			5	工場公害防止認可手数料		419	474	△ 55	
14	国庫支出金					27,488	21,754	5,734	
	2	国庫補助金				27,488	21,754	5,734	
		5	都市整備費補助金			27,488	11,777	15,711	
			1	都市整備費補助金		27,488	11,777	15,711	
				1	住宅防音工事費	27,488	11,777	15,711	
		9	環境清掃費補助金			0	9,977	△ 9,977	
			1	環境保全費補助金		0	9,977	△ 9,977	
				3	地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援	0	9,977	△ 9,977	
15	都支出金					74	7,882	△ 7,808	
	2	都補助金				74	7,882	△ 7,808	
		8	環境清掃費補助金			74	7,882	△ 7,808	
			1	環境保全費補助金		74	7,882	△ 7,808	
				11	アスベスト資格取得促進事業	74	72	2	
				12	アスベストアナライザー機器整備事業	0	7,810	△ 7,810	
16	財産収入					1	1	0	
	2	財産売払収入				1	1	0	
		3	物品売払収入			1	1	0	
			1	不用品売払収入		1	1	0	
20	諸収入					326,480	172,831	153,649	
	2	特別区預金利子				4	4	0	
		1	特別区預金利子			4	4	0	
			1	預金利子収入		4	4	0	
				2	前渡金等預金利子	4	4	0	
	4	受託事業収入				374	375	△ 1	
		6	清掃費受託収入			374	375	△ 1	
			1	動物死体処理受託収入		374	375	△ 1	
	7	雑入				326,102	172,452	153,650	
		5	納付金			0	8,198	△ 8,198	
			1	社会保険料個人負担金		0	8,198	△ 8,198	
				1	健康・厚生年金等保険料	0	8,198	△ 8,198	
		8	施設等収入			543	507	36	
			1	施設等利用者負担金		543	507	36	
				11	施設利用者光熱水費等負担金	543	507	36	
	14	雑入				325,559	163,747	161,812	
			2	その他			325,559	163,747	161,812
				20	清掃有価物売払収入	234,162	153,734	80,428	
					1	ごみ収集作業	3	3	0
					2	資源回収事業	228,606	147,650	80,956
					3	小型家電等リサイクル事業	615	659	△ 44
					4	不燃ごみの再資源化事業	1,165	1,041	124
					5	羽毛布団の再資源化事業	1,481	4,138	△ 2,657
					6	リユース事業	3	3	0
					7	古着の行政回収モデル事業	222	240	△ 18
					8	自転車のリサイクル事業	2,040	0	2,040
					9	プラスチック製品の再資源化事業	27	0	27
					50	太陽光発電電力売払収入	1	1	0
					61	プラ製容器包装・再資源化支援事業補助金	80,840	5,000	75,840
					62	再商品合理化理出金収入	1	1	0
					87	地域環境力活性化事業	9,504	3,247	6,257
					95	東京二十三区清掃一部事務組合配分金	1	1	0
					99	その他	1,050	1,763	△ 713
					環境清掃部合計	985,547	807,224	178,323	

第3部 環境清掃部各課（所）の事務事業の概要

第1章 環境計画課

第1節 環境基本計画の推進

5年度予算 23,555千円

1 環境保全対策の経緯

(1) 概観

昭和30年代から40年代にかけて、大気汚染や水質汚濁をもたらした産業公害は深刻な社会問題となった。京浜工業地帯の一翼を担い、多様な公害発生源をかかえていた大田区は、昭和44年に公害課を設置し、公害分析室や大気汚染観測システムなどの監視測定体制を整備するとともに、区内工場の現況調査や公害問題総点検会議を設置して、公害の防止改善に努めてきた。

以後、区内工場のいわゆる「公害」は緩和してきたものの、自動車からの排気ガス、ダイオキシンなどの有害化学物質、建築資材に使われるアスベスト、土壌汚染などクローズアップされる問題は時代につれて変遷し、近年では都市化に伴う緑や水辺の減少、ビルなどの建設が進んだことによるヒートアイランド現象、さらに化石燃料の大量使用による二酸化炭素の増加に伴う地球温暖化問題など、グローバルでより困難な課題への対応が必要となっている。

(2) 年表

昭和44年	公害課設置（監視測定体制を整備し、工場現況調査を実施）
昭和47年	公害問題総点検会議を設置
昭和49年	公害問題対策会議を組織
昭和61年	大田区環境公害問題対策会議を組織
平成6年	環境保全施策を推進するための全庁的な調整機関「エコシティ大田推進会議」を設置
平成8年	区の事務事業に伴う環境負荷の低減を目的に「大田区役所エコオフィス推進プラン」を策定 *区役所における省エネを全庁的な取組みを開始
平成11年	地球環境保全のための大田区行動計画「おおたエコプラン」策定
平成12年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を改定（5年計画）
平成17年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を改定（5年計画）
平成19年	「大田区地球温暖化対策地域推進計画」を策定 *温室効果ガス排出削減の取組みを開始
平成22年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を改定（5年計画） 「大田区環境基本条例」を制定 大田区環境審議会を設置 大田区環境公害問題対策会議を廃止
平成24年	「大田区環境基本計画」を策定（10年計画） *「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「大田区生物多様性地域戦略」を包含

平成 24 年	エコシティ大田推進会議を改組、おおた環境基本計画推進会議を設置
平成 27 年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を改定(5年計画)
平成 29 年	「大田区環境基本計画」の中間見直しを行い、「大田区環境基本計画(後期)」を策定
平成 31 年	「大田区役所エコオフィス推進プラン」を1年前倒しで改定(5年計画)
令和 4 年	「大田区環境基本計画(後期)」の理念を継承した「大田区環境アクションプラン」を策定 * 「大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「大田区生物多様性地域戦略」、「大田区気候変動適応方針」を包含
令和 5 年	「大田区脱炭素戦略」を策定

2 大田区環境基本条例 [平成 22 年 4 月 1 日施行]

環境の保全について基本理念を定め、区、区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、区の良い環境を確保することを目的に制定した。

3 大田区環境審議会

大田区環境審議会は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定による区長の附属機関として設置された。

平成 22 年度から 23 年度にかけて 7 回の審議を行い、大田区環境審議会会長から区長へ『大田区環境基本計画』の策定について」を答申した。この答申に基づき、平成 24 年 3 月大田区環境基本計画を策定した。

4 大田区環境基本計画

(1) 大田区環境アクションプラン(大田区環境基本計画)

平成 24 年 3 月、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る大田区環境基本計画を策定した。区の施策を環境の視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業に対して、環境の保全に関する基本的方向を示した。また、区民等や事業者が日常生活や事業活動等に際し、環境の保全及び創造に関する取組を主体的かつ協力して実践していくための指針とした。平成 28 年度には施策体系や取組内容等に関する中間見直しを行い、環境基本計画(後期)を策定した。

令和 3 年度には、環境基本計画(後期)の理念を継承しつつ、2050 年までの脱炭素社会の実現など、新たな環境課題への対応や SDGs の推進、気候変動への適応などを見直しの視点とした大田区環境アクションプランを策定した。



大田区環境アクションプラン

<大田区環境アクションプランの概要>

【計画期間】令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間

【対象地域】大田区全域

【対象とする環境の範囲】大田区環境基本条例 第4条に示される範囲

【計画の位置づけ】環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画、「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「大田区生物多様性地域戦略」、「大田区気候変動適応方針」を包含

【進行管理】大田区環境基本計画に基づく取組の実績報告として「大田区の環境」を毎年発行

（2）大田区脱炭素戦略

大田区環境アクションプランの基本目標B「気候変動緩和策の推進」に示した取組を強化するため、令和5年3月大田区脱炭素戦略を策定した。

この戦略において、2050年脱炭素社会の実現に向け、2030（令和12）年度までの温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で50%削減すること（カーボン・ハーフ）を定めた。

本戦略で定めた取組の方向性に基づき、今後各施策・事業を具体化し、（仮称）第2次大田区環境基本計画に反映させ進捗管理していく。



5 おおた環境基本計画推進会議

大田区環境基本計画の推進には全庁的な取組みが必要であることから、エコシティ大田推進会議を改組、おおた環境基本計画推進会議を設置し、大田区環境基本計画の推進を図ることとした。

審議事項は、基本計画の全庁的な推進に関する事、全庁的な環境施策の総合調整に関する事などである。

[令和4年度]

【審議事項】

- （1）「大田区の環境」令和3年度実績報告について
- （2）（仮称）大田区脱炭素戦略の策定について

【報告事項】

- （1）令和元年度大田区の温室効果ガス排出量報告について
- （2）大田区役所エコオフィス推進プラン（第5次）令和3年度実績【速報】および【温室効果ガス排出量削減目標値の見直し】について
- （3）大田区役所エコオフィス推進プラン（第5次）令和3年度実績について

6 環境保全意識の普及・啓発事業

(1) 環境に関する情報の提供

ア 環境啓発コーナー（区役所本庁舎2階）〔令和2年度から〕

平成29年度に、世界初の水を使わずに紙を再生する乾式オフィス製紙機「PaperLab（ペーパーラボ）」を導入したことに伴い、区役所本庁舎2階の会議室を「環境啓発コーナー」として整備した。環境関連の動画を上映するモニターを設置するとともに、環境施策等のパネルの掲示やパンフレット等の配布による情報提供を行っている。

令和3年度からは、区内の環境活動団体等から動画、パネル等の掲示物を募集して、情報発信の場として活用している。

令和3年度掲示団体	4団体
令和4年度掲示団体	2団体



イ ホームページでの情報提供

区のホームページは、環境関連のコンテンツを細分化し「地球温暖化対策」「公害」「ごみ・リサイクル」などに分類した。また、環境問題に関する概要や学習支援につながるツールの紹介や環境学習動画を充実させるなどして、環境に関する情報を、区民にわかりやすく発信している。

<動画コンテンツの紹介>

動画視聴はコチラから（大田区公式YouTubeチャンネル）▶



参照先) 大田区ホームページ > 生活情報 > 住まい・まちなみ・環境 > 環境・地球温暖化対策・公害 > 環境学習

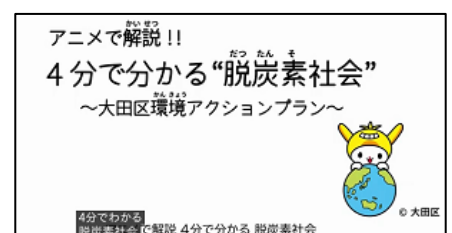
動画タイトル	公開年月
5分で分かる環境問題～みんなで守ろう地球の未来～	令和3年3月
4分で分かる脱炭素社会～大田区環境アクションプラン～	令和4年4月
5分で分かる！区民運動「おたクールアクション」	令和3年4月
依田司さんと学ぶ～脱炭素社会の実現に向けて～	令和4年2月
【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実験～雲を作ってみよう～	令和4年2月
【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践①～お家でクールアクション～	令和4年2月
【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践②～お出かけでクールアクション～	令和4年2月
【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践③～学校でクールアクション	令和5年1月
大田区地球温暖化防止講演会～お天気キャスター依田さんと一緒に考える地球温暖化～	令和4年7月
冷蔵庫整理術～食品ロス削減に取り組もう～（「冷蔵庫整理と食品ロス削減」）	令和2年9月
6分でわかるまるごと野菜のエコレシピ	令和4年9月
初心者でもできる地域の花の育て方！～18色の緑づくり（大田区）～	令和2年10月



6分でわかるまるごと野菜のエコレシピ



依田司さんと実践③～学校でクールアクション



4分で分かる”脱炭素社会”

(2) イベントの開催・出展

ア エコフェスタワンダーランドの開催〔平成13年度から〕

「地域から考える地球の未来」をテーマに、団体、NPO 法人、企業・事業者等が協働して、環境活動の発表など、子どもを中心に広く区民の環境意識の高揚を図るため開催してきた。

令和4年度は、オンライン（特設サイト）と、3年ぶりとなる対面での体験型イベントによるハイブリッド方式で開催した。また、プログラムの一つとして開催した「区民向け環境講座『プラなし』博士が語る、海洋プラスチックの今とこれから」は、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とした。

年度	開催日	会場	参加団体	参加者数	環境清掃部の出展内容
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止により事業が中止となったため、代替事業として主に小学校高学年以上向けに環境普及啓発動画「アニメで解説！5分で分かる環境問題～みんなですら地球の未来～」を制作し、大田区公式チャンネル（YouTube）で公開した。				
令和3年度	2月1日(火)～ 28日(月)	特設WEB サイト	26 団体	利用ユーザ 1,203 人 ページ表示回数 4,164 件	(動画、資料等配信) アニメで解説「5分で分かる環境問題～みんなですら地球の未来～」、「気象予報士依田司さんと学ぶ！地球温暖化」、「気象予報士依田司さんと実験！～雲を作ってみよう～」、「冷蔵庫整理と食品ロス削減」、「初心者でもできる地域の花の育て方！～18色の緑づくり～」、「大田区自然ふれあいマップ【秋・冬編】」、「みんなでごみを減らそうよ2021」
令和4年度	(ハイブリッド型) ①2月12日(日) ②1月10日(火)～ 2月28日(火)	①池上会館 ②特設WEB サイト	25 団体	①参加者数 491 人 内訳 環境講座 53 人 体験型 438 人 ②利用ユーザー数 2,192 人 ページ表示回数 5,215 回	①水素を作る自転車・燃料電池のしくみ体験、ごみゼロウォークのPR、パックテスト(COD)を含む水質測定キット配布、ごみ収集車ペーパークラフト作り ②アニメで解説「5分で分かる環境問題～みんなですら地球の未来～」他4動画を配信

<参考：令和4年度の出展団体>（池上会館のみ出展＝下線、オンラインのみ出展＝二重下線）

一般財団法人大田区環境公社／大田区環境マイスターの会／おおたクールアクション推進連絡会／NPO法人大田・花とみどりのまちづくり／大森 海苔のふるさと館（NPO法人海苔のふるさと会）／オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」／ガールスカウトケナフおおた／株式会社環境向学／生活クラブまち大田／NPO法人世界環境改善連合／一般社団法人全国清涼飲料連合会／多摩川とびはぜ倶楽部／NPO法人東京港グリーンボランティア／公益社団法人東京青年会議所大田区委員会／東京電力パワーグリッド株式会社品川支社／日東工器株式会社／日本航空株式会社／日本生命相互会社東京ベイエリア支社・NPO法人都会で炭焼きプロジェクト／呑川の会／富士通株式会社富士通ソリューションズスクエア／まち井／NPO法人リトルターン・プロジェクト／株式会社リーテム／レトロ鍋／大田区

イ パネル展の開催

区民の環境意識向上を目的に、環境月間に合わせたパネル展示等を行った。

年 度	開 催 期 間	内 容
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
令和3年度	6月1日～30日 環境啓発コーナー	環境啓発コーナーでのパネル等展示、健康アプリへの投稿による環境情報発信、地球温暖化防止アンバサダー依田氏ツイッター配信、区ホームページへの掲載
令和4年度	① 6月1日～30日 環境啓発コーナー ② 6月6日～10日 本庁舎3階	①環境啓発コーナーでは週替わりで環境に関する動画を放映。 ②本庁舎3階中央展示コーナーにて環境保全に関する区の取り組みパネル展示やクイズを実施。

ウ イベント等への出展

区民の環境意識向上を目的に、区主催イベント等にて環境に関する普及啓発活動を実施した。

年 度	イ ベ ン ト 名	開 催 日	備 考
令和2年度	子どもガーデンパーティ（六郷会場）	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止	
	多摩川清掃工場フェア		
令和3年度	子どもガーデンパーティ	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止	
	多摩川清掃工場フェア		
令和4年度	子どもガーデンパーティ	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
	多摩川清掃工場フェア	10月16日(日)	ごみ積み込み体験、パネル展示、古着回収

(3) 「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクールの開催

ア 「地球にやさしいまちづくりポスター」の募集 [平成25年度から]

小・中学生を対象に平成25年度から「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクールを開催している。ごみ減量・リサイクル、自然環境、地球温暖化などをテーマにポスターを募集し、優秀作品を表彰した。

年 度	応募学校数	応募点数	表彰作品数
令和2年度	31校	323点	30点
令和3年度	39校	280点	25点
令和4年度	45校	429点	28点

令和4年度地球にやさしいまちづくりポスター「最優秀賞」受賞作品

小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学校の部



イ 「地球にやさしいまちづくりポスター」の展示

区民の環境意識向上を目的に、「地球にやさしいまちづくりポスター」の受賞作品を展示した。

年 度	展示場所	展示期間
令和 2年度	地球にやさしいまちづくりポスター展（本庁舎2階環境啓 発コーナー）	10月
	大田清掃工場・多摩川清掃工場	12月～（通年）
	東急バス、京急バス、たまちゃんバス車内掲出	11～3月
令和 3年度	地球にやさしいまちづくりポスター展 ・本庁舎2階環境啓発コーナー ・本庁舎3階中央展示コーナー	11～12月 2月
	東急バス、京急バス車内掲出	11月
	大田清掃工場・多摩川清掃工場	12月～（通年）
	エコフェスタワンダーランド ONLINE	2月
令和 4年度	地球にやさしいまちづくりポスター展 ・本庁舎2階環境啓発コーナー ・本庁舎3階中央展示コーナー	12月 3月
	東急バス、京急バス、たまちゃんバス車内掲出	11～2月
	大田清掃工場・多摩川清掃工場	12月～（通年）
	エコフェスタワンダーランド in 池上会館&ONLINE	1～2月

※上記以外にも、ホームページ、区報、おおたの教育などの媒体で広報を行った。

7 食品ロス削減への取り組み

(1) 「大田区食べきり応援団」登録事業者の募集 [令和元年度から]

区内で、「小盛メニュー」や「量り売り」等の実施により食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等を「大田区食べきり応援団」として登録する。その取組を区として支援、PRすることにより、事業者及び消費者への食品ロス削減に対する意識啓発につなげる。

【具体的な支援手法】

- ・登録事業者へ「はねびょんステッカー」を配布し、PRしていく。
- ・希望する事業者へ啓発用ポスターや卓上POP、缶バッジを配布することで、事業者による普及啓発を推進する。
- ・区は広報媒体（ホームページ、区報、チラシ等）を通じて登録事業者の募集やPRを行い、登録店舗の増加を図るとともに、区民等の利用を促進する。

※令和4年度から、受付・管理業務は（一財）大田区環境公社委託事業。

登録事業者数 3月31日現在	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	41事業者	50事業者	48事業者



はねびょんステッカー



缶バッジ



ポスター



卓上POP



チラシ

(2) 食品ロスに係る出前授業の実施 [令和元年度から]

持続可能な開発目標（SDGs）でも掲げられている食品ロス削減に向け、将来を担う小・中学生を対象に、食品ロスについて「知る」「考える」きっかけとなる出前授業を座学方式及び調理実習方式にて実施している。

令和4年度は日本工学院専門学校から希望があった。食品ロス削減は重要な課題であることから、試行的に出前事業を実施した。

(実績報告)

年度	座学方式	備考
令和2年度	実施校数：4校（6回分） 参加人数：306人 開催日：11月16日(月)2時限分、12月1日(火)、 12月17日(木)2時限分、1月14日(木)	調理実習方式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
令和3年度	実施校数：2校（5回分） 参加人数：161人 開催日：10月14日(木)3時限分、11月2日(火)2時限分	
令和4年度	実施校数：4校（4回分）※ 参加人数：282人 開催日：11月4日(金)、11月10日(木)、 2月3日(金)※、3月3日(金) ※日本工学院専門学校開催分（1校）を含む	東急ストア、アルフォ、大田区社会福祉協議会の協力により実施 ※（一財）大田区環境公社委託事業

(3) 地産地消型未利用食品マッチング [令和元年度から]

区内の事業者から排出される食品ロスについて、食品を必要としている区内の福祉団体等とマッチングし、有効活用を図ることで食品ロス削減へとつなげる。

提供事業者は食品取扱事業者のみならず、防災備蓄食品を有する事業者等も対象としており、配送における環境負荷の軽減、お互いに顔が見える信頼関係の構築など、地産地消を活かした事業展開としている。

マッチングにあたっては、福祉団体等との需給調整及び配送について（社福）大田区社会福祉協議会との連携のもと実施している。

年度	生鮮食品 ・加工食品等	防災備蓄食品	備考
令和2年度	7件		令和2年度から、区が社会福祉協議会等へ紹介する役割を確立したため、相談・紹介件数を実績としている。 ※令和4年度から、大田区環境公社委託事業。
令和3年度	7件		
令和4年度	7件		

(4) フードドライブ [平成 29 年度から]

フードドライブは、家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう未利用食品を区に持ち寄ってもらい、地域の福祉団体や施設などに寄付している。受付場所を環境計画課のほか特別出張所に設置し、利便性を図っている。

(令和 2 年度実績報告)

時期	(第 1 回) 9 月 7 日(月)～11 日(金) (第 2 回) 1 月 18 日(月)～22 日(金) ※ 6 月実施は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
受付場所	特別出張所 4 所 (池上・嶺町・羽田・矢口)、 環境計画課 (区役所本庁舎 8 階)
参加者数	延 341 人 (内訳: 第 1 回 131 人、第 2 回 210 人)
寄付内容	商品数 3,496 点、重量 1,028.79kg

(令和 3 年度実績報告)

時期	(第 1 回) 6 月 14 日(月)～18 日(金) (第 2 回) 9 月 27 日(月)～10 月 1 日(金) (第 3 回) 1 月 24 日(月)～28 日(金)
受付場所	特別出張所 4 所 (池上・嶺町・羽田・矢口)、 環境計画課 (区役所本庁舎 8 階)
参加者数	延 392 人 (内訳: 第 1 回 119 人、第 2 回 135 人、第 3 回 138 人)
寄付内容	商品数 4,892 点、重量 1,378.28kg

(令和 4 年度実績報告)

時期	(第 1 回) 6 月 13 日(月)～17 日(金) (第 2 回) 9 月 12 日(月)～16 日(金) (第 3 回) 1 月 23 日(月)～27 日(金)
受付場所	特別出張所 5 所 (入新井・池上・嶺町・羽田・矢口)、 環境計画課 (区役所本庁舎 8 階)
参加者数	延 523 人 (内訳: 第 1 回 189 人、第 2 回 193 人、第 3 回 141 人)
寄付内容	商品数 8,483 点、重量 2,139.89 kg

※入新井特別出張所は第 3 回について試行実施後、令和 5 度以降は本格実施。

(5) 食品ロス削減実践講座 [令和2年度から]

区民が、家庭の各場面において実施しやすい食品ロス削減に寄与する取組みを紹介する。

令和2・4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から対面式講座ではなく、家庭でできる食品ロス削減の実践に関する啓発動画を制作し、大田区公式YouTubeチャンネルで配信した。

また、10月食品ロス削減月間にあわせてキャンペーンにより啓発を強化することで、区民の食品ロス削減に関する取組みを促進した。

年度	内容	実績	備考
令和2年度	啓発動画「冷蔵庫整理と食品ロス削減」をYouTube配信	視聴回数：514回 (令和3年3月31日時点)	公開日： 令和2年9月29日
令和3年度	「わたしの“エコ自慢クッキング”」キャンペーンとして、はねぴよん健康アプリを通じてアイデア、料理法等を募集	応募件数：79件	
令和4年度	啓発動画「6分でわかるまるごと野菜のエコレシピ」をYouTube配信 10月食品ロス削減月間にあわせて上記動画の公開キャンペーンを開催	視聴回数：220回 (令和5年3月31日時点)	公開日： 令和4年9月28日

8 その他

(1) 環境影響評価制度（環境アセスメント）

環境影響評価法または東京都環境影響評価条例等に基づき、東京都からの意見照会を受け、区長の意見書を提出している。また、事業者が行う環境影響評価について、縦覧等の事務に協力している。

第2節 給食生ごみリサイクル事業

1 給食残渣に係る食品リサイクルの推進 [令和2年度から]

区立小・中学校から排出される給食の食べ残しや調理過程で生じた調理くずなどの残渣を回収し、区内食品リサイクル事業者により飼料等にリサイクル活用して再生利用を促進する。これにより、ごみの減量とともに循環型社会の構築、小・中学校での食品ロス削減の普及啓発や環境意識の向上へとつなげる。

(令和2年度実績報告)

回収対象	区立小・中学校 86校 ※
回収量	604,370kg

(令和3年度実績報告)

回収対象	区立小・中学校 86校 ※
回収量	652,750kg

(令和4年度実績報告)

回収対象	区立小・中学校 86校 ※
回収量	648,460kg

※志茂田小・志茂田中学校については小・中一体校舎のため1校として数える。

※令和4年度より総務課に移管。

1 地球温暖化対策の計画

(1) 大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

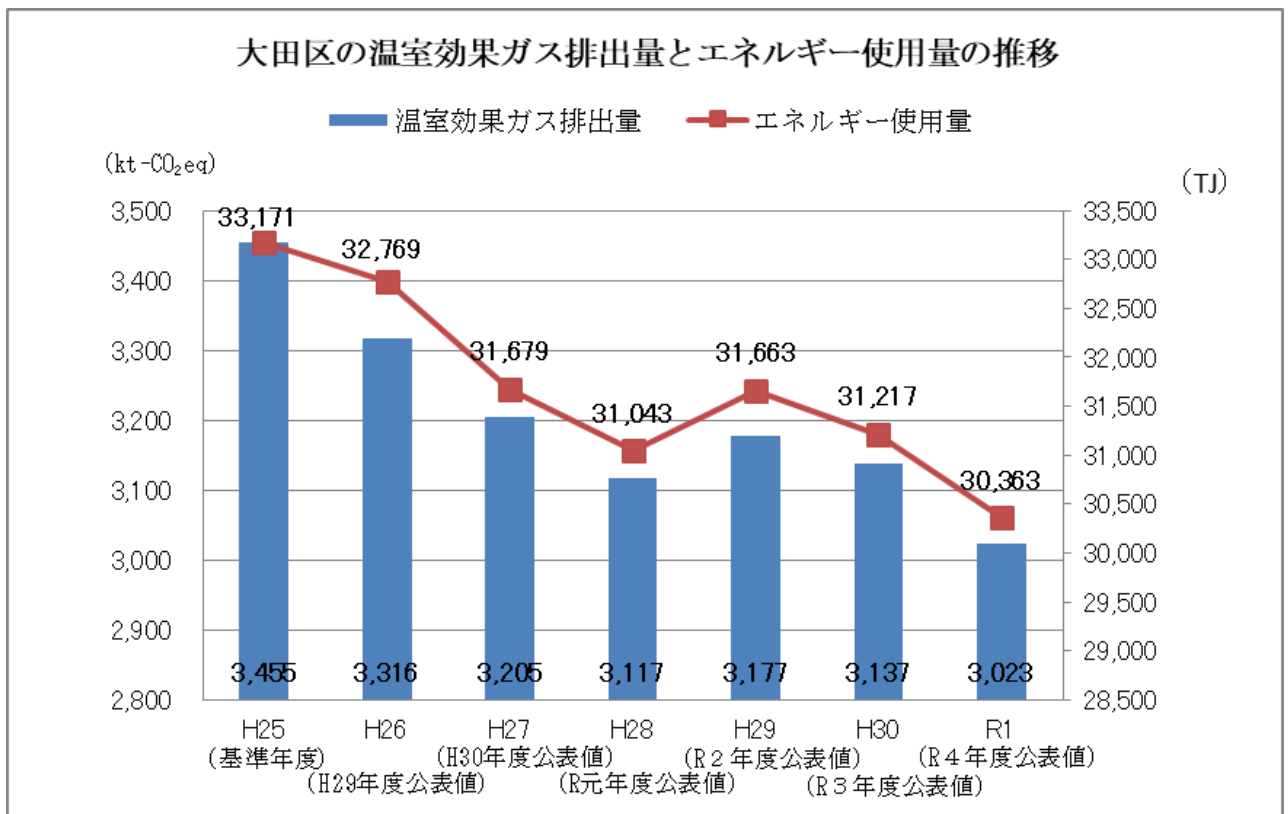
地球温暖化対策推進法第21条第3項に定める「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策」に必要な事項を定める計画であり、区民等・事業者・区が各々の役割に応じた取組みを総合的かつ計画的に推進することで、大田区の温室効果ガスの排出量を抑制し、脱炭素社会を構築することを目的とする。

なお、本計画は、令和4年3月に策定した「大田区環境アクションプラン」に包含されている。

<計画の概要>

計画期間	令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間
削減目標	温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で46%削減
長期理念	令和32（2050）年度までに脱炭素社会（温室効果ガス排出量実質0）の実現

<計画の進捗状況>



※ グラフ中の数値は、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による「特別区の温室効果ガス排出量算定手法の標準化」による算定結果を用いている。

(2) 大田区役所エコオフィス推進プラン

地球温暖化対策推進法第21条第1項に定める「地方公共団体実行計画」に位置付ける計画であり、区の事務事業活動に伴う環境負荷の低減を目的とする。

令和元年度からは、1年前倒しで策定した第5次計画に基づく取組みを推進している。

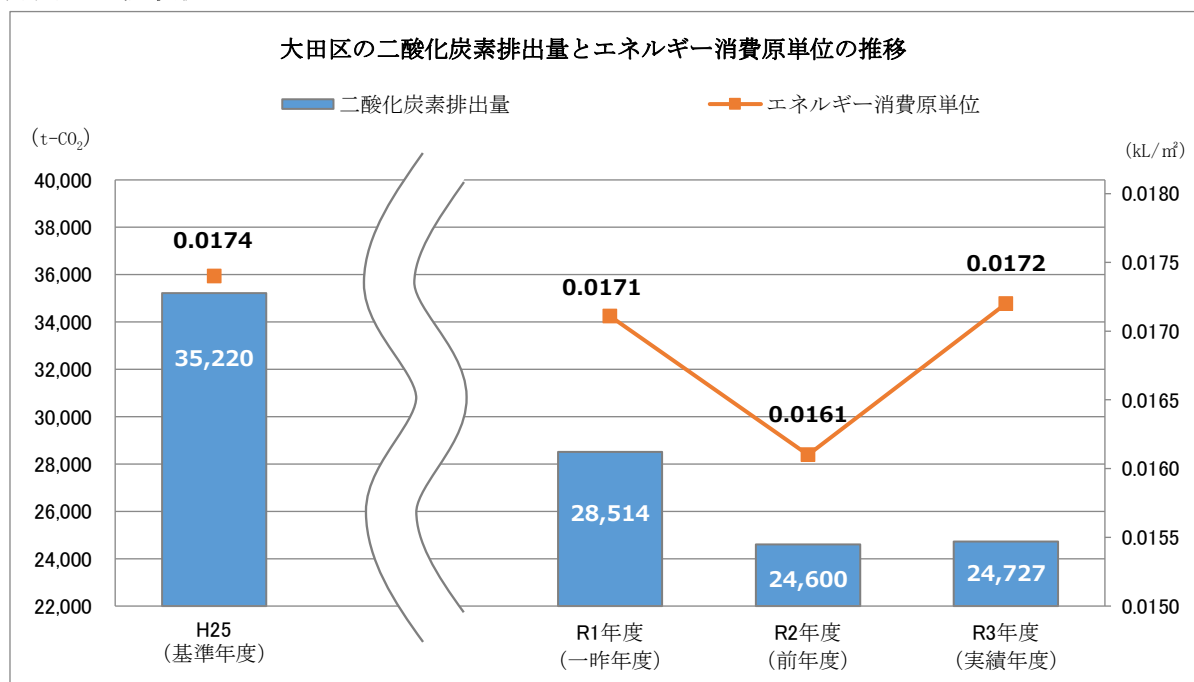
また、国の地球温暖化対策計画の改定及び大田区環境アクションプランの策定に伴い、令和4年8月に削減目標の改定を行った。

< 第5次計画の概要 >

計画期間	令和元年（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間
基準年度	平成25（2013）年度
目標年度	令和5（2023）年度
削減目標 （令和4年8月改定）	温室効果ガス排出量を30.0%削減する。 エネルギー消費原単位を12.9%低減する。 上水道の使用量を18.0%削減する。 コピー用紙使用量を12.0%削減する。 廃棄物の排出量を平成25（2013）年度以下にする。



< 計画の進捗状況 >



2 「区民運動おおたクールアクション」[令和元年度から]

「区民運動おおたクールアクション」は、以下の3つのスローガンを掲げ、区民一人ひとりが省エネ・3R・グリーン購入などの環境配慮行動を実践するとともに、本運動に賛同する事業者・団体・区が自らの取り組みを共有・発信することで区内全域に活動の輪を広げ、脱炭素社会の実現をめざす区民運動である。



おおたクールアクションロゴマーク

(1) 3つのスローガン

- 一人ひとりが地球温暖化を「自分ごと」と捉え、脱炭素ライフスタイルを実践しよう！
- 区民・団体・事業者・区は、それぞれの責務を果たし、連携・協力を図りながら地球温暖化対策に取り組もう！
- 地球温暖化対策の実践者の取組みを共有（見える化）することで、活動の輪を大田区全体に広げていこう！

(2) 脱炭素ライフスタイルの実践

区民一人ひとりが、まずはできることから環境配慮行動を実践することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減を図る。

【一人ひとりが実践しよう！】



©大田区

(3) 区民運動おおたクールアクション賛同団体（おおたクールアクション推進連絡会）

令和2年8月、「区民運動おおたクールアクション」への賛同を表明した事業者・団体によって、賛同団体による情報の共有と区内全域に向けた情報発信を目的とした区民運動のプラットフォームとなる任意団体おおたクールアクション推進連絡会を立ち上げた。区は推進連絡会の事務局を担うとともに、活動に必要な支援を実施している。

おおたクールアクション推進連絡会は、平成20年に設立した大田区地球温暖化対策地域協議会の後継として、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に定める地球温暖化対策地域協議会として位置づけられている。

ア 賛同登録の状況

登録団体数 (3月31日現在)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	85 団体	94 団体	100 団体

イ おおたクールアクション推進連絡会への支援

(ア) 各種会議の開催

	幹事会	総会
令和2年度	(準備会) 1回/7月15日(水) ※ (幹事会) 2回/10月16日(金)、 12月18日(金)	(設立総会) 1回/8月7日(金) ※
令和3年度	(幹事会) 3回/6月23日(水) ※、 9月24日(金) ※、11月10日(水)	1回/7月30日(金) ※
令和4年度	(幹事会) 4回/5月16日(月)、 8月30日(火)、11月17日(木)、 3月16日(木)	1回/7月28日(木) ※

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議とした。

(イ) 活動報告会等の開催 (おおたクールアクションのつどい)

	開催日	テーマ	会場	参加人数
令和2年度	2月4日 (木)	SDGs で自分を変える未来が変わる	区役所本庁舎第五・六委員会室	35団体 135人 内オンライン 100人
令和3年度	2月2日 (水)	コロナ禍からの経済復興とSDGs「カーボンニュートラルと中小企業のビジネス戦略」	大田区産業プラザPiO	延期 ※
令和4年度	2月2日 (木)	・基調講演「カーボンニュートラルの視点に立った中小企業のビジネス戦略について」 ・活動報告会	区役所本庁舎第三・四委員会室	34団体 40人 内オンライン 10人

※ 新型コロナウイルス感染症の急拡大及びまん延防止等重点措置の実施を受け、開催を延期した。



(ウ) 区民等に向けた普及啓発活動

a ポスター掲出

「区民運動おおたクールアクション」のPRポスターを賛同団体の事業所及び区施設に掲出している。



b O T Aふれあいフェスタへの出展

地球温暖化防止の普及啓発を目的に、平成 21 年度から大田区地球温暖化対策地域協議会と区が協働で出展していた。

年度	開催日	主な出展内容	参加者数
令和元年度	11月2日(土)、3日(日)	環境クイズ、パネルの展示	2,300人
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和4年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止による縮小開催のため出展エリアを確保できず不参加		



令和元年度の様子

c ホームページを活用した情報発信

「区民運動おたクールアクション」及びおたクールアクション推進連絡会の発足に伴い、特色のある賛同団体の活動事例をホームページで紹介した。

ウ 賛同事業者・団体への支援

(ア) 自治会・町会等の省エネ講習会の開催支援

区民一人ひとりに環境配慮行動の実践を促すことを目的に、自治会・町会等が主催する省エネ講習会に講師を派遣した。なお、本事業は、平成 29 年度から自治会・町会と連携し開催していた省エネ講習会を、令和 2 年度から講師派遣制度に変更したものである。

年度	実施団体	参加者数(延べ)	備考
令和2年度	1団体	60人	地域力推進雪谷地区委員会
令和3年度	2団体	105人	地域力推進雪谷地区委員会 東六郷一丁目町会
令和4年度	1団体	31人	六郷地区自治会連合会

(イ) 事業者等を対象とした省エネ講習会の開催支援

事業者等における環境配慮行動の実践を促すことを目的に、賛同団体が主催する省エネ講習会に講師を派遣した。なお、本事業は平成19年度から大田区地球温暖化対策地域協議会と協働し開催していた事業者向け省エネルギーセミナーを令和2年度から講師派遣制度に変更したものである。

年度	実施団体	参加者数 (延べ)	備考
令和2年度	1団体	11人	大田区企業交流会「OKK-21」
令和3年度	実施団体なし		
令和4年度	1団体	6人	公益財団法人 蒲田法人会

(ウ) 省エネ診断の受診促進

区内中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、東京都地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「省エネ診断」の受診促進に、連携して取り組んでいる。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診件数	28件	6件	10件	24件

協力：東京都地球温暖化防止活動推進センター

3 地球温暖化防止活動への取組気運の醸成（大田区地球温暖化防止アンバサダー）

(1) 大田区地球温暖化防止アンバサダー [令和2年度から]



「区民運動おたクールアクション」の応援団として、地球温暖化の影響や気候変動による生活への影響に関する情報等を発信すると共に、“2050年脱炭素社会実現”に向けてのアクション（行動）を先導している。

任命期間	氏名等
令和2年6月1日から 令和4年5月31日まで	・依田 司 氏
令和4年6月1日から 令和6年5月31日まで	・依田 司 氏 ・NPO 法人気象キャスターネットワーク

(2) 地球温暖化防止講演会

地球温暖化の現状や気候変動の生活への影響など、地球温暖化に関する問題意識の共有を目的に、平成 28 年度から講演会を開催している。令和 2～3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止し、令和 4 年度はオンラインで開催した。

令和 4 年度の講演内容は、YouTube の大田区公式チャンネルでも配信している。



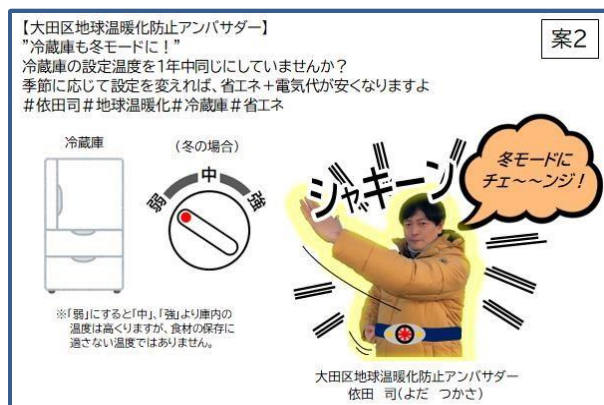
令和 4 年度の様子

年度	開催日	事業名	会場	参加者数
令和 2 年度	6 月 6 日 (土)	—	大田区民ホール 「アプリコ」 大ホール	中止
令和 3 年度	—	—	—	中止
令和 4 年度	6 月 18 日 (土)	お天気キャスター 依田さんと一緒に考える地球温暖化～2050 年の未来に向けて私たちにできること～	オンライン 開催	約 200 人

(3) ホームページや SNS を活用した普及啓発事業

ア SNS を活用した情報発信

大田区地球温暖化防止講演会の中止に伴い、コロナ禍における非接触型の普及啓発事業として、令和 2 年 9 月から月 1 回、「依田さんからのクールアクション」を区の公式 ツイッター及びホームページで配信した。



ツイッターによるメッセージ配信

イ 健康アプリ連携事業

コロナ禍における非接触型の普及啓発事業として、令和2年10月から健康づくり課が所管する「健康アプリ」のタイムライン機能を活用し、区民が環境に優しい取組みを紹介する「わたしのエコ自慢キャンペーン」を実施した。

年度	開催期間	キャンペーン名	投稿数
令和3年度	5月18日(火)から 6月30日(水)まで	「わたしのCOOLBIZスタイル自慢」 涼を感じる服装やくらしの工夫の写真を投稿	24件
	7月5日(月)から 8月31日(火)まで	「おいしい夏が旬の野菜・果物自慢」 夏が旬の野菜と果物の写真を投稿	102件
	10月1日(金)から 11月30日(火)まで	「わたしのエコクッキング自慢」 環境にやさしいおすすめ調理の工夫やアイデアの写真を投稿	79件
	1月20日(木)から 2月28日(月)まで	「教えてわたしのウォームビズ自慢」 エネルギーを使わずに「暖」がとれる取り組みやアイデアの写真を投稿	20件
令和4年度	6月1日(水)から 7月31日(日)まで	わたしの「夏の省エネアイデア」自慢 簡単に涼を感じることができる便利な工夫やアイデアの写真を投稿	68件
	12月1日(木)から 令和5年1月31日 (火)まで	わたしの“冬が旬の野菜、果物などを使用した料理”自慢 冬が旬の野菜、果物などを使用した料理の写真を投稿	50件

(4) 啓発用リーフレット等の作成・配布

ア 「啓発動画」の作成・配信

(ア) 「5分でわかる! 『区民運動おたクールアクション』」の配信

大田区地球温暖化防止アンバサダー依田司氏からの普及啓発・応援メッセージ動画として「5分でわかる! 『区民運動おたクールアクション』」を作成した。

動画は、大田区公式チャンネル (YouTube) で配信するとともに、おたクールアクション賛同団体の店舗等で放映した。



(イ) 「5分で分かる地球温暖化」シリーズの配信

「区民運動おたクールアクション」の実践を目的として、アンバサダーによる家庭や学校での実践行動を紹介するシリーズ作品動画を5本制作した。

動画は大田区公式チャンネル (YouTube) での配信をはじめ、エコフェスタワンダーランド ONLINE や区役所の環境啓発コーナーで放映した。



イ 啓発用リーフレット等の作成・配布

(ア) 「おおたクールアクション実践ハンドブック」の配布

地球温暖化の現状や家庭における省エネ等の環境配慮行動を促進することを目的に、区施設や賛同団体の店舗等で配布した。

(イ) 「はねびよんの地球にやさしい行動シール」の配布

家庭における省エネ行動の促進と次代を担う子どもたちの環境意識の向上を目的に、平成 30 年度から「はねびよんの地球にやさしい行動シール」を全区立小学校 5 年生に配布している。



4 地球温暖化対策に関する普及啓発活動

(1) 家庭における省エネ型行動様式への転換の促進

ア エコライフ講習会（省エネセミナー）

家庭における省エネルギー対策の促進を目的に、平成 26 年度から実施している。



（令和 4 年度の様子）

年度	開催日	テーマ	会場	参加者数
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止			
令和 3 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止			
令和 4 年度	12 月 3 日 (土)	家庭向け省エネ住宅セミナー ～地球にも家計にもやさしい省エネ住宅～	消費者生活 センター	26 人

(2) こども環境教室

ア 公用車（燃料電池車）を活用した普及啓発

次世代エネルギーの普及と次代を担う子どもたちの環境意識の向上を目的に、平成 27 年度から公用車（燃料電池車）と企業の CSR（社会貢献）活動を活用した小中学校への出前授業等を実施している。



燃料電池車の出前授業（東六郷小）

年度	事業名	実施校	参加者数	備考
令和2年度	燃料電池車の出前授業 (東京ガス連携事業)	小学校 4校	381人	西六郷・梅田・南六郷・ 道塚
	教育委員会主催「ものづくり 教育・学習フォーラム」出展	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和3年度	燃料電池車の出前授業 (東京ガス連携事業)	小学校 2校	106人	志茂田・東六郷
	教育委員会主催「ものづくり 教育・学習フォーラム」出展	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和4年度	燃料電池車の出前授業 (東京ガスネットワーク連携 事業)	小学校 1校	57人	東六郷
	教育委員会主催「ものづくり 教育・学習フォーラム」出展	普及啓発資材の提供		

イ 区内企業と連携した施設見学会の開催

家庭における省エネルギー対策と次代を担う子どもたちの環境意識の向上を目的に、平成29年度から実施している。

年度	開催日	事業名	対象	参加者数
令和2年度	3月13日 (土)	JAL リモート工場見学とそらエコ教室 ーオンライン開催ー	小中高生	692人
	バス見学会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止			
令和3年度	1月15日 (土)	JAL リモート工場見学とそらエコ教室 ーオンライン開催ー	小中学生	508人
	バス見学会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止			
令和4年度	8月13日 (土)	JAL リモート工場見学とそらエコ教室 ーオンライン開催ー	小中学生	238人
	12月23日 (金)	JAL 工場見学とそらエコ教室 (JAL スカイミュージアム)	中高生	30人
	8月8日 (月)	リーテムオンライン工場見学会 ～3Dで学ぶ資源とリサイクル～	小中学生	84人



JAL リモート工場見学とそらエコ教室開始画面



JAL 工場見学とそらエコ教室
格納庫見学の様子

(3) エコレシピコンクール [平成 29 年度から]

地球温暖化の防止、食品ロスの削減、ごみ減量を目的に、平成 29 年度から隔年でエコレシピコンクールを実施した。入賞したレシピはお料理教室の実施やレシピカードの作成など普及啓発に活用している。

※令和 3 年度に事業終了

年度	テーマ	応募件数	受賞作品	
平成 29 年度	休日のランチに食べたいエコレシピ	152 件	最優秀賞	華やかエコなパエリア
			優秀賞	夏野菜ゴロゴロカレーとカラフルサラダとコーンスープ
			優秀賞	わいわい食べよう！おうち de エコごはん ～熱々パエリアとヒコーキサラダ～
令和元年度	キャベツまるごと使い切りレシピ	148 件	最優秀賞	定番メニューをがつつりヘルシーに！キャベツの無水カレーとお豆腐キャベツメンチ
			優秀賞	キャベツがもっと好きになる！栄養&愛情たっぷりレシピ
			優秀賞	キャベツの芯のトースト ほか
令和 3 年度	「食品ロス削減につながるアイデア料理」 「電気・ガス・水をできるだけ使わないエコな料理法」	79 件	※「わたしの“エコ自慢クッキング”」キャンペーンとして、はねびょん健康アプリを通じてアイデア、料理法等を募集した。	

《エコレシピ等の普及啓発》

開催日	内容
令和元年 7月26日(金)	環境にやさしいお料理教室の開催
令和元年度以降	レシピカードを作成し、普及啓発を図る。

環境にも家計にもやさしい！エコレシピ

毎日のお料理でできるエコを始めてみませんか？「エコレシピコンクール」で選ばれたアイデア満載！味も抜群！のおすすりレシピをご紹介します。

環境にやさしいお料理のポイント

- 買い物で
マイバッグを使う
物の素材を選ぶ
- 調理で
お水や電気ガス上手に使う
食材を使い切る
- 片付けで
洗剤、洗剤を減らす
生ごみは水を切って捨てる など

第2回 エコレシピコンクール

「キャベツまるごと使い切り」をテーマに、環境に配慮した「エコレシピ」を募集しました。

応募総数 148 点の中から審査を経て選ばれた作品は、レシピカードやお料理教室などで紹介します。



大田区ホームページのご案内
これまでの入賞レシピが環境にやさしいお料理のポイントを詳しくご紹介しています。
「大田区 エコレシピ」で検索、もしくは右のQRコードからアクセスできます。

（※各先）大田区環境推進課 環境計画課（〒144-8621 大田区南田 5-13-14 電話 03-5744-1362 / FAX 03-5744-1532）

最優秀賞
「キャベツの無水カレーとお豆腐キャベツメンチ」塩澤歩さん

エコなポイント
カレーとメンチの具材の同時調理でエネルギー使用量の削減をします。カレーの具材は余剰量も取り回して活用してアレンジができます！（レシピカードでは、カレーとメンチのみの紹介）



(4) 打ち水の普及促進

ア おおた打ち水大会 [平成 21 年度から]

ヒートアイランド対策及び地球温暖化対策の推進を目的に、自然の力で涼を感じる「打ち水」の普及活動として、蒲田東口において開催した。

※令和 4 年度に事業終了

年度	開催日	会場	参加人数
令和元年度	8 月 4 日 (日)	蒲田東口商店街 (大蒲田祭)	約 300 人
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和 3 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		



令和元年度の様子

主催：大田区、蒲田東地区自治会連合会、大蒲田祭蒲田地区連合

イ 打ち水支援事業 [平成 21 年度から]

打ち水の普及促進を目的に、平成 21 年度から平成 27 年度まで打ち水用具の貸出しを行った。

平成 28 年度からは、区内自治会・町会を対象に、打ち水用具の給付を実施している。

年度	給付件数
令和 2 年度	0 件
令和 3 年度	44 件
令和 4 年度	46 件

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止

5 区役所による率先行動「大田区役所エコオフィス推進プラン」

(1) 区の業務から発生する二酸化炭素排出量等（過去5年間）

大田区役所エコオフィス推進プラン第5次計画に基づき、区の事務事業活動に伴う環境負荷の低減に取り組んでいる。

			基準(平成25年度)		実績(年度)					
			目標(令和5年度)		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
区の事務事業全般にかかる二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)			実績	35,220	29,297	28,514	24,600	24,727	(注)	
			H25年度比	-30.0%	-16.8%	-19.0%	-30.2%	-29.8%		
課 題 別 目 標	区の事務事業全般にかかるエネルギー消費原単位 (kL/m ²)		実績	0.0174	0.0175	0.0171	0.0161	0.0172		
			H25年度比	-12.9%	0.6%	-1.7%	-7.5%	-1.1%		
	(内訳)	電気 (万kWh)	実績	5,074	5,041	4,954	4,515	4,872		
			H25年度比	—	-0.7%	-2.4%	-11.0%	-4.0%		
		ガス (千m ³)	実績	3,607	3,594	3,456	3,713	4,163		
			H25年度比	—	-0.4%	-4.2%	2.9%	15.4%		
	上水道使用量 (千m ³)			実績	1,306	1,186	1,146	890	1,012	
				H25年度比	-18.0%	-9.2%	-12.3%	-31.8%	-22.5%	
	コピー用紙使用量 (t)			実績	372.0	396.8	396.9	379.0	387.4	
				H25年度比	-12.0%	6.7%	6.7%	1.9%	4.2%	
	廃棄物の排出量 (t)			実績	3,584	3,408	3,539	2,821	2,908	
				基準年度以下		-1.0%	-4.9%	-1.3%	-21.3%	
	環境保全型公共施設の整備	省エネルギー機器の導入	空調	導入	—	1施設	1施設	3施設	2施設	2施設
				累計	—	64施設	65施設	68施設	70施設	72施設
照明			導入	—	7施設	2施設	11施設	5施設	4施設	
			累計	—	72施設	74施設	85施設	90施設	94施設	
太陽光発電設備の導入		施設	導入	—	4施設	1施設	2施設	0施設	1施設	
			累計	—	22施設	23施設	25施設	25施設	26施設	
		容量	導入	—	67.6kW	20kW	30kW	0kW	20kW	
			累計	—	318kW	338kW	368kW	368kW	388kW	
デマンド監視装置の導入		導入	—	0施設	0施設	0施設	0施設	3施設		
		累計	—	24施設	24施設	24施設	24施設	27施設		
低公害車の導入	電気		保有数	—	1台	1台	1台	0台	0台	
	燃料電池			—	1台	1台	1台	1台	1台	
	メタノール			—	0台	0台	0台	0台	0台	
	天然ガス			—	1台	1台	1台	1台	1台	
	LPG			—	0台	0台	0台	0台	0台	
	プラグインハイブリッド			—	0台	0台	0台	1台	1台	
	ハイブリッド			—	12台	15台	15台	21台	21台	
	その他			—	45台	42台	41台	53台	52台	
	導入率			—	56.6%	56.1%	56.2%	58.3%	59.2%	

(注) 区の事務事業全般に係る二酸化炭素排出量、エネルギー消費原単位等は、現在集計中である。
集計結果は、別途「大田区役所エコオフィス推進プラン第5次計画実績報告」として公表する。

(2) 区有施設で使用する電力の環境性向上

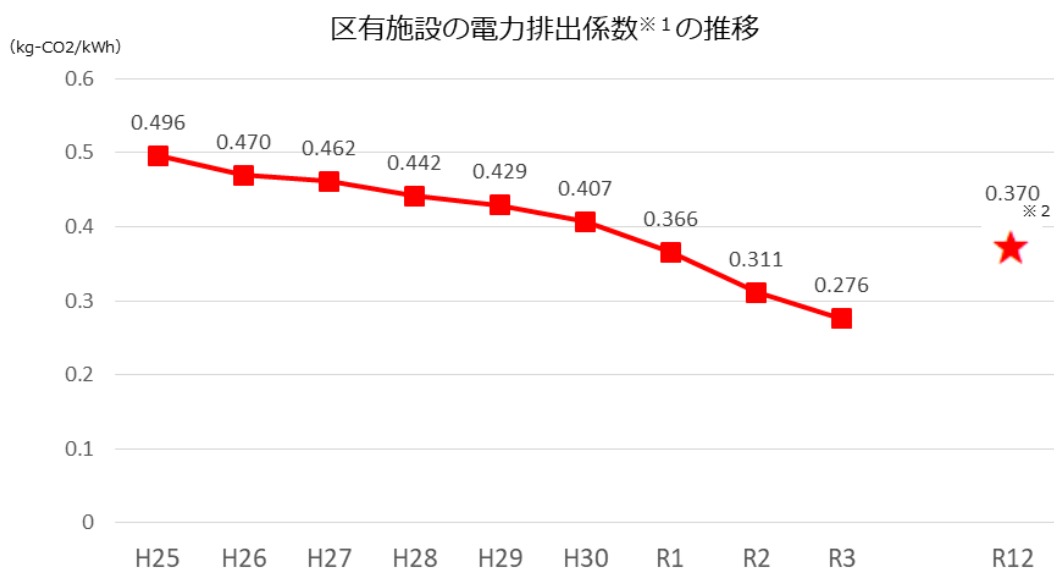
ア 取組経過

区の業務から排出される二酸化炭素排出量の削減を目的に、調達する電力の環境性向上に取り組んでいる。

年度	内容
平成 22 年度	23 区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力を一部の区立小学校(3校)で導入開始
平成 24 年度	大田区電力の調達に係る環境配慮方針を策定
平成 25 年度	高圧 50kW 以上の区有施設に電力の環境性を条件に付した電力入札を開始
令和元年度	大田区電力調達方針を策定
令和 2 年度	23 区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力を全区立小・中学校と大森・調布清掃事務所に導入拡大
	区役所本庁舎と蒲田清掃事務所に再生可能エネルギー100%電力を導入

イ 取組状況

取組状況		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入札	高圧施 (H25～)	80 施設	36 施設	36 施設	34 施設
	RE100 (R2～)	0 施設	2 施設	2 施設	2 施設
23 区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力の調達状況 (H22 年度～)		47 施設	91 施設	91 施設	91 施設
太陽光発電の導入状況		23 施設	25 施設	25 施設	26 施設



※1 電力排出係数は、区有施設で使用した電気1kWh当たりのCO2排出量であらわれ、CO2排出量の少ない電力を選択するほど数値は小さくなる。

※2 大田区役所エコオフィス推進プラン(第5次)では、令和12年度までに電力排出係数を0.370kg-CO2/kWhまで低減していくことを視野にCO2排出量の削減目標を設定している。

ウ 取組結果

令和 3 年度の CO2 の削減効果 ※ 3	8,353 t
------------------------	---------

※ 3 区有施設の電気使用量すべてを東京電力エナジーパートナー(株)とした場合との比較

(3) 職員の環境意識向上

ア 職員研修

区の業務から排出される温室効果ガスの削減と職員の環境配慮意識向上をめざし、平成27年度から職員研修等を実施している。令和4年度は国土交通省職員による講義など、内容の充実化を図った。

年度	開催日	内容	参加者数
令和2年度	2月4日(木)	おおたクールアクションのつどい基調講演「SDGsで自分を変える未来が変わる」のオンライン視聴	65人
令和3年度	3月2日(水)	官庁施設における地球温暖化対策の推進	18人
令和4年度	2月1日(水)	国土交通省における環境への取り組みについて	21人
	2月15日(水)	【書面研修】大田区役所エコオフィス推進プラン(第5次)令和3年度実績値ほかについて	18人

イ エコオフィス通信の発行

職員の環境意識の向上を目的に、平成30年度から年4回(5・8・11・2月)エコオフィス通信を発行している。

ウ マイボトル・マイバッグキャンペーン

ワンウェイプラスチックの削減と環境負荷の低減を目的に、職員を対象とした「マイボトル・マイバッグキャンペーン」を令和元年度から実施している。

(4) 乾式オフィス製紙機の導入 [平成29年度から]

区の業務から発生する環境負荷の低減、庁内で使用するコピー用紙の削減などを目的に、世界初の水を使わない製紙技術により庁舎内で使用済コピー用紙から新たな紙に生まれ変わらせる乾式オフィス製紙機「PaperLab(ペーパーラボ)」を平成29年10月に導入した。

ア 運用実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収所属		8部局 15課	9部局 16課	12部局 21課
年間回収量	重量	2,195.4kg	1,910.6kg	2,145 kg
	A4換算	約55万枚	約47万枚	約54万枚
配付枚数	A4	117,173枚	203,942枚	186,444枚
	A3	27,450枚	74,903枚	71,479枚



はねびよんノート

〈主な活用実績〉

職員名刺、環境啓発グッズ(はねびよんノート・はねびよんはがき・スケッチブック・ペーパークラフトなど)、清掃だより、イベント等の事業周知ちらし

イ 視察などの受入れ実績

小学校の区役所訪問や企業からの視察を受け入れた。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	0校	0校	0校
自治体	0件	0件	1件
その他	1件	0件	0件



社会科見学の様子（令和元年度）

6 環境にやさしいエネルギー等の導入拡大

(1) 再生可能エネルギーの導入協議 [平成25年度から（都市計画課から環境計画課に移管）]

「地域力を生かした大田区まちづくり条例」第63条の再生可能エネルギーの活用に基づき、再生可能エネルギー導入計画書の提出を求めている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
導入協議書提出件数	103件	128件	119件
再生可能エネルギー導入予定件数	6件	8件	22件
設置予定規模総量	96.1kW	106.1kW	560.6kW

(2) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種事業のPR

ア 小学生へのリーフレット配布 [令和2年度から]

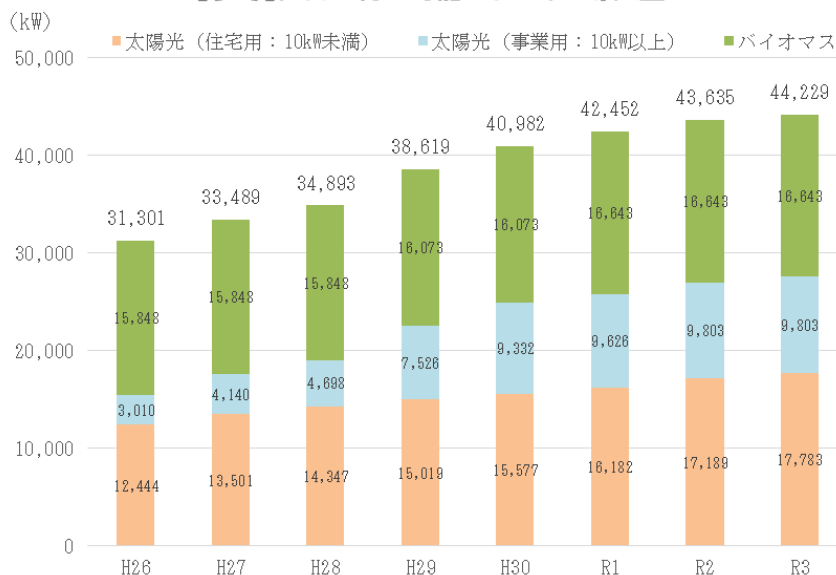
令和2年度10月から全区立小中学校に23区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力を導入拡大したことを契機に、児童や保護者に向けてリーフレット「地球温暖化と大田区の学校生活で使う電気について」を制作し、区立小学校4年生に配布した。



イ その他

東京都事業等を区のホームページで周知することで、大田区内への再生可能エネルギー導入拡大の促進に努めている。

【参考】区内の再生可能エネルギー導入量



出展：資源エネルギー庁「固定買取制度 情報公表用ウェブサイト（令和3年12月末現在）」

第2章 環境対策課

第1節 緑化の推進・自然環境の保護

5年度予算 62,515千円

1 緑の育成

(1) 生垣造成の助成 [平成元年度から]

安全でみどり豊かな生活環境をつくるため「大田区生垣造成助成要綱」に基づき、接道部または隣地境界の生垣づくりに助成を行っている。

<補助の内容>

ア 既存の塀を取り壊して生垣を造成する場合：16,000円/m

イ 新たに生垣を造成する場合：10,000円/m

ただし、助成金の対象となる生垣の長さは2m以上で、50m分までを上限とする。

<生垣造成助成実績>

年度	生垣造成		うち、ブロック塀等の生垣化	
	件数	生垣延長(m)	件数	生垣延長(m)
令和2年度	5	68	0	0
令和3年度	6	57	4	37
令和4年度	1	24	1	4
累計	12	149	5	41

※累計は令和2年度から令和4年度までの件数、生垣延長(m)の合計である。

(2) 植栽帯造成の助成 [令和元年度から]

安全でみどり豊かな生活環境をつくるため「大田区植栽帯造成助成要綱」に基づき、接道部の植栽帯づくりに助成を行っている。

<補助の内容>

ア 植栽帯の造成費用：6,000円/m² 上限50m² (30万円まで)

イ ブロック塀等の撤去費：6,000円/m 上限50m (30万円まで)

ア+イで合計60万円まで

ただし、助成金の対象となる植栽帯は、接道部に長さは2m以上接しており、接道部から奥行き5m以内に1m²以上の面積があること。

<植栽帯造成助成実績>

年度	植栽帯造成	
	件数	面積(m ²)
令和2年度	1	5
令和3年度	2	13
令和4年度	0	0
累計	3	18

※累計は令和2年度から令和4年度までの件数、面積(m²)の合計である。

(3) 屋上緑化・壁面緑化の助成 [平成 21 年度から]

地球温暖化防止、都市の温熱環境の改善、雨水流出の制御及び自然環境の創出を図ることを目的として、住居もしくは住居併用として使用されている建築物の屋上部分及び外壁面に、樹木等を継続的に栽培し、緑化整備しようとする建築物の所有者または権限を有する個人に対して、その費用の一部を助成している。

<補助の内容>

助成対象経費の2分の1とする。

ただし、緑化される植栽基盤等の面積1㎡当たり2万円、助成金の総額50万円を上限とする。

<屋上緑化・壁面緑化助成実績>

年度	屋上緑化・壁面緑化	
	件数	面積(㎡)
令和2年度	2	28
令和3年度	0	0
令和4年度	1	21
累計	3	49

※累計は令和2年度から令和4年度までの件数、面積(㎡)の合計である。

2 緑の保護

(1) 樹木の保護 [昭和 50 年度から]

地域に残された緑は長年区民が親しんできた貴重な財産である。神社や寺院、個人の庭などの樹木・樹林は周辺の雰囲気を和ませるばかりでなく、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止にも寄与している。私たちの生命を支える区民共通の財産である緑を保全するため、昭和 50 年に「大田区みどりの保護と育成に関する条例」が制定された。この条例に基づき、一定の基準を超える樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として指定し、その所有者等に補助金を交付してきた。

さらなる緑の保護と育成、保護対象の拡大を図るため、平成 25 年 4 月 1 日から「大田区みどりの条例」を施行した。なお、新条例の施行に伴い「大田区みどりの保護と育成に関する条例」は廃止された。

<指定基準> (規則)

特に保護し、育成すべき樹木及び緑地で健全で適切な維持管理が行われており、倒木等で周囲に著しい損害が及ぶおそれがない樹木及び緑地（植栽によるものは、当該植栽からおおむね5年以上経過しているものに限る。）。

【保護樹】地上 1.5m の高さにおける幹の周囲の長さが 1.25m 以上の樹木。ただし、地上 1.5m 以下の高さで幹が 2 以上に分岐しているものは、地上 1.5m の高さにおいて幹の太さが最大のものから 3 分岐までの幹の周囲の長さの合計に 0.7 を乗じた値（以下「株立ち樹木の幹の周囲の長さ」という。）が 1.25m 以上の樹木

【保護つる性樹木】連続した枝葉の被覆面積が 30 ㎡以上の樹木

【特別保護樹木】景観形成上重要な樹木、歴史的由緒のある樹木、希少価値のある樹木等で区長が特に認めるもの

【保護樹林】連続した樹冠投影面積が 300 m²以上の一団の複層林（樹冠が上下段違いに 2 以上形成されている樹林をいう。）

【保護生垣】次のいずれにも該当するもの

- (1) 延長 20m以上でかつ樹高 0.9m以上であり、樹木の枝葉が連続し景観上優れているもの
- (2) 専用住宅又は兼用住宅の敷地にあり、道路に面しているもの
- (3) 樹木を植栽する地帯を縁石で囲ってある場合は、当該縁石の高さが道路面から 0.5 m以下のもの

【保護並木】次のいずれにも該当するもの

- (1) 延長 50m以上でかつ樹高 5 m以上であり、枝葉が触れ合う並木状の樹木で、道路に面しているもの
- (2) 道路に面するコンクリートブロック塀、目隠しフェンス等の連続した遮蔽物がなく景観上優れているもの

【特別保護緑地】300 m²以上の歴史的由緒のある土地、水辺地等を含む希少価値のある緑地で区長が特に認めるもの

<保護樹木指定（解除）状況>

年度	保護樹指定本数	保護樹解除本数	保護つる性樹木指定件数	保護つる性樹木解除件数	保護樹林指定件数	保護樹林解除件数	保護生垣指定件数	保護生垣解除件数
令和2年度	28	24	0	0	1	0	1	0
令和3年度	22	23	1	0	6	5	2	1
令和4年度	26	16	0	0	1	2	0	0
累計	1,730	661	2	0	133	45	8	1

(令和5年3月31日現在) 保護樹木 1,075 本 保護樹林 85 か所 保護つる性樹木 2 か所 保護生垣 7 か所

※累計数は、昭和 50 年度から令和 4 年度までの本数、件数の合計である。

※保護樹指定本数については、再指定された 6 本を含む。

<補助金の交付状況>

【管理経費】

保護樹：1 本目 8,400 円、2 本目からは 1 本 6,000 円

保護つる性樹木：1 件当たり 6,000 円

特別保護樹木：1 本目 8,400 円、2 本目からは 1 本 6,000 円

保護樹林：300 m²以上 1,000 m²未満は 60,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満は 72,000 円

2,000 m²以上は 84,000 円

保護生垣：1 m 当たり 400 円

保護並木：1 m 当たり 400 円

特別保護緑地：300 m²以上 1,000 m²未満は 60,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満は 72,000 円

2,000 m²以上は 84,000 円

複数の保護樹木等を所有している場合の一の所有者等に対する補助は、保護樹木等の種別にかかわらず 1 会計年度 1 回とし、84,000 円を上限とする。

(令和4年度実績)

保護樹：354件 保護樹林：76件 保護生垣：6件 保護つる性樹木：1件
補助金額：11,769,600円

【せん定経費】

保護樹：地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが2.1m未満・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり100,000円を上限とする。

地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが2.1m以上・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり200,000円を上限とする。

特別保護樹木：地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが2.1m未満・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり100,000円を上限とする。

地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが2.1m以上・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり200,000円を上限とする。

保護樹林：せん定経費の2分の1以内

保護並木：せん定経費の2分の1以内

特別保護緑地：せん定経費の2分の1以内

複数の保護樹木等を所有している場合の一の所有者等に対する補助は、保護樹木等の種別にかかわらず3会計年度に1回とし、50万円を上限とする。

(令和4年度実績)

保護樹：97件(281本) 保護樹林：22件
補助金額：25,668,610円

(2) 特別緑地保全地区維持管理助成 [令和2年度から]

特別緑地保全地区の指定を受けた緑地の所有者等に対して、樹木の維持管理費用について助成を行っている。

<補助の内容>

特別緑地保全地区内にある主な樹木(管理樹木として指定)の危険・障害状態解消のための検査・伐採・せん定等を対象(同一管理樹木については3か年度に1度対象)。

補助上限額300万円(年度総額)。

※うち、全額助成額100万円。100万円を超えた分は2分の1を助成。

(令和4年度実績)

補助件数：2件

補助金額：2,003,700円

3 緑の普及啓発

(1) 緑の講演会

みどりの効用と、草木の育成・栽培方法などを学ぶ機会を区民に提供するため、大田区緑化推進協議会と共催している。

開催日	会場	参加者数
令和2年6月10日（水）	区民ホールアプリコ	中止※
令和3年6月22日（火）	区民ホールアプリコ	中止※
令和4年6月22日（水）	区民ホールアプリコ	33人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(2) 緑の普及講座

ア 緑のカーテン講習会・ハーブ講習会 [平成20年度から]

地球温暖化対策とともに省エネルギー効果が期待でき、楽しみながら継続的に取り組める「緑のカーテン」の栽培方法などを習得する講習会を開催してきた。

令和3年度からは、誰でも緑づくりを簡単に楽しむことができる、育てやすいハーブの講習会を開催している。

開催日	会場	参加者数	合計
令和2年4月18日（土） 令和2年4月24日（金）	大田文化の森 消費者生活センター	中止※	中止※
令和3年4月17日（土） 令和3年11月14日（日）	大田文化の森 消費者生活センター	中止※ 42人	42人
令和4年4月16日（土） 令和4年11月5日（土）	大田文化の森 消費者生活センター	50人 59人	109人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

イ 緑化普及講座 [令和元年度から]

幅広く区民の方に緑に親しんでいただき、緑のまちづくりを進めていくため、令和元年度から新たに開催している。

内容	開催日	会場	参加者数	合計
ハーブ講座 野菜講座	令和2年6月14日（日） 令和2年10月10日（土）	消費者生活センター 池上会館	中止※	中止※
ハーブ講座 ベジダンゴ講座	令和3年5月8日（土） 令和3年10月23日（土）	池上会館 池上会館	中止※ 43人	43人
ハーブ講座 キッチンガーデン講座	令和4年6月11日（土） 令和4年10月15日（土）	田園調布せせらぎ館 池上会館	39人 42人	81人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

ウ 集合住宅向け（プランター菜園講習会等） [平成 23 年度から]

おおた住まいづくりフェアにおいて、集合住宅等での、プランターを活用して野菜を育てる楽しみ方や栽培方法を紹介し、緑の普及啓発を図る講習会や体験コーナー及び園芸相談コーナーを開催している。

開催日	参加者数
令和元年11月17日（日）	60人
令和2年11月22日（日）	中止※
令和3年11月21日（日）	中止※

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

※令和4年度は事業見直しのため実施せず。

(3) 18色の緑づくり支援 [平成 25 年 10 月から]

18 特別出張所管内の地区を、「まちの緑」として表現する、「18 色の緑のまちづくり」への取り組みを支援する。具体的な取り組みとしては、希望する地区（特別出張所単位）が選んだ花の種等の提供、育成講習会、出張指導調査等を実施するなど、住民による緑づくりの支援を行う。

また、地域の花の育成オンライン動画を作成し、大田区公式 YouTube チャンネルに公開をしたほか、ホームページへの掲載等を行い、区民への周知を図った。

<育成講習会>

年度	実施回数	参加者数
令和2年度	1回	15人
令和3年度	2回	44人
令和4年度	5回	145人

(4) おおたの名木選 [平成 27 年度から]

まちなかに残された貴重な緑であり、二酸化炭素の吸収源としても効果の高い大木等を引き続き守り育てていくため、地域の景観的なシンボルとなっている樹木を「名木選」として指定し、みどりの保護及び緑化の推進に関する区民意識を啓発する。

平成 27 年度から複数回に分けて選定を実施し、本事業の周知を図り、指定された名木を活用し、区民に身近なみどりに親しんでもらうことで、まちの共有財産として地域力の向上につなげる。

平成 27 年度から平成 29 年度に指定した名木を PR するため、平成 30 年度に作成したパンフレット及びしおり等を活用し、周知・広報を行っている。

【平成 27 年度の名木選（公園部門）】

- ①クスノキ（旧呑川緑地）②カタルパ（蘇峰公園）③イチョウ（佐伯山緑地）
- ④ケヤキ（本門寺公園）⑤シラカシ（田園調布せせらぎ公園）⑥イチョウ（田園調布せせらぎ公園）
- ⑦サクラ（千鳥いこい公園）⑧クスノキ（千鳥いこい公園）⑨エノキ（光児童公園）
- ⑩アカマツ（東中公園）⑪ムクノキ（洗足池公園）⑫クスノキ（萩中公園）⑬ヒマラヤスギ（萩中公園）

- ⑭サクラ（本羽田公園） ⑮キリ（東六郷一丁目公園） ※平成29年伐採により指定解除
⑯トウカエデ（仲六郷三丁目公園） ⑰クスノキ（西蒲田公園）

【平成28年度の名木選（街路樹・公共施設部門）】

- ①馬込桜並木（南馬込4・6丁目） ②田園調布イチョウ並木（田園調布3丁目）
③桜坂（田園調布本町43付近） ④ガス橋ケヤキ並木（下丸子3丁目）
⑤クスノキ（特別養護老人ホーム大森） ⑥エノキ（調布清掃事務所） ⑦アカマツ（大田図書館）

【平成29年度の名木選（総合部門）】

- ①ササバザクラ（池上本門寺） ②クロマツ（大坊本行寺） ③タブノキ（白山神社）
④ムクノキ（道々橋八幡神社） ⑤ムクノキ（鶉ノ木八幡神社） ⑥クスノキ（穴守稲荷神社）
⑦クロマツ（穴守稲荷神社） ⑧クスノキ（羽田クロノゲート）

4 自然環境の保護等

(1) 自然観察会・区民協働調査 [平成21年度から]

環境マインドを持つ人材の育成や生物多様性の社会への浸透を目的とし、大田区内5箇所に設置している自然観察路を中心に、区内NPOとの協働で自然観察会や区民との協働調査を行っている。

ア 自然観察会

(主催：大田区)

開催日	会場	参加者数	合計
令和2年8月1日(土)	萩中公園	中止※	13人
令和2年8月8日(土)	本門寺公園	中止※	
令和2年9月27日(日)	大森ふるさとの浜辺公園	13人	
令和3年1月17日(日)	洗足池公園	中止※	
令和3年5月15日(土)	大森ふるさとの浜辺公園	中止※	中止※
令和3年7月31日(土)	萩中公園	中止※	
令和3年8月7日(土)	本門寺公園	中止※	
令和4年1月15日(土)	洗足池公園	中止※	
令和4年5月14日(土)	大森ふるさとの浜辺公園	14人	105人
令和4年7月30日(土)	萩中公園	18人	
令和4年8月6日(土)	本門寺公園	19人	
令和4年9月11日(日)	萩中公園	17人	
令和4年10月8日(土)	田園調布せせらぎ公園	22人	
令和5年1月14日(土)	洗足池公園	15人	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

イ コアジサシ保護活動

絶滅のおそれのある渡り鳥「コアジサシ」の保護活動を実施している。(主催：NPO法人リトルターン・プロジェクト、大田区)

<観察会>

開催日	会場	参加者数	合計
令和2年6月13日(土)	東京都下水道局森ヶ崎水再生センター 屋上	中止※	中止※
令和2年6月21日(日)		中止※	
令和3年6月13日(日)		中止※	中止※
令和3年6月19日(土)		中止※	
令和4年6月11日(土)		49人	110人
令和4年6月19日(日)		61人	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

<講演会>

開催日	会場	参加者数
令和2年12月12日(土)	区民ホールアプリコ(オンライン開催)	52人
令和3年12月5日(日)	区民ホールアプリコ	47人
令和4年12月3日(土)	池上会館	39人

<営巣地整備>

開催日	会場	参加者数	合計
令和3年3月27日(土) 令和3年3月28日(日)	東京都下水道局森ヶ崎水再生センター 屋上	43人	80人
		37人	
令和4年3月26日(土) 令和4年3月27日(日)		50人	101人
	51人		
令和5年3月25日(土) 令和5年3月26日(日)		中止※	中止※

※ 荒天のため中止した。

(2) 自然観察路

区内の代表的な自然環境を観察するのに適したモデルルートを開設した。多くの区民が利用しやすいように、現地に案内板や解説板を設置している。

【縄文のみち】本門寺公園→本門寺林→池上梅園（平成28年度更新）

【雑木林のみち】六郷用水（一部）→田園調布せせらぎ公園→多摩川台公園→宝来公園（平成29年度更新）

【池のみち】洗足池公園・小池公園（平成30年度更新）

【川と干潟のみち】六郷橋→大師橋（平成27年度更新）

【海と埋立地のみち】東京港野鳥公園→京浜島（平成2年設置）

平成26年度は「縄文のみち」、平成27年度は「海と埋立地のみち」、平成28年度は「雑木林のみち」、平成29年度は「池のみち」、平成30年度は「川と干潟のみち」の生物・植物調査を実施し、案内パンフレットを作成した。

令和4年度は5つの自然観察路の案内パンフレット等を活用し、周知・広報を行った。

(3) ハクビシン等被害対策 [平成26年8月から]

生態系及び生活環境への被害の軽減と拡大の防止を目的に、ハクビシン・アライグマ等外来種の捕獲事業を平成26年8月から開始した。令和2年度には、生態や区の取組事業を広く周知するため、区民向けに事例集を作成した。

<わな設置・捕獲実績>

年度	わな設置件数	捕獲数(合計)	うちハクビシン	うちアライグマ
令和2年度	214	36	32	4
令和3年度	173	35	29	6
令和4年度	144	24	20	4

(4) カラス被害対策 [平成9年度から]

繁殖期のカラスによる威嚇・攻撃等の被害を抑制し、安全で快適な生活環境を確保するために、平成9年度から落下ヒナの捕獲を実施している。平成18年度からは、民有地で威嚇・攻撃等の被害があるものを対象に、巣の撤去費用の半額補助(上限額1万円)を開始して、平成13年度から16年度まで東京都が行っていた「カラスの巣の撤去事業」を引き継ぐこととなった。

さらに、平成21年度からは、繁殖期(4月～7月、土・日・祝を含む)の専用電話相談業務を

令和3年度まで実施した。なお、公有地の巣の撤去等は各施設管理者が対応している。

その他、ごみの集積所へのカラス被害防止のために、各清掃事務所では防鳥ネットの貸し出しを行っている。

<カラス被害対策実績>

年度	電話相談 開設日数	巣の撤去 (件)	落下ヒナ回収 (羽)	訪問調査 (件)
令和2年度	122	45	10	3
令和3年度	122	22	17	2
令和4年度	—	28	2	10

(5) 大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例 [令和4年度から]

「大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例」を令和4年4月1日から施行した。野生のハト・カラスへの給餌（えさやり）は生態系やフンや羽毛等による生活環境への影響を及ぼす恐れがあることから、大田区では野生のハト・カラスへの給餌行為を規制することで、区民の生活環境向上や人と野生鳥獣の共存を目指すため、本条例を制定した。

<対象の動物>

野生のドバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス

<条例の主な内容>

- ア 公共の場所（道路・公園等）でハト・カラスへの給餌（エサやり）をすることを禁止する。
 - イ ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止する。
 - ウ 区内全域において、ハト・カラスへの給餌をしないように努める。
- ※公共の場所とは、道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所をいい、民有地であって、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用できる敷地を含む。



条例周知用ポスター

1 屋外における喫煙マナーの向上

大田区では、平成9年6月1日に「清潔で美しい大田区をつくる条例」を定め、環境美化の促進に取り組んできた。さらに、平成16年6月1日からは、蒲田駅東西口周辺を路上喫煙禁止地区に指定するとともに、区内全域の道路・公園・広場その他の公共の場所における歩きたばこを規制するための条例改正を行った。

令和2年4月1日には、喫煙する人としらない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」を施行した。

<条例の主な内容>

- ア 喫煙する人は、区内の公共の場所（道路・広場等）において、他の区民等にたばこの煙を吸わせることがないように努める。
- イ 区内の公共の場所において、歩きたばこや自転車などを運転しながらの喫煙、吸い殻のポイ捨てを禁止する。
- ウ 区内の公園内での喫煙を禁止する。
- エ 事業者は、喫煙していない区民等にたばこの煙を吸わせることがないように、必要な環境整備を行うよう努める。
- オ 区長が特に喫煙マナーの徹底を図る必要があるとして指定した地区を喫煙禁止重点対策地区とし、公衆喫煙所を除く地区内での喫煙を禁止する。
(令和5年4月1日現在、喫煙禁止重点対策地区は蒲田駅東西口駅前広場周辺)

(1) 公衆喫煙所の整備

ア 区の公衆喫煙所整備 [平成28年度から]

受動喫煙を防止し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごすことができるよう公衆喫煙所の整備・管理を行う。令和5年4月1日現在、パーテーション型は4箇所、コンテナ型は2箇所、トレーラーハウス型は1箇所設置している。

名称	形態	住所
蒲田駅東口駅前公衆喫煙所	パーテーション型	蒲田五丁目16番先
蒲田駅西口駅前公衆喫煙所	パーテーション型	西蒲田七丁目68番先
大森駅東口三角広場公衆喫煙所	パーテーション型	大森北一丁目5番先
大森駅東口駅前広場公衆喫煙所	コンテナ型	大森北一丁目1番先
雑色駅前公衆喫煙所	コンテナ型	仲六郷二丁目42番先
大岡山駅前公衆喫煙所	パーテーション型	北千束三丁目27番先
六郷土手駅前公衆喫煙所	トレーラーハウス型	仲六郷四丁目31番先

イ 民間の公衆喫煙所整備助成 [令和元年度から]

民間の事業者が一定の要件を満たした喫煙所を整備する場合は「大田区公衆喫煙所設置等助成要綱」に基づき助成を行う。

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
助成件数	1件	1件	1件

(2) 喫煙マナー指導・啓発活動の推進 [平成9年度から]

喫煙マナーの周知徹底を図るために、喫煙マナー指導員による指導・啓発を実施するとともに、区民、事業者等への啓発活動を行っている。

ア 喫煙マナー指導員による指導・啓発業務

・喫煙禁止重点対策地区を含む蒲田駅周辺や京急蒲田駅西口周辺において、平成29年6月から2人1組の指導員を配置し、喫煙マナーの周知徹底のための指導・啓発を実施している。令和4年度は、2人2組の指導員を配置し、朝（7時30分から11時30分）と夕夜間（15時30分から19時30分）の時間帯で年間308日実施した。

・令和2年12月からは蒲田駅周辺や京急蒲田駅西口周辺に加え、公衆喫煙所及び苦情箇所周辺において2人1組の指導員を配置し、喫煙マナーの周知徹底のための指導・啓発を実施している。令和4年度は、朝（7時30分から11時30分）と夕夜間（15時30分から19時30分）の時間帯で年間308日実施した。

イ 喫煙マナー啓発用路面表示シートの新規貼付及び貼りかえ

年度	新規及び貼りかえ枚数
令和2年度	176枚
令和3年度	252枚
令和4年度	125枚

ウ 喫煙マナー啓発用ポスターの区設掲示板への掲出及び公園・ガードレール等への小型横断幕の掲出

エ 区報及び区ホームページへの掲載

オ 喫煙マナー啓発用ステッカーの貼付及び配布

2 環境美化の推進

(1) 地域美化活動の支援 [平成 22 年度から]

「地域美化活動の支援」として、各特別出張所と連携を図り、自治会・町会等の自主的清掃活動への支援用品（ごみ袋、軍手、トング）を配布した。

年度	町会	ごみ袋	軍手	トング
令和 2 年度	169町会	15,340袋	11,361双	704本
令和 3 年度	142町会	11,555袋	8,569双	486本
令和 4 年度	139町会	12,730袋	7,616双	564本

(2) はねぴょんごみゼロウォーク [令和 4 年度から]

令和 4 年 10 月からはねぴょん健康ポイントアプリ上で「はねぴょんごみゼロウォーク」を開始した。はねぴょん健康ポイント事業と連携し、個人・団体に関わらず、時間や場所を限定せずに、清掃活動に参加し発信ができるよう支援用品（ごみ袋、軍手、トング）の配布を行っている。

年度	ごみ袋	軍手	トング
令和 4 年度	95袋	33双	111本

1 経過概要

東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機騒音によって、空港周辺住民の静穏な生活環境が破壊されている状況を重視し、羽田空港を管理する運輸省（現：国土交通省）が原因者負担の原則に則り、空港周辺環境対策を講じた。

昭和42年、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」が制定された。発足当初は、学校や病院等施設の防音工事の助成が対象であった。

昭和48年、「航空機騒音に係わる環境基準」を環境庁が告示し、環境基準を達成することが困難と考えられる地域に引き続き居住を希望する者に対しては、民家防音工事（防音室を造り、空気調和機器を設置する工事。）を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境の保持が示された。そこで、昭和49年に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」が改正され、運輸省（現：国土交通省）の負担による民家防音工事助成制度が開始された。

また、昭和55年度からは共同利用施設の助成対象に80㎡以上の小規模集会所が新たに加えられ、町会会館等の共同利用施設の工事費を助成する制度が実施されることになった。

さらに、平成元年度からは民家防音工事によって空気調和機器が設置された世帯のうち、生活保護等世帯に対して、夏期に電力会社へ支払った冷房用相当分の電気料金の一部を助成することになった。

2 民家防音工事（未実施住宅、告示日後住宅）

民家防音工事の対象区域は、当初、昭和50年5月10日に運輸省（現：国土交通省）が告示した第一種区域（時間帯補正等価騒音レベルが62dB以上の地域）内に告示日以前から所在する住宅に限定されていたが、昭和52年4月2日に一部の地域が追加された。しかし、従来の地域との間に2年間の差が生じることとなったため、昭和50年5月10日告示の地域でも、昭和52年4月2日以前の住宅であれば防音工事が実施できるよう平成3年6月10日に運輸省（現：国土交通省）の要綱が改正された。この住宅を「告示日後住宅」といい、それ以外の住宅を「未実施住宅」という。

対象区域では表5-1に示すとおり、騒音の程度に応じた工法の種別が定められており、それぞれの計画遮音量を目標に防音工事を実施している。また、各工法の主な工事内容は、表5-2に示すとおりである。

なお、防音工事の対象室数等は表5-3に示すとおり、居住人数により定められている。

事業費は、国、区及び住民で負担するが、その割合は工事内容などにより異なる。

区は、この住民負担分も含め、国の負担分を除いた全ての額を助成している。

<表5-1 騒音レベルによる工法の種別>

騒音の程度（Lden：時間帯補正等価騒音レベル）	工法の種別	計画遮音量
73dB以上の地域	A工法	30dB以上
66dB以上73dB未満の地域	B工法	25dB以上
62dB以上66dB未満の地域	C工法	20dB以上

注）計画遮音量は、500Hzにおける総合透過損失値を標準とする。

<表5-2 各工法の工事内容等>

工法の種別	工事内容等
A工法 及び B工法	対象となる部屋の天井や壁（外壁又は内壁）、外部に面する建具（防音サッシ）及び区画となる内部の建具で防音室を整備する。 空気調和機器（冷暖房機や換気扇など）を設置する。
C工法	対象となる部屋の外部に面する建具（防音サッシ）で防音室を整備する。 空気調和機器（冷暖房機や換気扇など）を設置する。

<表5-3 居住人数による工事対象室数等>

	居住人数			
	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室数	2室	3室	4室	5室
冷暖房機対象室数	1室まで	2室まで	3室まで	4室まで

注) C工法の冷暖房機対象室数は、居住人数2人以上で2室までに限る。

令和4年度の防音工事の申請はなかったが、これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

3 空気調和機器更新工事①（未実施住宅、告示日後住宅）

民家防音工事助成制度発足以来10年以上が経過し、空気調和機器の故障及びその主要部品の劣化が問題となり、平成元年度から空気調和機器更新工事①の助成制度が開始された。

この更新工事①は、民家防音工事で設置した冷暖房機、空調換気扇及びレンジ用換気扇等の空気調和機器が対象である。その機器の更新は、工事完了から10年以上が経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるものと定められている。

工事対象室数は、防音工事と同様に表5-3に示すとおりである。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

事業費は、国、区及び住民で負担するが、その割合は工事内容などにより異なる。

区は、防音工事と同様に住民負担分も含め、国の負担分を除いた全ての額を助成している。令和4年度の防音工事①の申請はなかったが、近年の助成状況及び事業費の負担割合は、表5-4に示すとおりである。

<表5-4 更新工事①の助成状況（過去3箇年）> ※令和4年度は申請なし

	国負担率 (%)	区負担率		
		区 (%)	住民 (%)	区負担計 (%)
令和元年度	60.8	7.3	31.9	39.2
令和2年度	33.5	4.0	62.5	66.5
令和3年度	31.7	4.0	64.3	68.3

4 空気調和機器更新工事②（未実施住宅、告示日後住宅）

平成11年度から助成制度が開始され、更新工事①で設置した空気調和機器が対象であり、更新内容、更新要件及び施工業者の決定方法は更新工事①と同様である。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

近年の助成状況及び事業費の負担割合は、表5-5のとおりである。

<表5-5 更新工事②の助成状況（過去3箇年）>

	国負担率 (%)	区負担率		
		区 (%)	住民 (%)	区負担計 (%)
令和2年度	34.8	3.9	61.3	65.2
令和3年度	36.3	5.1	58.6	63.7
令和4年度	30.4	4.0	65.6	69.6

5 空気調和機器更新工事③

平成22年度から助成制度が開始され、更新工事②で設置した空気調和機器が対象であるが、工事対象室数等は更新工事①、②と異なる。

工事対象室数等は表5-6に示すとおりであるが、生活保護等世帯については表5-3に示すとおりに定められている。

更新要件及び施工業者の決定方法については更新工事②と同様である。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

近年の助成状況及び事業費の負担割合は、表5-7のとおりである。

<表5-6 更新工事③工事対象室数等>

	居住人数			
	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室数	2室	3室	4室	5室
冷暖房機対象室数	対象としない	1室まで	2室まで	3室まで

注) C工法の冷暖房機対象室数は、居住人数3人以上で2室までに限る。

<表5-7 更新工事③の助成状況（過去3箇年）>

	国負担率 (%)	区負担率		
		区 (%)	住民 (%)	区負担計 (%)
令和2年度	34.0	4.4	61.6	66.0
令和3年度	35.5	4.5	60.0	64.5
令和4年度	37.9	5.0	57.1	62.1

<表5-8 大田区民家防音工事等実績>

内容 年度	民家防音工事 (件)				空気調和機器更新工事 (台)								生活保護 等世帯電 気料金補 助(件)
	未実施		告示日後	計	更新工事①			更新工事②			更新工事 ③	計	
	新規	追加			未実施	告示日後	計	未実施	告示日後	計			
S50	349	-	-	349	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S51	532	-	-	532	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S52	525	-	-	525	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S53	843	5	-	848	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S54	360	184	-	544	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S55	597	204	-	801	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S56	484	278	-	762	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S57	809	267	-	1,076	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S58	1,633	96	-	1,729	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S59	799	62	-	861	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S60	80	17	-	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S61	29	2	-	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S62	101	4	-	105	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S63	44	3	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H1	7	2	-	9	432	-	432	-	-	-	-	432	190
H2	2	6	-	8	227	-	227	-	-	-	-	227	206
H3	3	1	0	4	429	-	429	-	-	-	-	429	213
H4	10	2	6	18	542	-	542	-	-	-	-	542	202
H5	0	1	5	6	883	-	883	-	-	-	-	883	189
H6	1	1	93	95	1,132	-	1,132	-	-	-	-	1,132	197
H7	3	0	1	4	603	-	603	-	-	-	-	603	195
H8	0	0	1	1	616	-	616	-	-	-	-	616	208
H9	1	1	1	3	671	-	671	-	-	-	-	671	216
H10	3	3	4	10	337	-	337	-	-	-	-	337	216
H11	2	0	0	2	318	-	318	72	-	72	-	390	246
H12	0	0	0	0	128	-	128	221	-	221	-	349	261
H13	0	0	2	2	89	-	89	291	-	291	-	380	266
H14	1	0	0	1	88	-	88	216	-	216	-	304	294
H15	1	0	0	1	47	9	56	232	-	232	-	288	276
H16	0	0	0	0	39	6	45	298	-	298	-	343	294
H17	2	0	0	2	41	0	41	385	-	385	-	426	303
H18	0	0	0	0	27	2	29	484	-	484	-	513	293
H19	1	0	0	1	11	138	149	182	-	182	-	331	273
H20	0	0	0	0	27	18	45	413	-	413	-	458	275
H21	0	0	0	0	28	0	28	630	-	630	-	658	288
H22	0	0	0	0	13	0	13	146	-	146	-	159	301
H23	0	0	0	0	12	6	18	95	-	95	25	138	319
H24	0	0	0	0	5	0	5	74	-	74	23	102	304
H25	0	0	0	0	11	2	13	96	-	96	32	141	317
H26	0	0	0	0	12	0	12	50	3	53	56	121	313
H27	0	0	0	0	4	0	4	36	0	36	38	78	306
H28	0	0	0	0	4	0	4	31	0	31	57	92	310
H29	0	0	0	0	6	0	6	28	0	28	37	71	294
H30	0	0	0	0	4	12	16	31	35	66	40	122	257
R1	0	0	0	0	6	1	7	29	4	33	34	74	217
R2	0	0	0	0	2	2	4	16	0	16	71	91	119
R3	0	0	0	0	3	0	3	11	0	11	50	64	99
R4	0	0	0	0	0	0	0	9	2	11	31	42	109
計	7,222	1,139	113	8,474	6,797	196	6,993	4,076	44	4,120	494	11,607	8,366

6 共同利用施設整備事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」の第6条「共同利用施設の助成」に基づき、空港周辺地域の環境整備を目的として、周辺住民が静穏な環境のもとで地域活動が行えるよう、共同利用施設の工事費を助成する制度である。

費用負担割合は、国が事業費の3分の2程度、自治会・町会が残りの3分の1と定められている。しかし、この自治会・町会負担分については、区が負担している。

昭和58年度から10施設の建替えを実施した。これまでの実績は、表5-9に示すとおりである。現在の制度では、対象施設はない。

<表5-9 共同利用施設整備事業実績>

年度	会館名 所在地	構造 規模	設置管理者 利用対象	完成年月日 種別*
S58	大森東一丁目町会会館(東一会館) 大田区大森東一丁目1番17号	鉄筋コンクリート造2階建 335.34㎡	大森東一丁目町会長 大森東一丁目在住の1,105世帯	S59.1.31 三種
	東糀谷四・五・六町会会館 大田区東糀谷四丁目3番10号	鉄筋コンクリート造2階建 531.60㎡	東糀谷四・五・六町会長 東糀谷四・五・六丁目在住の967世帯	S59.3.31 四種
S59	大田区立大森東四丁目センター 大田区大森東四丁目24番6号	鉄筋コンクリート造3階建 2.3階部分 594.01㎡	大田区長 大森東四・五丁目在住の1,718世帯	S60.3.30 四種
S60	羽田稲荷前町会会館(稲荷前会館) 大田区羽田三丁目24番4号	鉄筋コンクリート造2階建 125.41㎡	羽田稲荷前町会長 羽田三・六丁目在住の447世帯	S61.2.25 二種
S61	大森南一丁目自治会館 大田区大森南一丁目18番26号	鉄筋コンクリート造2階建 127.84㎡	大森南一丁目会長 大森南一・二丁目在住の133世帯	S61.8.5 二種
	羽田仲七町会会館(新仲七町会会館) 大田区羽田五丁目14番8号	鉄筋コンクリート造3階建 122.29㎡	羽田仲七町会長 羽田五丁目在住の250世帯	S62.3.4 二種
H元	羽田西町町会会館 大田区羽田二丁目25番5号	鉄筋コンクリート造2階建 120.00㎡	羽田西町町会長 羽田三丁目在住の235世帯	H2.3.19 二種
H6	羽田旭町町会会館 大田区羽田五丁目10番1号	鉄筋コンクリート造2階建 326.41㎡	羽田旭町町会長 羽田四・五丁目及び旭町の一部に在住の673世帯	H7.3.22 三種
H11	羽田仲東町会会館 大田区羽田六丁目15番18号	鉄筋コンクリート造2階建 120.00㎡	羽田仲東町会長 羽田六丁目に在住の189世帯	H12.2.28 二種
H12	仲羽田町会会館 大田区羽田四丁目9番11号	鉄筋コンクリート造3階建 128.43㎡	仲羽田町会長 羽田四丁目に在住の200世帯	H13.2.28 二種

* 鉄筋コンクリート造の共同利用施設は、一種～四種に区分される。

「一種」= 利用対象世帯 50世帯以上・規模 80㎡以上 「二種」= 利用対象世帯101世帯以上・規模120㎡以上

「三種」= 利用対象世帯351世帯以上・規模310㎡以上 「四種」= 利用対象世帯610世帯以上・規模500㎡以上

7 木造改造による共同利用施設整備事業

共同利用施設整備事業の対象となる建物は、鉄筋コンクリート造のものだけであった。

しかし、羽田空港周辺地域では、会館の敷地が狭くて建築確認の手続きが取れない、鉄筋コンクリート造への改修に土地所有者の承諾が得にくいなどの理由で、この制度を活用できない自治会・町会があった。

そこで区では、昭和62年8月に「羽田空港周辺における木造の自治会・町会会館等騒音防止工事費補助金交付要綱」を定め、区独自の施策として木造改造による共同利用施設を整備することにした。その結果、昭和62年度から7館の整備を実施した。これまでの実績は、表5-10に示すとおりである。現在は、対象施設はない。

<表5-10 木造改造による共同利用施設整備事業実績>

年度	会館名 所在地	構造 規模	設置管理者 利用対象	完成年月日
S62	羽田上東町会会館 大田区羽田六丁目2番5号	木造2階建 124.20㎡	羽田上東町会長 羽田六丁目在住の352世帯	S63.3.30
	羽田大東町会会館 大田区羽田六丁目9番3号	木造2階建 1階部分40.57㎡	羽田大東町会長 羽田六丁目在住の212世帯	S63.3.30
	羽田仲東町会会館 大田区羽田六丁目15番18号	木造平屋建 62.106㎡	羽田仲東町会長 羽田六丁目在住の262世帯	S63.3.30
	羽田前河原町会会館 大田区羽田三丁目14番8号	木造2階建 72.2㎡	羽田前河原町会長 羽田三丁目在住の534世帯	S63.3.30
	羽田横町町会会館 大田区羽田三丁目24番15号	木造平屋建 24.45㎡	羽田横町町会長 羽田三丁目在住の234世帯	S63.3.30
	東靴谷三丁目町会会館 大田区東靴谷三丁目4番12号	木造2階建 2階部分78.52㎡	東靴谷三丁目町会長 東靴谷三丁目在住の556世帯	S63.3.30
	H3	羽田下仲町会会館 大田区羽田六丁目19番12号	木造2階建 79.32㎡	羽田下仲町会長 羽田六丁目在住の349世帯

8 共同利用施設空気調和設備機能回復工事

共同利用施設整備事業により設置した空気調和設備の故障・主要部品の劣化に対応するため共同利用施設空気調和設備機能回復工事の助成制度が開始された。

機能回復工事の対象となる共同利用施設は、機能回復工事を実施しようとする時点で、航空機騒音が基準値以上の区域にある施設で、かつ施設整備後15年以上経過したもののうち、空気調和設備の老朽化により空気調和設備の機能が著しく低下した施設である。

費用負担割合は、国が事業費の3分の2程度、自治会・町会が残りの3分の1と定められている。しかし、この自治会・町会負担分については区が負担している。

これまでの実績は、表5-11に示すとおりである。現在の制度では、対象施設はない。

<表5-11 共同利用施設空気調和設備機能回復工事実績>

年度	会館名 所在地	構造 規模	設置管理者	完成年月日
H16	羽田稲荷前町会会館（稲荷前会館） 大田区羽田三丁目24番4号	鉄筋コンクリート造2階建 125.41㎡	羽田稲荷前町会長	H16.10.12
	羽田仲七町会会館（新仲七町会会館） 大田区羽田五丁目14番8号	鉄筋コンクリート造3階建 122.29㎡	羽田仲七町会長	H16.10.12
H22	羽田旭町町会会館 大田区羽田五丁目10番1号	鉄筋コンクリート造2階建 326.41㎡	羽田旭町町会長	H22.11.22
H27	羽田仲東町会会館 大田区羽田六丁目15番18号	鉄筋コンクリート造2階建 120.00㎡	羽田仲東町会長	H27.11.24

9 生活保護等世帯への電気料金補助

生活保護法に掲げる扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に掲げる支援給付を受けている世帯を対象に、民家防音工事で設置された冷暖房機の冷房稼働期間（7月から10月までの期間）に係る電気料金の一部を助成する制度である。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

補助額の負担割合は、国が100分の85、区が100分の15で、その限度額は1万円である。

第4節 騒音・振動対策

5年度予算 38,421千円

1 移動発生源対策

自動車、航空機、鉄道による騒音・振動に関する調査を行い、関係機関へ環境改善対策の要望を行っている。

(1) 自動車騒音・振動調査 [昭和48年度から]

ア 自動車騒音の常時監視調査

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、区内幹線道路沿道の自動車騒音（沿道から背後地50mまで）を毎年監視し、環境基準の達成状況を把握している。

<路線別の環境基準達成状況>

路線名	昼間達成率(%)			夜間達成率(%)		
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
産業道路	98.6	100.0	97.7	91.5	94.6	84.7
環七通り	99.9	99.9	99.9	78.8	96.9	84.0
環八通り	99.6	99.6	99.3	99.6	99.5	99.3
第二京浜	85.8	85.1	79.1	93.1	92.4	84.4
第一京浜	90.5	90.8	85.5	65.6	64.3	61.9
中原街道	99.2	86.4	95.5	71.1	66.3	68.1

イ 自動車騒音・振動の要請限度調査

要請限度調査は、主要幹線道路6路線のうち毎年2路線ずつ実施しており、令和4年度は第一京浜および第二京浜について調査を実施した。

<騒音調査> (令和4年度)

路線	地点	昼間		夜間	
		環境基準	要請限度	環境基準	要請限度
第一京浜	大森西六丁目17番	×	○	×	×
	東六郷二丁目18番	×	○	×	×
第二京浜	池上八丁目10番	×	○	×	○
	池上三丁目36番	○	○	○	○

○：環境基準または要請限度以下、×：環境基準または要請限度超過

<振動調査> (令和4年度)

路線	地点	昼間	夜間
		要請限度	要請限度
第一京浜	大森西六丁目17番	○	○
	東六郷二丁目18番	○	○
第二京浜	池上八丁目10番	○	○
	池上三丁目36番	○	○

○：要請限度以下、×：要請限度超過

(2) 航空機騒音調査

ア 航空機騒音固定局調査（常時測定）[昭和48年度から]

東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機による騒音について、固定局（区内3地点）で常時測定を実施している。

<常時測定調査地点（固定局）の環境基準達成状況>

調査地点	令和4年度	令和3年度	令和2年度
大田市場	○	○	○
中富小学校	○	○	○
新仲七町会会館	○	○	○

○：環境基準達成、×：環境基準超過

イ 航空機騒音調査（短期測定）[平成29年度から]

羽田空港機能強化による区内への騒音影響を把握するため、固定局（区内3地点）での常時測定に加え、区内4地点で短期測定を実施する。

<短期測定調査地点の環境基準達成状況>

調査地点	所在地	令和4年度	令和3年度	令和2年度
大森第五小学校	大森本町一丁目10番5号	○	○	○
大森南四丁目工場アパート （テクノフロント森ヶ崎）	大森南四丁目6番15号	○※	○※	○※
東糞谷防災公園	東糞谷四丁目5番1号	○※	○※	○※
萩中公園水泳場※	萩中三丁目26番46号	○	○	○

○：環境基準達成、×：環境基準超過

※ 大森南四丁目工場アパートと東糞谷防災公園は工業専用地域のため基準はないが、住宅のある周辺地域の基準を参考値とした。

ウ 内陸飛行騒音調査 [平成22年度から]

平成20年9月に横田空域の一部が返還され、北風運用時に西方向へ向かう航空機の一部が区内上空を運航する内陸飛行が開始された。大田区を内陸飛行する航空機の騒音影響等を把握するため、平成22年度（D滑走路供用開始後）から内陸飛行騒音調査を実施している。

令和4年度は、北風運用の頻度が高くなる11月に内陸部の5地点で調査を行った。大田区の内陸部では、航空機騒音の環境基準指定地域となっていない地点もあるが、最も厳しい環境基準値を適用しても、その値を上回る地点はなかった。

<内陸飛行騒音調査地点>

調査地点	所在地
石川町文化センター	石川町一丁目3番8号
雪谷中学校	南雪谷五丁目1番1号
馬込区民センター	南馬込四丁目6番5号
矢口小学校	多摩川一丁目18番22号
萩中公園水泳場	萩中三丁目26番46号

(3) 鉄道騒音振動調査 [昭和50年度から]

令和4年度は JR 横須賀線及び品鶴線で、騒音及び振動調査を7地点で実施した。今回の調査結果をもとに、環境改善対策の参考となるよう東日本旅客鉄道株式会社に情報提供を行った。

<騒音・振動レベル測定結果>

単位：dB

地点 番号	所在地 (軌道構造)	最大騒音・振動レベル				等価騒音レベル			
		12.5m地点		25m地点		12.5m地点		25m地点	
		騒音	振動	騒音	振動	昼間	夜間	昼間	夜間
1	東馬込二丁目1番地先 (平坦)	87	62	80	54	74	69	66	61
2	西馬込一丁目1番地先 (盛土)	84	54	84	50	69	64	69	63
3	西馬込一丁目25番地先 (平坦)	82	61	78	55	66	60	62	57
4	仲池上一丁目33番地先 (無道床鉄桁)	86	42	81	40	71	66	66	61
5	東嶺町3番地先 (掘割)	79	63	72	57	64	59	57	51
6	西嶺町1番地先 (平坦)	86	55	78	50	71	65	64	58
7	田園調布南14番地先 (無道床鉄桁)	81	68	81	64	67	62	67	61

※JR 横須賀線及び品鶴線 (番号1～7)

(昼間：7～22時、夜間：22時～7時)

1 大気汚染常時監視

区内9か所に大気汚染常時監視測定局を設置し、大気汚染状況を常時監視している。

大気汚染常時監視地点図

測定局名		所在地	
一般環境	① 中央	大森西一丁目12番1号	大森地域庁舎
	② 雪谷	東雪谷三丁目6番2号	雪谷特別出張所
	③ 矢口	千鳥三丁目7番5号	こども発達センターわかばの家
	④ 六郷	東六郷二丁目3番1号	東六郷小学校
	⑤ 京浜島	京浜島二丁目10番2号	京浜島会館
道路沿道 (自動車 排出ガス)	⑥ 大森西	大森西二丁目2番1号	
	⑦ 東六郷	東六郷一丁目12番6号	
	⑧ 東矢口	矢口一丁目2番6号	
	⑨ 羽田	羽田五丁目5番19号	



(1) 一般環境大気汚染調査 [昭和40年代から]

区内5か所に一般環境大気汚染測定局を設置し、大気汚染状況を常時監視している。

<環境基準の達成状況> (令和4年度)

測定局名	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	
					長期的評価	短期的評価
① 中央	大森西一丁目12番1号(大森地域庁舎)	—	○	×	○	○
② 雪谷	東雪谷三丁目6番2号(雪谷特別出張所)	—	○	×	○	○
③ 矢口	千鳥三丁目7番5号(こども発達センターわかばの家)	—	○	×	○	○
④ 六郷	東六郷二丁目3番1号(東六郷小学校)	—	○	×	○	○
⑤ 京浜島	京浜島二丁目10番2号(京浜島会館)	○	○	×	○	○

○：環境基準達成、×：環境基準超過、—：測定なし

(2) 自動車排出ガス大気汚染調査 [平成10年度から固定測定局での測定を開始]

区内4か所の幹線道路沿道と交差点に測定局を設置し、沿道の大気汚染状況を常時監視している。

<環境基準の達成状況> (令和4年度)

測定局名	所在地	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	
			長期的評価	短期的評価
⑥ 大森西	大森西二丁目2番1号	○	○	○
⑦ 東六郷	東六郷一丁目12番6号	○	○	○
⑧ 東矢口	矢口一丁目2番6号	○	○	○
⑨ 羽田	羽田五丁目5番19号	○	○	○

○：環境基準達成、×：環境基準超過

(3) 光化学スモッグ注意報などの発令 [昭和60年代から]

光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、原因物質であるオキシダント濃度が区内で高くなり、その状態が継続するおそれがあるときは、状況に応じて注意報等を発令している。

注意報等の発令は、区内の一般環境大気汚染測定局のオキシダント濃度、気象状況をもとに判断し、防災行政無線等を活用して行ってきた。令和4年度に光化学スモッグ緊急時に関する対処要綱を廃止したため、令和5年度からは東京都環境局の光化学スモッグ情報をもとに発令を行う。

<光化学スモッグ緊急時発令状況> (大田区発令分)

年度	学校情報	注意報
令和2年度	1	0
令和3年度	2	2
令和4年度	1	4

2 大気中（一般環境）のアスベスト濃度調査 [平成 19 年度から]

大森地域庁舎（大森西一丁目）、雪谷特別出張所（東雪谷三丁目）、萩中公園水泳場（萩中三丁目）の 3 地点で、大気中（一般環境）のアスベスト濃度の調査を行っている。

大気中アスベスト濃度調査 結果

調査地点		大森地域庁舎*	雪谷特別出張所*	萩中公園水泳場*
令和 2 年度	濃度	0.037本/L未満	0.037本/L未満	0.037本/L未満
令和 3 年度	濃度	0.037本/L未満	0.037本/L未満	0.037本/L未満
令和 4 年度	濃度	0.037本/L未満	0.037本/L未満	0.037本/L未満

（環境省 アスベストモニタリングマニュアル 第 4.2 版による） （検出下限値 0.037 本/L）

※令和 2 年度までは、各庁舎とも屋上で実施した。令和 3 年度から、各庁舎とも地上（大森地域庁舎及び雪谷特別出張所では駐車場脇、萩中公園水泳場ではプールサイド）で実施した。

〈基準の目安〉

大気中のアスベスト濃度の環境基準は定められていない。ただ、大気汚染防止法で特定粉じん（アスベスト）発生施設等の敷地境界の濃度基準は 10 本/L 以下と定められている。また、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル（令和 4 年 3 月東京都環境局）」には、外部の一般環境の総繊維濃度について、1 リットルあたり 1 本を目安とすることも可能であると記載されている。

1 河川・海域環境監視

(1) 河川・海域調査 [昭和48年度から]

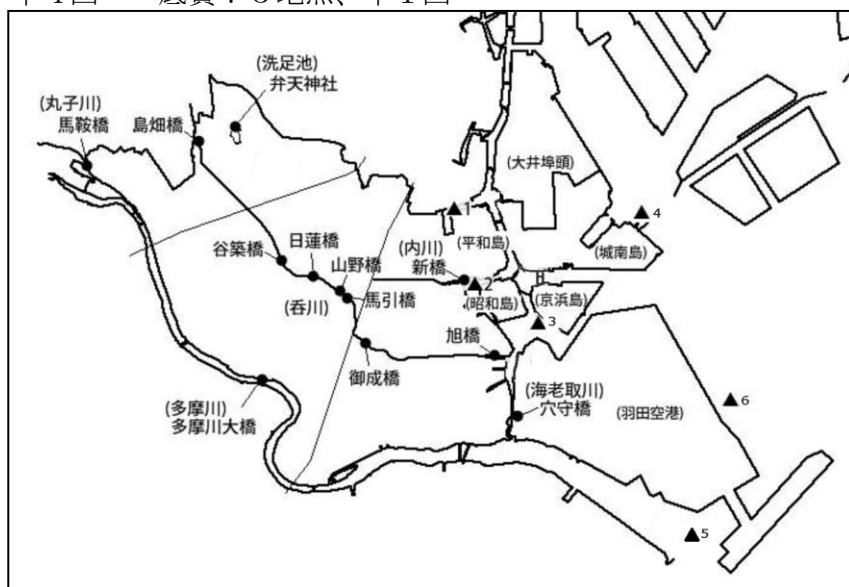
河川と沿岸海域での水質汚濁状況と、底質汚染状況を定期的に調査・監視し、今後の浄化対策の基礎資料として活用している。河川・海域調査地点は下図のとおり。

【河川】水質：12地点、年4回

底質：7地点、年1回

【海域】水質：6地点、年4回 底質：3地点、年1回

- 1 運河域 勝平橋西側
- 2 運河域 内川河口
- 3 運河域 森ヶ崎の鼻北東側
- 4 海域 城南島西防波堤内側
- 5 海域 多摩川河口
- 6 海域 羽田空港沖



河川・海域調査地点図

<河川水質環境基準達成状況>

項目	BOD (生物化学的酸素要求量)			DO (溶存酸素量)		
	多摩川	呑川	内川	多摩川	呑川	内川
環境基準	3 mg/L以下	8 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以上	2 mg/L以上	5 mg/L以上
令和2年度	4 / 4	39/44	4 / 4	4 / 4	29/44	1 / 4
令和3年度	4 / 4	44/44	4 / 4	4 / 4	32/44	2 / 4
令和4年度	4 / 4	38/43	4 / 4	4 / 4	28/44	3 / 4

※環境基準達成件数/各水域延べ調査回数 (呑川の底層水も含む)

<海域水質環境基準達成状況>

※環境基準達成件数/各水域延べ調査回数 (表層+底層)

項目	COD (化学的酸素要求量)						DO (溶存酸素量)					
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
環境基準	8 mg/L以下					3 mg/L以下	2 mg/L以上					表層 5 mg/L以上 底層 2 mg/L以上
令和2年度	7/8	7/8	7/8	8/8	8/8	7/8	5/8	7/8	7/8	8/8	8/8	7/8
令和3年度	8/8	7/8	8/8	8/8	7/8	4/8	5/8	7/8	7/8	8/8	8/8	8/8
令和4年度	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	4/8	5/8	7/8	7/8	6/8	8/8	6/8

2 水辺環境改善対策等

(1) 呑川の水環境実態調査 [平成3年度から]

呑川の水環境実態調査を行い、今後の水質浄化対策の検討資料とする。

【現場監視】日蓮橋～御成橋において、原則として平日の毎日、色相、臭気、スカム等の発生状況、魚類や鳥類等の生息状況などについてパトロールを実施

【水質・底質調査】通常時（4地点・年12回）水質等の調査を実施

<現場監視結果>

年度	監視日数（日）	臭気確認（日）	スカム確認（日）
令和2年度	243	32	37
令和3年度	242	19	29
令和4年度	243	39	38

<水質調査結果（表層）>

項目	BOD（mg/L）75%水質値 [※]				DO（mg/L）年平均値			
	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋
令和2年度	2.6	3.1	2.7	3.2	6.4	4.3	3.6	4.1
令和3年度	2.9	3.4	3.0	2.3	6.2	4.2	4.0	3.9
令和4年度	3.2	2.7	2.7	3.4	5.6	4.0	3.9	4.4

※ 75%水質値：年間を通して4分の3の日数はその値を越えない水質レベル

(2) 水質関係異常事故

川や海で魚が浮上したり、油が流出するなど事態が発生した場合には、関係機関と連携をとりながら、その原因の究明調査等を実施し、迅速な被害拡大防止に努めている。

令和4年度の水質異常事故件数は10件あった。

【水域別】呑川6件、丸子川1件、多摩川1件、海老取川1件、内川1件

【事故の種類】魚浮上6件、濁水流入1件、油流入2件、変色1件

(3) 他の自治体との協働

環境保全の推進には広域的な協働が重要である。この活動を推進するため、東京湾に面した26自治体で構成する「東京湾岸自治体環境保全会議」、多摩川水系の都内19自治体からなる「多摩川水系水質監視連絡協議会」に参加し、合同調査やイベントの開催、情報の収集を行っている。

1 工場等への指導

工場や指定作業場から発生する公害を防止するために、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）」「騒音規制法」「振動規制法」などの法令に基づき監視・指導を実施している。

大田区のものづくり産業を支えている工場等での公害発生を未然に防止し、住宅と工場の共存するまちづくりを図るためには、工場等での法令遵守操業を徹底する必要がある。このため、公害防止についての指導に加え、認可工場に対して、認可済みステッカーを配布し、ステッカーを工場前の公衆の見やすい場所に掲出することで、法令遵守工場としての自覚を促している。

<工場等への認可・届出等の件数>（過去3年分）

内訳		年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
環境確保条例	工場	全件数		3,563	3,634	3,738
		認可	設置	33	16	44
			変更	6	24	11
	指定作業場	全件数		1,514	1,529	1,530
		届出	設置	11	16	11
			変更	4	4	4
	地下水揚水量の報告			50	46	49
	適正管理化学物質		使用量の報告	271	278	287
			管理方法書提出	13	34	11
	土壌汚染関係届出		調査報告	27	16	17
			計画書	7	3	8
			完了届	9	9	10
東京都公害防止管理者		選任届	13	14	21	
		解任届	13	10	2	
騒音規制法	特定施設		全件数	875	897	924
			設置届	9	3	14
			廃止届	32	24	39
			変更届	1	1	1
	特定建設作業届			508	508	459
振動規制法	特定施設		全件数	699	715	739
			設置届	9	1	9
			廃止届	25	20	39
			変更届	1	1	1
	特定建設作業届			390	374	310

2 認可未取得工場への指導

認可未取得の工場を把握した場合には、環境確保条例の主旨を周知した上で認可取得を促すとともに、法令遵守操業を行い公害の発生防止に努めるよう指導している。

3 化学物質の適正な管理指導

区内には化学物質を使用している事業所が数多くあり、地震等の災害発生時に化学物質の漏洩による被害の可能性がある。このため区では、事業所自らが応急措置を施して被害の拡大を最小限に抑える体制づくりを支援し、災害に強いまちづくりを進めている。

(1) 化学物質管理方法書の再提出指導

年度あたり 100 kg以上の適正管理化学物質を取り扱う事業所については、環境確保条例第 111 条に基づき化学物質の保管・取扱い方法及び災害時の対応等を定めた「化学物質管理方法書」の作成が規定されている。さらに従業員数が 21 人以上の事業所については区への届出が義務づけられ、事業所と区の両者が共有することにより事故等発生の際に迅速に対応できる体制を整えている。

令和 3 年 4 月の東京都化学物質適正管理指針の改正では、水害対策方法等の追記が義務づけられ、区へ「化学物質管理方法書」を再提出した事業所については立入り調査を行った。なお、再提出されていない事業所については、施設に応じた水害対策の助言及び指導を行っている。

<化学物質管理方法書再提出件数> (令和 3 年度以降)

	令和 4 年度	令和 3 年度
対象事業所数	78	76
化学物質管理方法書再提出数 (累積件数)	13 (35)	22 (22)

(2) 過去の指導経過

年度あたり 100 kg以上の適正管理化学物質を取り扱う事業所については、環境確保条例第 112 条に基づき平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で立入り調査を実施した。その際に「化学物質管理方法書」の作成を指導し、提出を求めた。なお、現在までに「化学物質管理方法書」未提出の事業所に対して引き続き作成の助言及び支援を行っている。

<実施事業所件数> (令和 3 年度以降)

	令和 4 年度	令和 3 年度
対象事業所数	275	285
提出義務がある事業所数	87	88
提出済みの事業所数	78	76
未提出の事業所数	9	12
提出義務が無い事業所数	188	197
提出義務はないが提出している事業所数	118	130

また、年度あたり 100 kg未満の適正管理化学物質を取り扱う事業所については、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で、使用実態把握のために「化学物質等使用状況及び現況報告」を郵送し、回答を求めた。化学物質の使用ありと回答した事業所及び回答がなかった事業所に立入り調査を実施し、化学物質の保管・取扱い方法や災害時等に発生する漏洩等に対応できる態勢を確立するための指導、助言を行い、自主管理体制確立を促した。

(3) 有害ガスを取り扱う事業所

化学物質の取扱事業所に対し、有害ガスの採取分析を行い、規制基準を超過した場合には改善指導を行っている。

<実施事業所件数> (過去 3 年分)

	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
有害ガス濃度等の測定箇所数 (規制基準超過件数)	13(0)	10(2)	13(0)

4 苦情処理

工場等の事業所の操業に伴う騒音、振動等の公害問題、及び日常生活における諸問題等についての問合せ、相談を受付けている。

また、区民の快適な生活環境を保全するために、騒音計、振動計の貸し出しを行っている。

<苦情対応件数> (過去 3 年分)

発生源		年度		
		令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
対象別	工場	36	43	35
	指定作業場	7	4	4
	建設作業	99	135	108
	その他	163	144	143
合計		305	326	290

<現象別苦情対応件数> (令和4年度)

発生源	種目	大気汚染 (アスベスト)	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
工場		0	0	0	17	1	0	15	3	36
指定作業場		0	0	0	4	0	0	2	1	7
建設作業		10	0	0	60	30	0	2	7	109
その他		0	0	0	65	4	0	32	52	153
合計		10	0	0	146	35	0	51	63	305

※この他に、苦情までに至らない公害関係相談として、149件を受付けた。

<騒音計・振動計貸し出し件数> (過去3年分)

年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度
騒音計	件数(件)	90	86	100
振動計	件数(件)	20	33	22

※貸し出し計器は、騒音計3台、振動計2台。

※貸し出し期間は、最長8日間。

※年末年始、ゴールデンウィーク及び計器検定期間は貸し出しを行っていない。

5 アスベストの飛散防止対策

解体等の工事で発生するアスベストの飛散を防止するために、「大気汚染防止法」「環境確保条例」などの法令に基づき監視・指導を行っている。

(1) 届出の審査等事務

各種法令に基づき届け出のあった工事計画について、内容の審査、養生完了時の立入検査を行い、完了報告を受領している。

<届出件数> (過去3年分)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
大気汚染防止法 (特定粉じん排出等作業実施届出)	39	37	52
環境確保条例 (石綿飛散防止方法等計画届)	37	36	51
大田区特定粉じん排出等作業事務取扱要領 (石綿飛散防止方法等計画報告書)	25	16	37

※届出対象外の工事に対して、令和4年度は644件の立入調査を実施し、事前調査の適正実施、特定建設材料の見落としの有無及び適切な処理方法の実施について確認した。

※大気汚染防止法、大田区特定粉じん排出作業等事務取扱要領 一部改正(令和3年4月1日一部施行)

(2) 大田区建築物石綿含有建材調査者資格取得助成

大気汚染防止法の改正により、令和5年10月1日以降に着工する解体等の工事については「建築物石綿含有建材調査者」講習を修了した者等による事前調査が義務付けられている。工事を行う区内事業者が事前調査を実施するための人材を確保する取り組みとして、雇用する従業員の受講費を事業者が負担した場合に、費用の一部を助成している。

<申請・助成件数>

	令和4年度
申請（件）	9
助成実績（件）	9
助成総額（円）	209,901

6 土壌汚染窓口相談

工場跡地から有害物質が拡散するなど、土壌汚染が社会的問題となった。このため、土壌汚染の状況を把握し、人への健康影響を防止することを目的として、土壌汚染対策法、環境確保条例及び大田区土壌汚染防止指導事務処理要綱が定められている。環境対策課では、環境確保条例第116条及び要綱に基づき、工場等を廃止する手続きの際に有害物質等の取扱いを確認し、適正な対策を取るよう指導、助言している。

また、環境確保条例に基づく届出情報について、区政情報コーナー及び区ホームページ上で、自由に閲覧できるようにしている。

7 環境保全協定について

既成市街地における公害防止等のため集団移転先となった埋立地の地域環境保全を目的に、進出している企業等と大田区との間で環境保全協定を結んでいる。

<協定締結数>116件(令和5年3月31日現在)

協定に参加している企業組合等の団体・事業所数 32団体 128事業所

第8節 その他の取組み

1 放射線に関する取組み

5年度予算 159千円

東日本大震災に伴う原発事故に関連して、区民の放射線をめぐる不安の声に応えるため、平成23年6月1日以降、区内の定点で空間放射線量の測定を行っている。

(1) 東京工業大学との連携

平成23年6月3日に国立大学法人東京工業大学との間で、放射線量率の測定等に関する協力協定を締結し、放射線問題に対し連携して対応している。

(2) 放射線量の測定

平成23年6月15日から週1回、区内3か所（東糀谷防災公園、大森地域庁舎、本蒲田公園）にて、平成25年7月から月1回、区内1か所（本蒲田公園）において大気中の空間放射線量の測定を実施している。

測定当初から令和4年3月現在までの測定値は、国際放射線防護委員会が勧告した指標値「平常時は年間1ミリシーベルト（1,000マイクロシーベルト）」より低い値（※）である。

※ 自然放射線量の国内平均である0.05マイクロシーベルトを差し引き、屋外に8時間、木造家屋に16時間（木造家屋の低減係数0.4）いたとして試算した値で、毎時0.25マイクロシーベルトとしている。

算出式：(測定結果－自然放射線量) × (8/24+16/24×0.4) × 24時間 × 365日

2 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組み

5年度予算 5,027千円

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、変圧器、コンデンサなどの電気機器の絶縁油等として使われてきた。しかし、PCBの毒性が判明し、また世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が地球規模で問題となり、昭和49年からPCBの製造、輸入等が禁止されている。

PCBを含む電気機器等が廃棄物となった場合は、その事業者が自らの責務において保管及び処理を行うこととなっている。また、PCBを含む電気機器等を使用している場合も、処分期間内に使用を中止し、処分することとされている。

区が所有する施設から排出されたPCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物保管場所（京浜島中継所：大田区京浜島3-5-7）で保管している。

PCB廃棄物は法令により、その種類に応じて処分先及び処分期限が定められている。

PCB保管事業者は、法令により令和9年3月31日までにすべてのPCB廃棄物を処理することとされている。

なお、高濃度PCBについては令和5年3月末にて処分を完了した。

< P C B 廃棄物の処分期限 > (東京都内の保管事業者)

P C B 廃棄物の種類		処 分 先	処分期限
高濃度	変圧器、コンデンサ等	JESCO東京PCB処理事業所	令和4年3月まで
P C B	安定器等・その他汚染物	JESCO北海道PCB処理事業所	令和5年3月まで
低濃度 P C B (その他汚染物含む)		無害化処理認定施設(民間事業者)	令和9年3月まで

※低濃度 P C B 廃棄物： P C B 濃度が0.5mg/kg超～5,000mg/kg以下の P C B 廃棄物

※高濃度 P C B 廃棄物： P C B 濃度が5,000mg/kg超の P C B 廃棄物

※JESCO：中間貯蔵・環境安全事業株式会社(全額政府出資の処理事業者)

< P C B 廃棄物の保管状況 > (令和5年3月31日現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
高圧トランス(低濃度)	6台	高圧コンデンサ(低濃度)	1台
蛍光灯用安定器(低濃度)	1個	蛍光灯用安定器(微量混入)※	13個
水銀灯用安定器(微量混入)※	15個	—	—

※微量混入とはPCB微量混入の可能性を示す。

< 令和4年度 P C B 廃棄物の処理実績 >

品 名	数 量
照明用コンデンサ(高濃度)	11個
蛍光灯安定器(高濃度)	63個
水銀灯安定器(高濃度)	4個
高圧トランス(低濃度)	3台
高圧コンデンサ(低濃度)	2台
汚染物(ウエス、分析残試料等)	1箱

第3章 清掃事業課、各清掃事務所

第1節 清掃事業計画の概要

1 大田区一般廃棄物処理基本計画（平成28年度～令和7年度）

平成28年3月策定・令和3年3月改定（中間見直し）

1 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項で、市区町村に一般廃棄物処理計画を定めることが義務づけられており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。現行計画は平成28年3月に策定しました。

2 令和3年3月改定（中間見直し）の背景

地球規模の環境の危機など、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、これに対応するため、国内外で新たな目標や計画が設定されています。また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、その影響は世界各国の様々な分野に波及しており、一般廃棄物の処理においても例外ではありません。

このような世界的な社会情勢の変化、それに伴う国・都の法令や計画の変更に対応することはもとより、「新おおた重点プログラム」に掲げる目標・施策につながる計画であることを踏まえて、現行計画の計画期間の5年目を迎える令和3年3月、令和3年度以降に向けて中間見直しを行いました。

3 中間見直し時の他計画との関連

国の「第五次環境基本計画」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法を中心とした各種法規制、東京都における「東京都資源循環・廃棄物処理計画」などとの整合を図って中間見直しを行いました。区の計画との関連では、「新おおた重点プログラム」に掲げられた施策を具体化する計画であること、「大田区環境基本計画」、「大田区災害廃棄物処理計画」との整合に留意しました。

本計画の計画期間（平成28年度～令和7年度）



4 基本理念と方針 ※中間見直し後も現行計画当初の理念・方針を継続

国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、世界的な資源制約に対応するため「循環の質」に着目すること、東日本大震災を踏まえて「環境保全と安全・安心」を確保することを掲げています。

「未来プラン」では、10年後のめざす姿を「区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つぐらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています」としており、3Rの推進に向けた更なる取り組みが求められています。

前計画では、「区民、事業者、行政が連携し、3つのRで目指す—ごみをつぐらないまち・おおた—」を基本理念としていました。本計画では、現状の課題を解決するため、「3つのR」に「適正処理」の概念を加えて、「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」を基本理念とします。

区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現

【基本方針1】 3Rの推進

国の「循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルに先立って「発生抑制（Reduce、リデュース）」「再使用（Reuse、リユース）」（以下、「2R」といいます。）を可能な限り推進することとしています。2Rを推進する主体は区民・事業者等です。区民一人ひとり、事業者一社一社の取り組みを促進するため、区は2Rの推進や普及啓発に取り組みます。2Rを推進した上で発生した不用物については、「再生利用（Recycle、リサイクル）」が必要です。費用対効果や環境負荷の低減効果を考慮し、可能な限り質の高いリサイクルに取り組みます。

【基本方針2】 適正処理の推進

3Rを推進した上で、なお、ごみになってしまったものについては、環境に負荷を与えないように適正に処理をしなければなりません。区は、区民が安心して快適に暮らせるよう、ごみの収集・運搬体制を整備します。平常時のみならず災害時においても、公衆衛生と環境保全を確保するよう取り組みます。

【基本方針3】 協働の推進

循環型社会を実現するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い、行動することが重要になります。区は、区民や事業者に対してさまざまな情報を提供するだけでなく、三者間の情報交流を図り、区民や事業者の意見を清掃・リサイクル事業に反映します。

5 計画指標 ※中間見直し後も計画当初の計画指標を継続

計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、区が関与するごみ（区収集ごみ）と資源の総量を、区民1人1日あたりの量に換算したものです。この指標は、2Rや事業者によるリサイクルの結果を受けて減少します。特に、ごみの減量を推進するにあたって、区民1人1日あたりの区収集ごみ量を減らしていくことが重要です。

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、次の式で算定します。

区民1人1日あたりのごみと資源の総量＝

$$(W + R1 + R2 + R3) \div \text{人口 (各年度 10月1日)} \div \text{年間日数}$$

W : 区収集ごみ量

R1 : 行政回収資源量

R2 : 集団回収資源量

R3 : 小型家電リサイクル事業等による回収資源量 (拠点回収・ピックアップ回収)

計画指標2 区民1人1日あたりの区収集ごみ量

「区民1人1日あたりの区収集ごみ量」は、家庭と集積所を利用する小規模な事業所から排出される区収集ごみ量の合計を、区民1人1日あたりの量に換算したものです。この指標は、2Rや事業者によるリサイクルに加えて、行政回収や集団回収の結果を受けて減少します。

「区民1人1日あたりの区収集ごみ量」は、次の式で算定します。

区民1人1日あたりの区収集ごみ量＝

$$\text{区収集ごみ量} \div \text{人口 (各年度 10月1日)} \div \text{年間日数}$$

6 目標値に対する達成度合

計画指標1では、平成30年度の実績値は629g/人日であり、同年度の目標値660g/人日に留まらず、令和7年度の最終目標値640g/人日も達成しています。

計画指標2では、平成30年度の目標値512g/人日に対して、実績値は490g/人日で目標値を達成しており、令和7年度の最終目標値471g/人日まで、19g/人日に迫っています。

現行計画の目標値と実績値

単位 (g/人日)

指標名		平成30年度	令和7年度
		計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量	目標値 660
計画指標2 区民1人1日あたりの区収集ごみ量	目標値	512	471
	実績値	490	

7 中間見直し後の数値目標

区民1人1日あたりの区収集ごみ量については、ここまで概ね順調に減量してきていましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、減量のスピードが鈍化することも想定されるため、現行計画の令和7年度の数値目標 471 g/人日を継続し、着実に目標の達成を目指します。

資源回収量については、紙媒体の新聞や雑誌の購読数が減少し、飲料容器については、容器の軽量化が進むなど、資源の発生量が減少していくと考えられる一方、可燃ごみから資源への適正排出による増要因も考えられます。

以上を踏まえて、各指標における数値目標を改めて設定しました。

計画指標1 →計画当初の数値目標を修正し、さらなる減量を目指します。

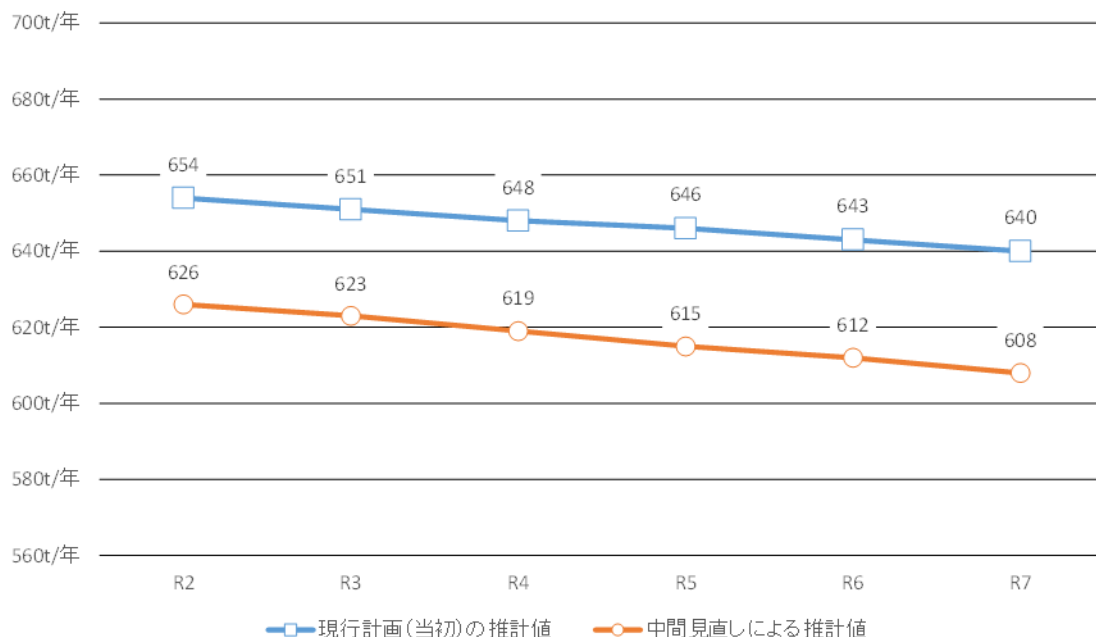
計画指標2 →引き続き、計画当初の数値目標の達成を目指します。

区民1人1日あたりの量・実績値と推計値

単位 (g/人日)

		区民1人1日あたりの量		指標1	指標2
		ごみ量	資源量		
実績値	H26	524	136		
	H27	516	140		
	H28	506	134		
	H29	497	140		
	H30	490	139		
	R1	493	137		
推計値	R2	489	137	626	489
	R3	486	137	623	486
	R4	482	137	619	482
	R5	478	137	615	478
	R6	475	137	612	475
	R7	471	137	608	471

現行計画と中間見直しによる推計値の比較



令和7年度の区民1人1日あたりの区収集ごみ量の目標値は、引き続き471gとします。これは平成26年度の524gと比べて53gの減量となります。そのため、区のごみ減量のキャッチフレーズも、中間見直し後も引き続き次のように掲げます。

「できることから53(ごみ)g減量！」

大田区では、10年後の区民1人1日あたりのごみ量を53(ごみ)g減らします。

8 重点施策

重点施策1 食品ロス削減

持続可能な開発目標（SDGs）でも掲げられている食品ロス削減に向け、区では、食品ロス削減に取り組む民間事業者と連携した普及啓発、小・中学生を対象とした出前授業、未利用食品を福祉団体等に寄付するフードドライブ等の総合的な取り組みを食品ロス削減プロジェクトとして推進しています。

重点施策2 プラスチックごみ削減

今後さらなる廃プラスチックの回収を推進していく場合、国や東京都の動向をふまえるとともに、発生する環境負荷（温室効果ガス排出量）の評価、及びコスト分析に基づく費用対効果を十分検証する必要があります。また、区民の利便性などを考慮して、対象品目や回収方法について検討します。

2 大田区災害廃棄物処理計画 令和2年3月策定

1 計画の目的と位置づけ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼしました。また、近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨等により膨大な災害廃棄物が発生しています。

このような状況を受け、首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生する廃棄物について、処理体制を確保して適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資することを目的として、令和2年3月、大田区災害廃棄物処理計画を策定しました。

当計画は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、災害対策基本法の一部改正、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（環境省）を踏まえ、「大田区地域防災計画」と整合を図り、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるにあたって必要となる体制、処理の方法などの基本的事項を定めたものです。

2 対象とする災害

当計画では、自然災害のうち、主に地震災害及び風水害、土砂災害、火山災害、その他自然災害を対象としています。

「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年、東京都防災会議）における被害想定に基づき、区内の災害廃棄物の発生量を試算すると、東京湾北部地震の場合で最大約440万トンにも上ると推測されています。当計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものです。

3 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となります。

表：当計画で対象とする廃棄物

災害時に発生する 廃棄物の種類		概要	本計画 の対象
一般 廃棄物	し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	○	

災害廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
	損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
	損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
	その他、災害に起因する廃棄物	○
事業系	被災した事業場からの廃棄物	○
一般廃棄物	事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）	
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

4 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、災害廃棄物処理の基本方針を定め、これを踏まえての具体的な取組を進めていきます。災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに具体的な処理方針を定めることとなります。

表：災害廃棄物処理の基本方針

1 計画的な対応・処理	災害廃棄物の組成及び量、既存の処理施設、最終処分場の処理・処分能力を的確に把握し、計画的に処理を推進する。
2 リサイクルの推進	徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 迅速な対応・処理	区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。区は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、都と協力して周辺や広域での処理を進める。
4 環境に配慮した処理	災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
5 衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
6 安全作業の確保	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
7 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。
8 関係機関や区民、事業者、ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、都、他区市町村、清掃一組、清掃協議会、関連業界団体等と協力・連携して処理を推進する。 また、区民や事業者、ボランティアにさまざまな情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。

3 令和5年度一般廃棄物の処理に関する計画

大田区告示第 337 号

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 11 年大田区条例第 36 号。以下「条例」という。）第 31 条第 1 項及び大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成 12 年大田区規則第 68 号。以下「規則」という。）第 14 条の規定に基づき、令和 5 年度の一般廃棄物の処理に関する計画を次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

大田区長 松原 忠義

令和 5 年度大田区一般廃棄物処理実施計画

- 1 施行区域 大田区の区域
- 2 一般廃棄物の年間処理量の見込み

(1) ごみ (227, 124 トン (日量 620 トン))

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	計
家庭廃棄物	107, 260トン	5, 422トン	7, 789トン	120, 471トン
事業系 一般廃棄物	103, 484トン	3, 171トン		106, 655トン
計	210, 744トン	8, 593トン	7, 789トン	227, 126トン

(2) 資源物 (集積所で回収するもの) (26, 118 トン (日量 71 トン))

	古紙	びん・かん	ペット ボトル	食品 トレイ	発泡 スチロール	プラス チック	計
計	14, 326トン	7, 078トン	3, 294トン	110トン	110トン	1, 200トン	26, 118トン

(3) 資源物 (拠点で回収するもの) (124, 850キログラム (日量 341キログラム))

	廃食用油	小型家電	古着	計
計	9, 751キログラム	4, 099キログラム	111, 000キログラム	124, 850キログラム

(4) し尿、浄化槽汚泥等 (2, 460 キロリットル (日量 7キロリットル))

	し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く)	事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥 (専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥を除く)	浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及び専ら居住用の建築物から排出されるし尿まじりのビルピット汚泥	計
計	16キロリットル	1, 870キロリットル	574キロリットル	2, 460キロリットル

(5) 動物死体 983 頭 (日量 3 頭)

- 3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
 - (1) 分別収集（ごみ・資源）事業の安定的・継続的な事業の推進
 - (2) 事業系廃棄物の自己処理責任の徹底及び適正排出の徹底
 - (3) 環境学習におけるごみ減量の普及啓発
 - (4) 自主的なリサイクル活動への支援
 - (5) 安定的・継続的な集団回収事業の推進
 - (6) 生産者、流通業者の自己処理責任に基づく資源回収の促進
 - (7) 一般廃棄物処理業者に対する適正処理徹底の指導
 - (8) 食品循環資源の再生利用の促進
 - (9) 小型家電リサイクル及び粗大ごみの再資源化の推進
 - (10) 不燃ごみに含まれる水銀含有廃物の適正処理及び再資源化の推進
 - (11) 古着回収によるごみ減量及び再使用の推進
 - (12) 資源プラスチック回収による地球環境への負担軽減及びごみ減量の促進
- 4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等
 - 別紙一覧のとおり
- 5 資源物を収集・運搬する者として区長が指定する者
 - 大田区リサイクル事業協同組合、東京都環境衛生事業協同組合大田区支部

(1) ごみ・資源物

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ	107,260ト (日量 293ト)	大田区が条例第33条第1項及び第33条の2第1項に規定する所定の場所(地元住民と清掃事務所長が協議の上、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令に抵触することのない適当な場所(原則として私道上を除く。)をいう。以下「集積所」という。)で、原則として週2回、収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	<ol style="list-style-type: none"> 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、別表に定めるそれぞれの収集曜日の午前8時まで、規則第16条第1項の規定に定める基準に適合した容器に収納して集積所へ持ち出すこと。 なお、容器の持ち出し及び引取りが困難である場合、規則第16条第2項に定める基準に適合した袋による持ち出しを認める。 不燃ごみのうち、スプレー缶及びカセットボンベについては、使い切ってから中身の見える別袋に入れて、資源の日に排出すること。 資源物は、次のとおり排出すること。 <ol style="list-style-type: none"> 古紙(新聞、雑誌・雑がみ、紙バック及び段ボール)を排出するときは、それぞれの品目ごとにひも等で束ねて排出すること。古紙のうち紙パックについては、洗浄しパックを開き、乾かした上でひも等で束ねて排出すること。なお、ビニールコート紙などは排出してはならない。 びん・かんを排出するときは、ふた等を除去し、洗浄した上で中身の見える袋または専用容器(コンテナ)に入れて、それぞれ排出すること。なお、飲料用、食品用以外のびん・かんは排出してはならない。 ペットボトルを排出するときは、キャップとラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、中身の見える袋に入れて排出すること。 食品トレイを排出するときは、洗浄した上で中身の見える袋に入れて排出すること。 発泡スチロールを排出するときは、伝票、ラベルなどは外した上で、中身の見える袋に入れて排出すること。 プラスチックを排出するときは、プラマークがついているもの又はプラスチック製品をまとめて中身の見える袋に入れて排出すること。
	不燃ごみ	5,422ト (日量 15ト)	大田区が集積所で、原則として月2回、収集する。ただし、スプレー缶及びカセットボンベについては、原則として週1回、回収する。		民間処理施設において分別した後、再生利用が可能なものは原則として売却し、水銀含有物は民間処理施設において適正処理を行う。その他のものは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	
	資源物 (再利用を目的として分別して集積所にて回収するもので、古紙、びん、かん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール及びプラス	古紙 14,326ト (日量 40ト) びん・かん 7,078ト (日量 19ト) ペットボトル 3,294ト (日量 9ト) 食品トレイ 110ト (日量 0.3ト)	大田区が集積所で、原則として週1回、回収する。			古紙は、再生利用が可能な資源として、売却する。びん・かん、ペットボトル、食品トレイ及び発泡スチロールは、民間処理施設等において中間処理した後、原則として売却する。プラスチックは、民間処理施設において中間処理した後、民間資源化施設において再資源化を行う。

チックをいう。) ※プラスチックに関しては、令和4年11月から一部地域で実施	発泡スチロール	110トン (日量 0.3トン)			
	プラスチック	1,200トン (日量3トン)			
資源物(再利用を目的として分別して拠点にて回収するもので、廃食用油、小型家電及び古着をいう。)	廃食用油	9,751キログラム (日量27キログラム)	大田区が設置した回収ボックスから、原則として週1回、回収する。	売却する。	区内18か所に設置する回収ボックスに水曜日の午前11時から午後3時までの間に立てて入れること。ペットボトルなどに入れ、キャップをしっかりと閉めること。
	小型家電	4,099キログラム (日量11キログラム)	大田区が設置した回収ボックスから、原則として月1回、回収する。	売却する。	区が指定する10品目を区内42か所に設置する回収ボックスに入れること。また、区が関与するイベントに置いて当該品目を持ち込むこと。
	古着	111,000キログラム (日量303キログラム)	大田区が設置した会場にて、原則として月1回、回収する。	売却する。	透明又は半透明の袋に入れて、区が指定した日及び場所に持ち込むこと。
粗大ごみ(一辺の長さがおおむね30センチメートルを超えるごみで、一般家庭から排出される量、家具、家庭用電化製品(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第12項に規定する指定再資源化製品及び特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く)、自転車、ちゅう房用具等をいう。	7,789トン (日量21トン)	区民の申告に基づき大田区が収集する。 区民の申告に基づき区長の指定する場所に、指定する日に区民自らが持ち込むことができる。	区民が自ら持ち込む場合は自動車による。	大田区粗大ごみ中継施設(京浜島中継所及び糀谷粗大中継所)において、小型家電等、再資源化可能なものは民間業者へ売却する。その他のものは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	大田区粗大ごみ受付センター(電話0570-037-530)に申告し、条例第34条の規定により、有料粗大ごみ処理券を貼付して、申告した排出日に自宅前に排出すること。自ら持ち込む場合も大田区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第34条の規定による有料粗大ごみ処理券を貼付して、区長が指定する場所、指定する日に持ち込むこと。なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)は除去すること。

	粗大ごみ (転居廃棄物)	0ト (日量 0ト)	家庭廃棄物の粗大ごみの形状をしたものうち、転居の際に排出されるものを、転居する者のやむを得ない事情により住所地での排出ができない場合は、引越荷物運送業者が、転居者の委任を受け、引越荷物運送業者が管理する転居廃棄物保管倉庫(以下「保管倉庫」という。)まで運搬する。保管倉庫からは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者が収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 転居者は、転居廃棄物の運搬について、やむを得ない事情のあるときは、引越荷物運送業者に委任状をもって依頼する。その際、転居廃棄物を適切に引き渡すこと。 2 引越荷物運送業者は、転居者の委任を受けた転居廃棄物を運搬する保管倉庫を区内に設置する場合は、事前に区に登録すること。 3 区長が一般廃棄物処理業の許可をした者は、転居廃棄物を東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設に搬入するときは事前に搬入日を予約すること。
	特定家庭用機器廃棄物		特定家庭用機器再商品化法第9条の規定による引取義務のある場合は、区民の依頼により小売業者が収集する。引取義務のない場合は、区民の申告により、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者が収集する。		小売業者等は、製造業者等が設置する指定引取場所において引き渡す。	<ol style="list-style-type: none"> 1 小売業者等に依頼して、適切に引き渡すこと。 2 収集及び運搬料金と再商品化料金を支払うこと。
	パーソナルコンピュータ(製造事業者等が収集できないもの等を除く。)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第9条の9第1項に定める環境大臣の認定を受けた者が収集運搬を行う。		資源の有効な利用に関する法律(平成3年法律第48号)に基づき製造業者等が再資源化を行う。	製造業者等に申し込み、指示に従うこと。
	パーソナルコンピュータ		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第10条第3項に定める認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が収集運搬、再資源化を行う。			認定事業者に申し込み、指示に従うこと。
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	103,484ト (日量 283ト)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。これによりがたい場合は、区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として週2回、収集する44,667トを含む)	事業者が自らの責任で行うもの及び区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託して行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するものほかは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	大田区が実施する収集に排出する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、条例第35条第1項及び第2項の規定により、有料ごみ処理券を貼付して集積所へ排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。なお、分別方法、排出方法は家庭廃棄物の協力義務等の例による。また、排出に当たって事業者は、条例第40条又は第49条に定める保管場所から集積所まで持ち出すなど大田区の指示によること。事業者が自らの責任で収集及び運搬を行うもの及び区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託して行うものを区長の指定する処理施設等(東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設及び東京都が設置管理する最終処分場)を利用して処分する場合は、東京二十三区清掃一部事務組合が規定する「東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱」及び東京都が規定する「埋立処分場における一般廃棄物等の受入要綱」を遵守しなければならない。
	不燃ごみ	3,171ト (日量9ト)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。これによりがたい場合は、区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として月2回、収集する1,459トを含む)			
	資源物		事業者が自らの責任で行うものほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。これによりがたい場合は、区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として週1回、回収する。			

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて大田区が集積所で収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	大田区が実施する収集に排出する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、条例第 35 条第 1 項及び第 2 項の規定により、有料ごみ処理券を貼付して集積所へ排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。なお、分別方法、排出方法は家庭廃棄物の協力義務等の例による。 また、排出に当たって事業者は、条例第 40 条又は第 49 条に定める保管場所から集積所まで持ち出すなど大田区の指示によること。
事業系一般廃棄物	食品循環資源	食品関連事業者が自らの責任で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をしたものに委託する。	食品関連事業者が自らの責任で行うもの及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する廃棄物処理法の特例で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する登録再生利用事業者としての登録を受けたものが処分する。

備考

1 大田区が収集を行う廃棄物の全ての区分において、条例第 36 条に規定する次の排出禁止物、特定家庭用機器等を排出してはならない。

- (1) ガスボンベ等（プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等）
- (2) 石油類（ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル等）
- (3) 毒物及び劇物等（塩酸、硫酸、硝酸、クロム等）
- (4) 花火、マッチ、バッテリー等
- (5) 自動車、オートバイ、タイヤ、ピアノ、消火器、大型金庫
- (6) 特別管理一般廃棄物（PCB 部品、感染性廃棄物等）
- (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器
- (8) パーソナルコンピュータ（その表示装置であつて、ブラウン管式又は液晶式のものを含む。）

2 資源プラスチック回収実施地域（令和 5 年 4 月 1 日時点）

- (1) 大森東四丁目 1～18 番、19 番 1～16 号、20～28 番、29 番 1～6 号、29 番 15～16 号、43 番
大森東五丁目 1～37 番
大森西四丁目 9 番 3～15 号、10～12 番、16～17 番
大森西五丁目 1～26 番、30～31 番
- (2) 田園調布一丁目 1 番 11 号～終、2～61 番、62 番 13～16 号
上池台一丁目 1～17 番、20 番
南千束一丁目 1～31 番、32 番 1～11 号

南千束二丁目 2 番 1～6 号、3～13 番

(3) 仲六郷四丁目 1～36 番

東六郷三丁目 9～26 番

西糞谷三丁目 1～44 番

萩中三丁目 1～13 番、15～21 番、24 番

3 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く）、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くずで、従業員の数が 20 人以下の事業者から排出されるものかつ一事業者において一排出日当たりの排出量の合計が 50 キログラム未満のものをいう。

4 一般廃棄物処理業の許可に関しては、「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」及び「一般廃棄物処分業の許可に関する大田区の基本方針」に定める。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 （事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く）	16キロリットル (日量 0.04キロリットル)	大田区が杉並区に収集作業を委託することとし、原則として月 2 回、収集する。	吸い上げ自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する品川清掃作業所において、下水道放流により処分する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第 11 条の 3 に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他異物を投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥 （専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥を除く）	1,870キロリットル (日量 5キロリットル)	事業者等からの依頼に基づき、一般廃棄物処理業の許可を受けた者が収集する。	吸い上げ自動車による。	一般廃棄物処分業（汚泥）の許可を受けた者が処分する。	
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及び専ら居住用の建築物から排出されるし尿まじりのビルピット汚泥	574キロリットル (日量 2キロリットル)			東京二十三区清掃一部事務組合が管理する品川清掃作業所において、下水道放流により処分する。	

(3) 動物死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	983 頭 (日量 3 頭)	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により大田区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	1 大田区に収集を依頼する場合は、規則第 19 条に定める動物死体届出書により、所管の清掃事務所長へ申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう大田区の指示によること。

別表(収集曜日一覧表)

回収・収集地区		資源	可燃	不燃
池上	1丁目・2丁目・4丁目	土	月・木	第2・4金
	3丁目・5丁目(1~22番・25番・26番) 6丁目・7丁目(1~23番・25番・26番・29番) 8丁目(1~19番)	水	月・木	第1・3火
	5丁目(23番・24番・27番・28番)	金	水・土	第2・4木
	7丁目(24番・27番・28番・30番・31番) 8丁目(20番~27番)	金	水・土	第1・3木
石川町	全域〔1丁目・2丁目〕	木	火・金	第2・4水
鶴の木	1丁目	木	火・金	第1・3土
	2丁目・3丁目	木	火・金	第2・4土
大森北	1丁目・4丁目・5丁目	木	火・金	第2・4水
	2丁目・3丁目・6丁目	木	火・金	第1・3水
大森中	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	金	水・土	第2・4木
大森西	1丁目・2丁目	火	水・土	第2・4月
	3丁目・4丁目・5丁目・6丁目 7丁目(1~6番・7番<6~19号>)	火	水・土	第1・3月
	7丁目(7番<1~5号・20~28号>・8番・9番)	木	火・金	第1・3水
大森東	1丁目・2丁目	金	水・土	第2・4木
	3丁目・4丁目・5丁目	金	水・土	第1・3木
大森本町	1丁目(1~8番)	木	火・金	第1・3水
	1丁目(9~11番) 2丁目(1~24番・25番<1~9号・20~30号> 26番・27番<1~4号>・31~33番)	火	水・土	第2・4月
	2丁目(25番<10~19号>・27番<5~7号>・28~30番)	金	水・土	第2・4木
大森南	1丁目(5~11番・12番<8~16号>・17番<7~17号> 18番<7~14号>) 2丁目・3丁目・4丁目・5丁目	金	水・土	第1・3木
	1丁目(1~4番・12番<1号・2号・18号・20~26号> 13~16番・17番<1~6号・18~27号> 18番<1~6号・16~26号>・19~24番)	土	月・木	第1・3金
蒲田	1丁目・2丁目・3丁目	木	火・金	第1・3水
	4丁目・5丁目	木	火・金	第2・4水
蒲田本町	全域〔1丁目・2丁目〕	木	火・金	第2・4水
上池台	1丁目・4丁目	土	月・木	第2・4金
	2丁目・3丁目	水	月・木	第1・3火
	5丁目	水	月・木	第2・4火
北糀谷	全域〔1丁目・2丁目〕	土	月・木	第1・3金
北千束	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	土	月・木	第1・3金
北馬込	全域〔1丁目・2丁目〕	月	火・金	第1・3土
北嶺町	全域〔丁目区分なし〕	金	水・土	第1・3木
久が原	1丁目	金	水・土	第2・4木
	2丁目	火	水・土	第1・3月
	3丁目・4丁目・5丁目・6丁目	火	水・土	第2・4月
山王	1丁目	月	火・金	第1・3土
	2丁目	月	火・金	第2・4土
	3丁目・4丁目	月	火・金	第2・4水
下丸子	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目〕	火	水・土	第1・3月
新蒲田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	金	水・土	第1・3木
多摩川	全域〔1丁目・2丁目〕	火	水・土	第2・4月
千鳥	1丁目(1~19番)	火	水・土	第2・4月
	1丁目(20~26番)・2丁目(1~26番・28~35番・37番)	木	火・金	第2・4土
	2丁目(27番・36番・38~41番)・3丁目	火	水・土	第1・3月

別表(収集曜日一覧表)

回収・収集地区		資源	可燃	不燃
中央	1丁目	月	火・金	第2・4土
	2丁目	水	火・金	第2・4月
	3丁目・7丁目・8丁目	水	月・木	第2・4火
	4丁目・5丁目・6丁目	土	月・木	第2・4金
田園調布	1丁目	木	火・金	第2・4水
	2丁目・3丁目・4丁目・5丁目	木	火・金	第1・3水
田園調布本町	全域〔丁目区分なし〕	月	火・金	第1・3土
田園調布南	全域〔丁目区分なし〕	月	火・金	第1・3土
仲池上	全域〔1丁目・2丁目〕	火	水・土	第1・3月
中馬込	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	土	月・木	第1・3金
仲六郷	1丁目	木	火・金	第2・4水
	2丁目・3丁目・4丁目	月	火・金	第2・4土
西蒲田	1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目	金	水・土	第2・4木
	8丁目	金	水・土	第1・3木
西糀谷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目〕	水	月・木	第2・4火
西馬込	全域〔1丁目・2丁目〕	土	月・木	第1・3金
西嶺町	全域〔丁目区分なし〕	月	火・金	第1・3土
西六郷	1丁目	木	火・金	第2・4水
	2丁目・3丁目・4丁目	月	火・金	第2・4土
萩中	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	水	月・木	第1・3火
羽田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目〕	土	月・木	第2・4金
羽田旭町	全域〔丁目区分なし〕	土	月・木	第1・3金
東蒲田	全域〔1丁目・2丁目〕	木	火・金	第1・3水
東糀谷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目〕	土	月・木	第1・3金
東馬込	全域〔1丁目・2丁目〕	月	火・金	第1・3土
東嶺町	全域〔丁目区分なし〕	金	水・土	第2・4木
東矢口	1丁目(1~4番・8番・9番<1~7号・19~21号> 10番<8~13号>)	水	月・木	第1・3火
	1丁目(5~7番・9番<8~18号>・10番<1~7号> 11~18番)	金	水・土	第1・3木
	2丁目・3丁目			
東雪谷	1丁目・4丁目	水	月・木	第1・3火
	2丁目・3丁目・5丁目	水	月・木	第2・4火
東六郷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	月	火・金	第1・3土
平和島	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目〕	金	水・土	第2・4木
本羽田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	土	月・木	第2・4金
南蒲田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	水	月・木	第1・3火
南久が原	全域〔1丁目・2丁目〕	火	水・土	第2・4木
南千束	1丁目・2丁目	土	月・木	第2・4金
	3丁目	土	月・木	第1・3金
南馬込	1丁目・2丁目・3丁目	月	火・金	第2・4土
	4丁目・6丁目	土	月・木	第2・4金
	5丁目	土	月・木	第1・3金
南雪谷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目〕	金	水・土	第1・3木
南六郷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	月	火・金	第1・3土
矢口	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	火	水・土	第2・4月
雪谷大塚町	全域〔丁目区分なし〕	木	火・金	第2・4水

第2節 清掃事業経費概要

清掃事業経費

項目	令和3年度	構成比	令和2年度	構成比	令和元年度	構成比
ごみ収集人件費 ※	約26億円	25.9%	約26億5千万円	26.1%	約27億8千万円	29.6%
清掃工場中間処理費等分担金	約28億6千万円	28.5%	約26億7千万円	26.3%	約24億円	25.6%
ごみ運搬車両経費	約18億4千万円	18.3%	約17億8千万円	17.5%	約17億円	18.1%
その他清掃事業に係る経費	約9億2千万円	9.2%	約8億6千万円	8.4%	約7億2千万円	7.7%
各施設の管理運営費	約1億1千万円	1.1%	約1億5千万円	1.5%	約1億円	1.1%
清掃事務所の建設	0円	0.0%	約3億8千万円	3.7%	約1億円	1.1%
ごみ処理券に係る経費	約3千万円	0.3%	約3千万円	0.3%	約3千万円	0.3%
ごみ処理関係経費 計	約83億6千万円	83.3%	約85億2千万円	83.8%	約78億3千万円	83.5%
リサイクルに係る経費	約4億円	4.0%	約4億1千万円	4.0%	約3億8千万円	4.0%
資源回収運搬車両経費	約12億7千万円	12.7%	約12億4千万円	12.2%	約11億7千万円	12.5%
リサイクル関係経費 計	約16億7千万円	16.7%	約16億5千万円	16.2%	約15億5千万円	16.5%
合計	約100億3千万円	100.0%	約101億7千万円	100.0%	約93億8千万円	100.0%

※ ごみ収集人件費は、正規職員の他、再任用職員・再雇用職員の給与等を含む。

【大田区のごみ量、人口】

項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度
大田区のごみ量実績	193,226 t	196,647 t	203,067 t
大田区の人口	729,423 人	733,793 人	738,128 人

*人口基準日 令和4年4月1日現在 令和3年4月1日現在 令和2年4月1日現在

【ごみ処理事業にかかる経費（リサイクル関係経費を除く）】

項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度
区民1人当たりのごみ量	約265 kg	約268 kg	約275 kg
区民1人当たりのごみ処理経費	約11,461 円	約11,611 円	約10,608 円
ごみ1kg当たりの処理経費	約43 円	約43 円	約39 円

【リサイクル事業にかかる経費】

項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度
区民1人当たりのリサイクル経費	約2,289 円	約2,249 円	約2,100 円

第3節 事業別概要

1 作業収集計画、収集・運搬事業

(1) ごみ・資源物収集量

[ごみ収集実績]

(単位:t)

年度	区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ			合計
				収集	持込	小計	
令和4年度	大森地区	38,785	1,155	1,607	229	1,836	41,775
	調布地区	30,547	856	1,503	152	1,655	33,058
	蒲田地区	49,432	1,286	2,149	272	2,420	53,139
	合計	118,764	3,297	5,259	653	5,911	127,972
令和3年度	大森地区	40,166	1,247	1,703	237	1,940	43,353
	調布地区	31,431	925	1,677	164	1,841	34,197
	蒲田地区	51,347	1,383	2,127	291	2,418	55,148
	合計	122,944	3,555	5,507	692	6,199	132,698
令和2年度	大森地区	42,029	1,442	1,536	279	1,815	45,286
	調布地区	32,419	1,067	1,727	187	1,914	35,400
	蒲田地区	52,650	1,546	2,116	294	2,410	56,606
	合計	127,098	4,055	5,380	761	6,141	137,294

*ごみ量(トン数)は、ごみ種ごとに小数点以下四捨五入(合計値とは合わない場合もある)。

[資源分別収集実績]

(単位:t)

区分		合計	古紙	布類	びん	かん	ペットボトル	食品トレイ・ 発泡スチ ロール	廃食用油
令和4年度	行政回収	25,215	14,622	0	5,470	1,676	3,287	150	10
	集団回収	10,071	9,803	58	1	209	0	0	0
	合計	35,286	24,425	58	5,471	1,885	3,287	150	10
令和3年度	行政回収	25,869	14,841	0	5,849	1,722	3,307	140	10
	集団回収	10,747	10,458	66	1	222	0	0	0
	合計	36,616	25,299	66	5,850	1,944	3,307	140	10
令和2年度	行政回収	26,134	14,904	0	6,030	1,766	3,265	159	10
	集団回収	10,973	10,656	97	1	220	0	0	0
	合計	37,107	25,560	97	6,031	1,986	3,265	159	10

*資源量(トン数)は、ごみ種ごとに小数点以下四捨五入(合計値とは合わない場合もある)。

*発泡スチロールは平成27年10月1日から回収開始。

*かんは飲食用かんのみ。

*令和3年度の粗大ごみの実績値に一部誤りがありました(令和4年度事業概要に掲載)。そのため、今回掲載分から数値を修正のうえ記載しています。

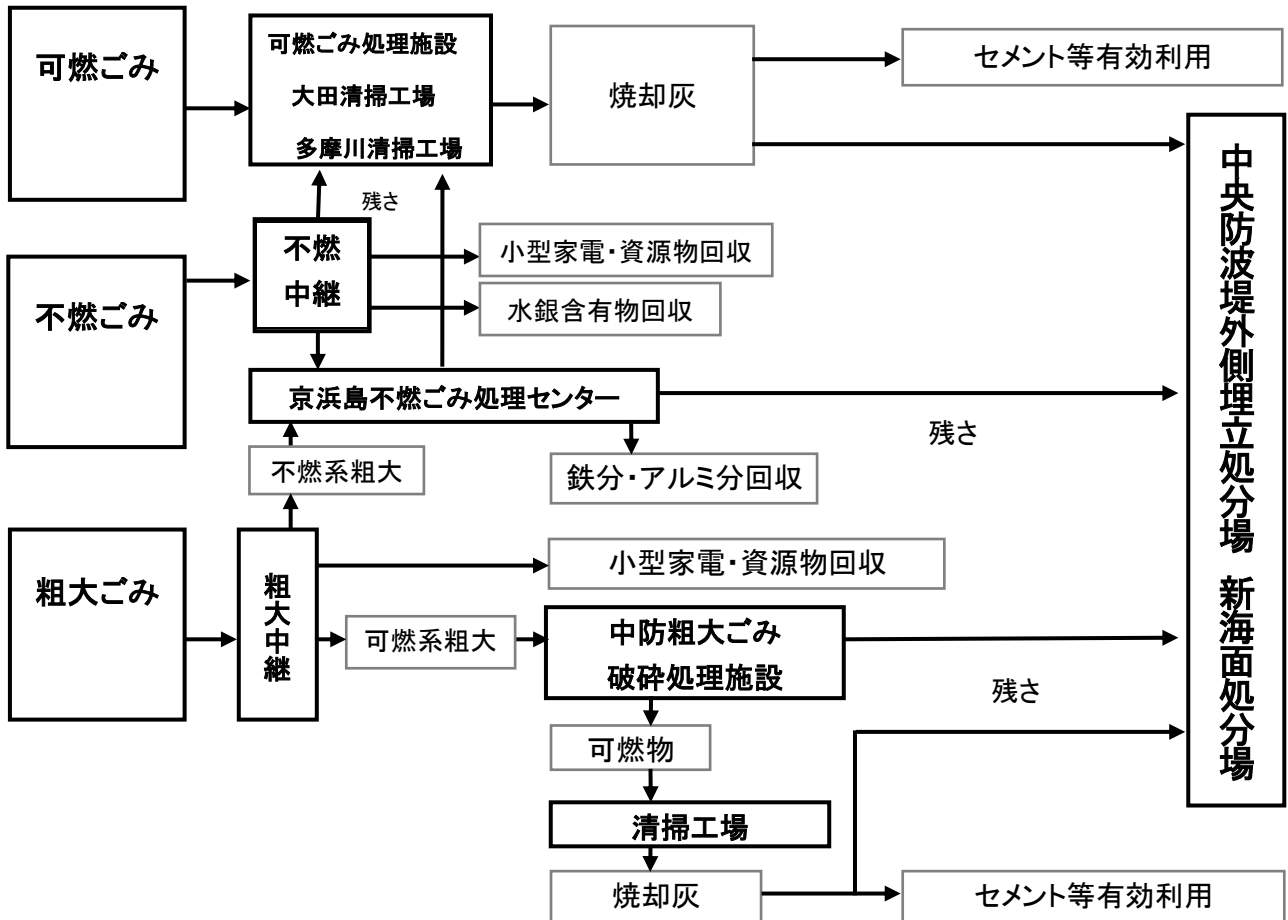
(2) 大田区の資源とごみの流れ

[ごみの流れ]

ア 可燃ごみ (集積所収集：週2回)

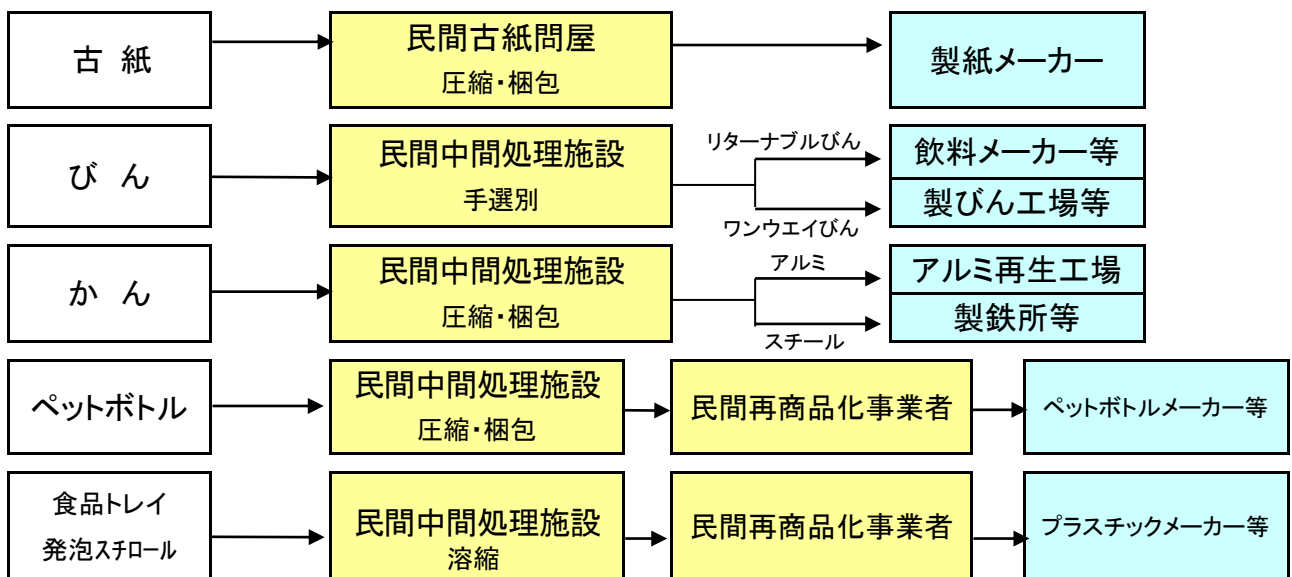
イ 不燃ごみ (集積所収集：月2回)

ウ 粗大ごみ (戸別収集又は自己持込：申込み制 受付センターTEL0570-037-530)

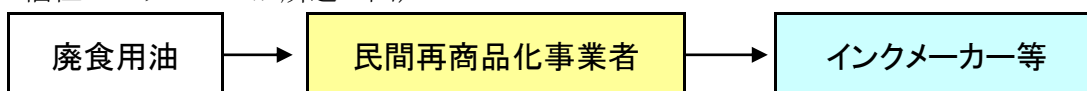


[資源の流れ]

ア 古紙、びん、かん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール (集積所回収：週1回)



イ 廃食用油 (拠点回収：特別出張所(入新井・蒲田西を除く)・エセナおおた・大田区社会福祉センター 18か所週1回)



(3) 令和5年度作業収集計画

種 別	収集回数	収集場所	1日稼動 車両台数	備 考	
1 ごみ収集			117 台		
家庭	可燃ごみ	週 2 回	集積所	108 台	
	不燃ごみ	月 2 回			
	粗大ごみ	申込制	各戸	13 台	申込制。品目ごとに粗大ごみ処理券の貼付が必要。
事業系	可燃ごみ	週 2 回	集積所	(108) 台	
	不燃ごみ	月 2 回			
2 資源回収			78 台		
品目別内訳	古紙(段ボールを除く)	週 1 回	集積所	41 台	
	びん・かん	週 1 回	集積所	(41) 台	
	発泡スチロール	週 1 回	集積所	(41) 台	
	古紙(段ボールのみ)	週 1 回	集積所	28 台	
	ペットボトル	週 1 回	集積所	(28) 台	
	食品トレイ	週 1 回	集積所	(28) 台	
	全品目	週 1 回	集積所	9 台	軽小型車
	廃食用油	週 1 回	区内18か所	0.3 台	水曜日のみ
	小型家電	月 2 回	区内42か所	0.1 台	
3 し尿収集	週 2 回	各戸		水曜日及び金曜日のみ。1台で収集。	
4 動物死体収集	申込制	各戸		申込制。 頭数に応じて廃棄物処理手数料の納付が必要。	

* 車両台数の () はごみ種又は資源品目ごとに混合収集していることを示す。

* 資源回収車両合計台数は小数点以下四捨五入

(4) 令和5年度ごみ収集体制

5年度予算 1,902,847千円 【車両雇上費】

区分	地区	収集車両 (台数/日)	
		雇上	直営
可燃ごみ・不燃ごみ 集積所 約31,000か所	大森地区	34台	3台
	調布地区	27台	2台
	蒲田地区	35台	7台
	計	96台	12台
粗大ごみ	大森地区	4台	0台
	調布地区	4台	0台
	蒲田地区	5台	0台
	計	13台※ ¹	0台

※¹ 中継用車両2台を含む台数。

(5) 令和5年度清掃車両保有状況

5年度予算 51,140千円【車両等維持管理】

(ア) ごみ収集車両

令和5年4月1日現在

車種	小型プレス車	新大型特殊車	軽小型 平ボディ車	軽小型 ダンプ車	小型プレス車 (環境学習車)	計
燃料種別	軽油	軽油	ガソリン	ガソリン	CNG ※ ²	
大森清掃事務所	0 台	0 台	7 台	2 台	0 台	9 台
蒲田清掃事務所	8 台	0 台	15 台	6 台	1 台	30 台
計	8 台	0 台	22 台	8 台	1 台	39 台

※² CNG:天然ガス

(イ) その他車両

車種	軽ワンボックス車※ ³	乗用車※ ⁴ (ハイブリット車)	計
大森清掃事務所	2 台	1 台	3 台
蒲田清掃事務所	3 台	2 台	5 台
計	5 台	3 台	8 台

※³ 軽ワンボックス車：排出指導に使用。※⁴ 乗用車：各清掃事務所とその他関連施設への連絡・荷物の運搬のために使用。

(6) 臨時ごみ

5年度予算(歳入) 4,853千円

引越し、大掃除、植木の枝葉のごみなど一度に多量に出るものは、臨時ごみとして有料で収集・運搬している。

○回収実績

令和4年度	令和3年度	令和2年度
619件	636件	477件

(7) 大田区粗大ごみ受付センター

5年度予算 91,807 千円

大田区粗大ごみ受付センターでは、粗大ごみを処分しようとする区民からの申し込みを受け付けています。

- 受付日 毎日（ただし、12月29日～1月3日及び保守点検日は休みます。）
- 受付時間 午前8時～午後7時
- 受付方法 電話受付 電話番号 0570-037-530
 ｲﾀﾞｯｼﾞ受付 HPｱﾄﾞﾚｽ <https://www.ota-sodai.com>
- 受付区分 ① 収集車による各戸収集
 ② 自己持込（年末年始を除く毎日）＊インターネットからの申し込みはできません。
- 受付制限 ① 収集車による各戸収集
 - ・電話受付 1回につき20個まで。
 - ・ｲﾀﾞｯｼﾞ受付 1回につき10個まで。
 ② 自己持込
 - ・回数 1世帯あたり年度内4回まで。
 - ・個数 1回につき10個まで。＊引越しの場合は20個まで。
 - ・期限 3日前までに電話で申し込み。（当日の受付はできません）

○粗大ごみ排出状況（上位品目）

品 目	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	個 数	排出率	個 数	排出率	個 数	排出率
ふとん(毛布・電気毛布を含む)	70,757	8.86%	76,774	9.19%	78,375	9.52%
箱物家具特小 ※ ¹	54,854	6.87%	55,903	6.69%	52,800	6.41%
いす（応接用いすを除く）	39,960	5.00%	42,247	5.06%	41,793	5.08%
衣装箱（衣装ケース）	37,131	4.65%	37,829	4.53%	36,227	4.40%
箱物家具小 ※ ²	23,956	3.00%	25,345	3.04%	23,669	2.87%
敷物大	22,148	2.77%	22,862	2.74%	22,869	2.78%
年度総排出個数	798,759 個		835,023 個		823,280 個	

＊平成29年10月に品目改正

※¹ 高さ&幅の合計135cm未満の棚・たんす等を「箱物家具特小」とした。

※² 高さ&幅の合計135cm～180cm未満の棚・たんす等を「箱物家具小」とした。

○粗大ごみ自己持込実績

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
受入件数	21,221 件	20,999 件	22,446 件
処理量（トン）	652.66 トン	691.33 トン	760.88 トン

＊粗大ごみの自己持込制度は平成18年度から開始した。

○粗大ごみ受付センターの電話応答数と受付件数

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
電話応答数	144,958 件	144,106 件	147,008 件
受付件数	603,198 件	626,258 件	613,888 件

＊受付件数には、インターネット受付・FAX受付・清掃事務所受付を含む。

(8) 廃棄物処理手数料減免制度

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第54条・同施行規則第44条の規定に基づくもの
(動物死体処理手数料を含む)

(単位：件)

減 免 対 象	減 免 率	令和4年度取扱件数				令和3年度取扱件数			
		大森	調布	蒲田	合計	大森	調布	蒲田	合計
1 暴風、豪雨、地震等の天災その他大規模な災害を受けた者	免除	0	0	0	0	0	7	1	8
2 生活保護法第11条に規定する保護を受けている者	免除	360	131	459	950	303	158	420	881
3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている者	免除	2	0	13	15	4	0	7	11
4 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている者及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者	免除	562	367	800	1,729	640	375	950	1,965
5 国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者	免除	0	0	0	0	0	0	0	0
6 火災等の災害を受けた者 (暴風、豪雨、地震等の天災、その他大規模な災害を受けた者は除く。)	減額	0	2	1	3	0	0	12	12
7 その他区長が特別の理由があると認めた者 (1) 区民が排出する粗大ごみを自ら区長が指定する受入施設に持ち込んだ者	減額又は免除	7,813	4,864	8,544	21,221	7,580	4,981	8,504	21,065
(2) 町内会等による道路・公園清掃や町内会等が主催する行事から一時的に排出されるごみ及びその他必要と認めたごみ	免除	27	11	166	204	0	8	0	8
(3) 飼い主不明の動物死体の届出をした者 *平成16年度から免除対象を私有地内まで拡大した。	免除	101	27	74	202	114	46	72	232
合 計		8,865	5,402	10,057	24,324	8,641	5,575	9,966	24,182

(9) 高齢者・障害者への支援事業

ア 戸別収集事業

○目的 ごみ（可燃・不燃ごみ）を自ら集積所まで出すことが困難な高齢者世帯等に対して、ごみを戸別に訪問収集することで、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援する。

○対象者 ① 要介護2以上に認定されている。
② 身体障害者程度1・2級に認定されている。
③ その他区長が認めたとき。

○事業開始 平成14年4月1日（モデル事業開始日 平成13年4月1日）

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
件数	529件	390件	343件

イ 粗大ごみ運び出し収集事業

○目的 区民サービス向上の観点から、高齢者・障害者で、運び出しが困難な場合に屋内から粗大ごみの運び出し収集を行う。

○受付手続 相談・受付は清掃事務所。清掃事務所職員が事前に下見を行う（無料）。

○対象世帯 身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない65歳以上の高齢世帯又は障害者のみの世帯。

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
件数	534件	402件	381件

(10) 防鳥ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害を防止するため、防鳥ネットの貸し出しを行っている。防鳥ネットは大：3×4m、小：2×3m。集積所の近隣世帯が共同で使用・管理することを条件に貸出している。

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
防鳥ネット使用数	約21,100件	約18,900件	約17,600件
集積所数	約31,000か所	約31,000か所	約30,000か所
貸出率	67%	60%	59%

2 リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業

(1) リサイクル対策

5年度予算 2,099,126千円 5年度予算(歳入) 234,159千円

ア 分別回収

5年度予算 2,091,757千円 5年度予算(歳入) 233,479千円

区分	回収品目	回収場所	回収車両台数/日	
分別回収	古紙類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール)、びん、かん、食品トレイ、紙パック、ペットボトル、発泡スチロール	集積所 約31,000か所	協同組合委託	63台
			雇上 4社	15台

※平成27年10月1日より、回収品目に発泡スチロールを追加した。

イ 拠点回収

5年度予算 5,406千円 5年度予算(歳入)65千円

区分	回収品目	回収場所	回収車両台数/日	
拠点回収	廃食用油	特別出張所等18か所	協同組合委託	分別回収に含む

ウ 小型家電リサイクル事業

5年度予算 1,963千円 5年度予算(歳入)615千円

平成25年4月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」の施行に伴い、平成25年10月1日から小型家電の資源化事業を開始した。また、平成24年度から開始した粗大ごみの資源化事業については、その対象のほとんどが法に基づく小型家電に該当することから、本事業に統合した。

(ア) 実施体制

対象品目	① 小型家電10品目 携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター、USBメモリ
	② 小型家電(小型家電10品目含む)、粗大ごみ及び不燃ごみに係る有価物
資源化方法	国が指定する認定事業者へ売却し、国内においてリサイクル
回収車両	雇上1社 2台/月

回収方法	① 拠点回収 区内42か所に回収ボックスを常設して小型家電10品目を回収 〔設置場所〕 区役所本庁舎、特別出張所、大森・蒲田駅周辺駐輪場、清掃事務所等、一部の区立図書館、消費者生活センター、南馬込文化センター、池上会館、雪谷文化センター、Beステーション凜、産業プラザ	
	② イベント回収 区内で開催されるイベントにおいて区民への啓発を行う中で小型家電10品目を回収	
	③ ピックアップ回収 区内で収集した粗大ごみ及び自己持込みされた粗大ごみ並びに不燃ごみから小型家電及び有価物を回収	
事業変遷	平成24年度	・自己持込みされた粗大ごみからのピックアップ回収開始
	平成25年度	・拠点回収（区施設26か所）、イベント回収開始 ・収集した粗大ごみからのピックアップ回収開始（大森清掃事務所管内）
	平成26年度	・収集した粗大ごみからのピックアップ回収拡大（蒲田清掃事務所管内）
	平成27年度	・収集した粗大ごみからのピックアップ回収拡大（区内全域）
	平成28年度	・拠点回収拡大（5月36か所、12月42か所） ・不燃ごみからのピックアップ回収開始（大森清掃事務所管内の一部地域）
	平成29年度	・不燃ごみからのピックアップ回収拡大（大森清掃事務所及び調布清掃事務所管内）
	平成30年度	・不燃ごみからのピックアップ回収拡大（区内全域）

(イ) 資源化量

(単位：kg)

年度	回収方法	携帯電話	携帯電話 除く9品目	その他 有価物	計
令和 4年度	拠点回収	1,071	1,477	2,086	4,634
	イベント回収	1	6	—	7
	粗大ごみからのピックアップ回収	—	—	1,098,560	1,098,560
	不燃ごみからのピックアップ回収	939	13,811	992,614	1,007,364
	計	2,011	15,294	2,093,260	2,110,565
令和 3年度	拠点回収	1,016	1,383	2,103	4,502
	イベント回収	—	—	—	—
	粗大ごみからのピックアップ回収	—	—	1,308,780	1,308,780
	不燃ごみからのピックアップ回収	1,170	15,295	1,036,674	1,053,139
	計	2,186	16,678	2,347,557	2,366,421

	回収方法	携帯電話	携帯電話 除く 9 品目	その他 有価物	計
令和 2年度	拠点回収	940	1,685	1,774	4,399
	イベント回収	—	—	—	—
	粗大ごみからのピックアップ回収	—	—	1,385,470	1,385,470
	不燃ごみからのピックアップ回収	1,367	21,064	1,074,724	1,097,155
	計	2,307	22,749	2,461,968	2,487,024

エ 集団回収事業への支援

5年度予算 23,987千円

(ア) リサイクル活動グループへの支援

自主的に資源回収を行っているリサイクル活動グループに、資源回収の実績に応じて古紙の市況価格に連動した報奨金を支給している。

○リサイクル活動グループの登録・活動数

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
登録数	849件	849件	854件
活動数	740件	746件	753件

※登録数は各年度3月末現在のグループ数

※活動数は当該年度で活動実績があったグループ数

(イ) 集団回収登録業者への支援

令和3年度から、集団回収登録業者に対し、資源回収の実績に応じた支援金の交付を開始した。

○集団回収登録業者数（活動グループと契約して資源を引取る業者）

令和4年度	令和3年度	令和2年度
46業者	50業者	50業者

※登録数は各年度3月末現在の登録数

オ 資源持ち去り防止パトロール

5年度予算 10,948千円

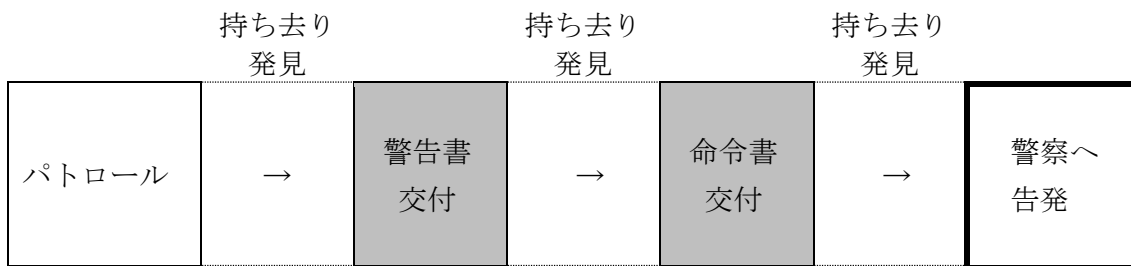
平成20年度に「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、平成21年4月から指定事業者以外の者が資源物を集積所から持ち去る行為を禁止するとともに、区長の禁止命令に対する違反者に罰金を科すことができることとしている。また、資源持ち去り防止対策として、区内集積所のパトロールを民間事業者に委託し、持ち去り行為を行う者への注意・指導を行っている。

令和3年度の委託パトロールの体制は、委託車両1台により週6日実施（月～土曜日、各日6：30～9：00）するとともに職員によるパトロールを強化した。令和4年度からは委託車両を2台とし、令和5年度も同様の体制で、引き続き資源持ち去りに向けた取り組みを継続する。

(ア) 実施体制

平成12年 4月 1日	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行
平成15年 7月 1日	<p>大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「資源ごみ」を「資源物」と位置付ける。 2 所定の場所(集積所)に持ち出された資源物の所有権は大田区に帰属すること、区長が指定する事業者以外の者が資源物を収集・運搬することを禁止すること、を規定した。 <p>【持ち去り防止対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民及び関係機関(警察、古紙問屋等)への周知及び協力依頼 2 持ち去り防止パトロールの実施(本庁及び清掃事務所職員によるパトロール) 3 持ち去り業者への警告(集積所看板への持ち去り禁止シールの貼付。警告看板の掲示。) 4 集団回収への誘導
平成21年 4月 1日	<p>大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区長が指定する者以外の者が資源物を収集・運搬した場合、区長はその者に持ち去り行為を行わないよう命ずることができる規定を追加。 2 前項の規定による命令に違反した場合、罰則として20万円の罰金を科すこととした。 <p>【持ち去り防止対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民及び関係機関(警察、古紙問屋等)への周知及び協力依頼 2 持ち去り防止パトロールの強化(職員によるパトロールに加え、委託業者によるパトロールを実施。) 3 持ち去り業者への警告(集積所看板への掲示。) 4 「資源持ち去り防止シール」「意思表示紙」を貼付した上での資源の排出の呼びかけ。 5 集団回収活動の実施を奨励

(イ) 告発までの流れ



(ウ) 警告書・命令書の発行および告発等の件数

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
警告書	31件	10件	55件
命令書	7件	3件	3件
告発等	1件	1件	1件

(2) ごみの適正処理及び資源化

ア 羽毛布団再資源化事業 **5年度予算 0千円 5年度予算(歳入) 1,480千円**

※その他の経費(作業運営費)は小型家電リサイクル事業に含む。

平成27年度5月より、京浜島中継所及び糎谷粗大中継所に搬入した粗大ごみの中から、羽毛布団のピックアップの回収を開始した。粗大ごみ品目のうち最も排出個数の多い「布団」の再資源化を進めることで、引き続き粗大ごみの減量を図る。

羽毛布団回収実績

令和4年度	令和3年度	令和2年度
2,405枚	3,071枚	4,248枚

イ 不燃ごみの適正処理及び資源化事業

5年度予算464,175千円 5年度予算(歳入) 1,165千円

平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定・公布され、令和元年度末で埋立処分場での水銀含有物(※)の受入れが終了となることを踏まえ、平成28年度から不燃ごみの適正処理及び資源化事業を開始した。

平成28年度は大森清掃事務所管轄の一部地域、平成29年度は大森清掃事務所管轄及び調布清掃事務所管轄の全域と年々実施地域を拡大し、平成30年度以降、大田区全域で実施している。

※水銀含有物とは、主に蛍光管や水銀体温計、水銀血圧計などの水銀使用製品を指す。

(ア) 実施体制等

実施区域	区内全域
回収品目	不燃ごみ
回収場所	集積所
回収車両	軽小型貨物車 【大森地区】 軽小型貨物車 8台/日 【調布地区】 軽小型貨物車 8台/日 【蒲田地区】 軽小型貨物車 9台/日
収集後の流れ	民間中間分別施設(選別) ⇒水銀含有物⇒専門業者において適正処理 ⇒有用金属(資源化物)⇒認定事業者へ売却 ⇒陶器⇒認定事業者へ売却 ⇒その他不燃ごみ⇒清掃一部事務組合処理施設

(イ) 実績

収集量	管 轄	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	大森地区	1,155 t	1,247 t	1,442 t
	調布地区	856 t	925 t	1,067 t
	蒲田地区	1,286 t	1,383 t	1,546 t
	計	3,297 t	3,555 t	4,055 t

資源化量	年度	小型家電10品目	電池	蛍光灯	家電類	鉄類	その他	計
	令和4年度	15 t	148 t	47 t	384 t	558 t	184 t	1,336 t
	令和3年度	16 t	138 t	54 t	441 t	592 t	148 t	1,389 t
	令和2年度	22 t	144 t	60 t	481 t	594 t	55 t	1,356 t

※家電類及び鉄類に係る経費については、小型家電リサイクル事業に含む。

ウ 古着の行政回収モデル事業 5年度予算2,164千円 5年度予算(歳入)222千円

古着の行政回収モデル事業は令和元年度から開始し、当初は4会場で2か月に1回の頻度で実施し、令和2年度から開催数や会場数の拡大を進めている。各会場において月1回開催することで、回収を通じたリサイクル活動の啓発を根付かせるとともに、地域的な拠点回収の利用拡大につなげていく。

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
会場数	10か所	10か所	4か所
回収回数	118回	56回	48回
回収量	93,724kg	56,695kg	46,130kg

※令和4年度は「多摩川清掃工場環境フェア2022」でのイベント回収分を含む。

エ プラスチック製品の再資源化事業 5年度予算0千円 5年度予算(歳入)26千円

令和4年7月より、京浜島中継所に搬入した粗大ごみの中から、衣装ケースのピックアップの回収を開始した。粗大ごみ品目のうち排出個数の多い「衣装ケース」のリサイクルを進め、プラスチック製品の再資源化を行うことで、引き続き粗大ごみの減量を図る。

(令和4年度実績)
32,570kg
※令和4年7月開始

オ 自転車のリユース事業 5年度予算0千円 5年度予算(歳入)2,040千円

令和4年4月より、京浜島中継所に搬入した粗大ごみの中から、自転車のピックアップの回収を開始した。粗大ごみ品目のうち排出個数の多い「自転車」のリユースを進めることで、引き続き粗大ごみの減量を図る。

(令和4年度実績)
4,984台

カ 資源プラスチック回収事業(第I期先行実施) 5年度予算306,171千円

可燃ごみとして収集している全てのプラスチック類を資源として回収し、リサイクルを推進することで、CO₂排出量の抑制及び最終処分場の延命化に取り組む。令和4年11月から第I期として大森・調布・蒲田地域の一部地域において先行実施している。

(令和4年度実績)
対象世帯数: 21,679
回収量: 119,630kg
※令和4年11月開始

3 指導事業

5 年度予算 1,305 千円

事業者及び区民に対し、適正排出についての普及・啓発及び指導を行っている。

事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物について、自らの責任において処理するか、民間処理業者に委託することが原則であるが、少量で家庭ごみの収集に支障のない範囲において、事業系有料ごみ処理券を貼付して集積所に排出することができる。

(1) 一般廃棄物処理業（一般廃棄物の収集・運搬、処分を業とする者）の指導業務

一般廃棄物処理業の許可は、平成 24 年度まで各区で事務処理を行っていたが、平成 25 年度から、東京二十三区清掃協議会の管理執行事務として行っている。

項 目	収集運搬業	処分業
許可件数（大田区分）	293 件	7 件

令和 5 年 3 月 31 日現在

(2) 排出指導

ア 保管場所届出・立入指導の実施

大規模建築物	集団住宅	延べ床面積 3,000 m ² 以上の建築物
	事業用	事業用途に供する部分の延べ床面積 3,000 m ² 以上の建築物
事業用建築物	事業用途に供する部分の延べ床面積 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の建築物	

(ア) 保管場所の届出件数（廃棄物の減量及び再利用の促進）

種 類	対 象	保管物	件 数		
			令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
廃棄物保管場所	延べ床面積 3,000 m ² 以上の大規模建築物	可燃ごみ、不燃ごみ *（集団住宅は資源を含む）	26 件	27 件	14 件
再利用対象物保管場所	事業用途に供する部分の延べ床面積 3,000 m ² 以上の建築物	事業用大規模建築物の資源	19 件	22 件	8 件
回収資源保管場所	居住予定人員 100 名以上の集団住宅	集団回収資源（古紙）	11 件	17 件	9 件

* 集団住宅の廃棄物保管場所には資源物保管スペースも含む。

(イ) 立入指導（事業系廃棄物の減量と適正排出の確保）

年 度	令和 4 年度		令和 3 年度		令和 2 年度	
	対象建築物	調査件数	対象建築物	調査件数	対象建築物	調査件数
事業用大規模建築物	605 棟	285 件	614 棟	36 件	592 棟	99 件
事業用建築物	568 棟	122 件	565 棟	38 件	568 棟	103 件

イ 廃棄物管理責任者講習会

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者を選任して区長に届出を行う（条例第18条）。

事業用大規模建築物の新任の廃棄物管理責任者を対象に、ごみの減量やリサイクルの推進の基本について講習を実施している。

年 度	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	実施回数	受講事業所数	実施回数	受講事業所数	実施回数	受講事業所数
新任講習会	1回	107所	1回	105所	1回	126所

※令和5年度事業概要から、受講実績については「受講者数」から「受講事業所数」に改めた。

ウ 事業用大規模建築物（延べ床面積3,000㎡以上）における廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰

事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、自主的かつ積極的に取組み、顕著な成果を挙げている優良事業者の表彰を行っている。

令和4年度は、3件の建築物の所有者等を表彰した。

エ マニフェスト（一般廃棄物管理票）制度

事業系一般廃棄物の排出事業者で、次の3つの条件に該当する場合は、廃棄物の種類、重量、排出場所等を記載した「マニフェスト」の作成を義務付けている。この制度により不適正処理の防止を図っている。

- ① 事業系一般廃棄物（汚泥を除く。）を1日平均100kg以上（月3t）以上排出する事業者
- ② 事業系一般廃棄物のうち汚泥を排出する事業者
- ③ 事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者

（3）ふれあい指導（集積所における排出指導）

ごみの適正分別・排出・処理がなされるように、区民・事業者との対話を中心とするきめ細かな「ふれあい」を大切にされた指導を行うため、清掃事務所では、東京都清掃局時代の平成10年度からふれあい指導活動に取り組んでいる。

清掃事業の区移管後も、循環型社会をより一層推進する観点から、指導業務の強化を図るため指導業務運営方針を策定し、指導班を設置して、収集班との連携のもとに、区全域に係る共通課題や各清掃事務所の地域特性を踏まえた所別重点課題を設定して活動している。

具体的には、集積所の可燃・不燃・資源の分別や排出状況、事業系有料ごみ処理券の貼付、医療系廃棄物・危険物等の排出状況などの調査・指導を行っている。

(4) 浄化槽の設置状況

大田区の排水処理は、ほとんどの地域で下水道により行われている。しかし、一部地域では浄化槽で処理されている。

区内における浄化槽は、令和5年3月31日現在で16基が登録されているが、その多くは事業用のものである。

(5) 浄化槽清掃業者の許可・指導

浄化槽管理者(設置者)は、浄化槽を年1回以上、区長の許可を受けた浄化槽清掃業者に清掃させなければならない。

浄化槽清掃業を営む者は、浄化槽清掃業の許可と浄化槽汚泥の収集運搬を行うための一般廃棄物処理業の許可を併せ持たなければならない。

23 区内許可業者数	44 社	うち大田区内許可業者数	3 社
------------	------	-------------	-----

令和5年3月31日現在

(6) 浄化槽管理者の保守点検履行

浄化槽管理者は、浄化槽の法定検査を年1回行わなければならない。このため、管理者の求めに応じて、業界団体を通じて保守点検業者を紹介している。

4 安全衛生管理

(1) 安全衛生委員会

「労働安全衛生法」に基づき、各清掃事務所において「安全衛生委員会」（構成員：総括安全衛生管理者・産業医・安全管理者・衛生管理者・所属長・指定委員・労働組合）を設置して、職員の安全確保と健康の保持増進及び快適な作業環境の実現に取り組んでいる。

令和4年度も、各所とも新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に留意し開催した。

○内容

①作業管理 ②作業環境管理 ③健康管理

○開催 月1回

(2) 安全衛生の普及・啓発

- 産業医による健康管理等に関する講演会の開催
- 安全衛生関連図書の配付
- 安全衛生運動の推進

(3) 公務災害・労務災害発生状況

ア 公務災害・労務災害発生件数

令和4年度 発生件数 40件	休業が必要な災害	35件
	休業が必要ない災害	5件

令和3年度 発生件数 18件	休業が必要な災害	14件
	休業が必要ない災害	4件

令和2年度 発生件数 20件	休業が必要な災害	16件
	休業が必要ない災害	4件

イ 公務災害・労務災害の発生原因

	転倒・転落	切擦・切れ	挟まれ	動作の反動	腰部捻挫等	虫刺され	交通事故	その他	合計
令和4年度	8件	0件	1件	16件	3件	0件	0件	12件	40件
令和3年度	5件	0件	1件	8件	0件	0件	0件	4件	18件
令和2年度	3件	0件	2件	4件	4件	0件	0件	7件	20件

*切擦・切れとは、擦り傷・切り傷 *認定結果により件数は変動する可能性がある。

(4) 安全衛生連絡会 [平成19年度から]

部内の安全衛生に係る情報交換と、各清掃事務所職員の安全・衛生に関する共通事項について連絡・調整を行う。令和4年度も新型コロナウイルス感染症に関することを主な議題とし、会議自体も感染拡大防止に留意し開催した。

○ 構成員 環境清掃部長、部長指名委員、労働組合

○ 開催 年4回

(5) 清掃事業自動車事故一覧表

ア 交通事故（走行時・作業運行時の事故件数）

(ア) 直営

配車先	令和4年度						令和3年度						令和2年度					
	有責		無責	合計	稼働 台数	有責事故 発生率	有責		無責	合計	稼働 台数	有責事故 発生率	有責		無責	合計	稼働 台数	有責事故 発生率
	人身	物損					人身	物損					人身	物損				
大森	0	1	0	1	3,720	0.027%	0	2	0	2	3,720	0.054%	0	0	0	0	3,696	0.000%
調布	1	0	0	1	3,410	0.029%	0	1	0	1	3,410	0.029%	0	1	0	1	3,388	0.030%
蒲田	0	1	0	1	6,820	0.015%	1	1	0	2	6,820	0.029%	0	2	0	2	4,620	0.043%
清掃事業課	0	0	0	0	2	0.000%	0	0	0	0	2	0.000%	0	0	0	0	616	0.000%
合計	1	2	0	3	13,952	0.022%	1	4	0	5	13,952	0.036%	0	3	0	3	12,320	0.024%

※稼働台数（大森・調布・蒲田）＝（各配車先での小ブ、軽小、指導車等保有台数）×各年度の作業日数
 ※（清掃事業課）＝連絡車等

(イ) 雇上・資源・粗大

配車先	令和4年度						令和3年度						令和2年度					
	有責		無責	合計	稼働 台数	有責事故 発生率	有責		無責	合計	稼働 台数	有責事故 発生率	有責		無責	合計	稼働 台数	有責事故 発生率
	人身	物損					人身	物損					人身	物損				
大森	2	30	5	37	19,437	0.165%	3	17	5	25	19,375	0.103%	3	21	12	36	16,016	0.150%
調布	1	7	8	16	15,655	0.051%	2	8	1	11	15,655	0.064%	2	7	1	10	12,936	0.070%
蒲田	4	7	1	12	19,685	0.056%	3	23	4	30	19,685	0.132%	1	9	12	22	18,788	0.053%
清掃事業課	0	0	0	0	310	0.000%	0	0	0	0	310	0.000%	0	0	0	0	924	0.000%
合計	7	44	14	65	55,087	0.093%	8	48	10	66	55,025	0.102%	6	37	25	68	48,664	0.088%

※稼働台数（大森・調布・蒲田）＝（雇上車両配車台数＋資源回収車両平均配車台数＋粗大収集配車台数）×各年度の作業日数
 ※（清掃事業課）＝資源持ち去りパトロール車
 ※小型家電回収車両は除く
 ※令和元年度以降には、大森・調布清掃事務所管内一部地域の可燃ごみ委託収集分を含む

(ウ) 合計

配車先	令和4年度						令和3年度						令和2年度					
	有責		無責	合計	稼働 台数	有責事故 発生率	有責		無責	合計	稼働 台数	有責事故 発生率	有責		無責	合計	稼働 台数	有責事故 発生率
	人身	物損					人身	物損					人身	物損				
大森	2	31	5	38	23,157	0.143%	3	19	5	27	23,095	0.095%	3	21	12	36	19,712	0.122%
調布	2	7	8	17	19,065	0.047%	2	9	1	12	19,065	0.058%	2	8	1	11	16,324	0.061%
蒲田	4	8	1	13	26,505	0.045%	4	24	4	32	26,505	0.106%	1	11	12	24	23,408	0.051%
清掃事業課	0	0	0	0	312	0.000%	0	0	0	0	312	0.000%	0	0	0	0	1,540	0.000%
合計	8	46	14	68	69,039	0.078%	9	52	10	71	68,977	0.088%	6	40	25	71	60,984	0.075%

イ 火災事故

年度	件数 発生 件数 (直営車)	発生原因別内訳(件)				
		スプレー缶等	ライター	たばこ	その他	不明・特定 できず
令和4年度	0(0)	0	0	0	0	0
令和3年度	1(0)	0	0	0	0	1
令和2年度	2(0)	0	0	0	1	1

注 発生原因が2つ以上と思われる事故は、主原因と思われるほうに分類した。

5 普及・啓発事業

(1) 啓発事業

○ 令和4年度参加イベント等 (※1)

イベント名等	開催日	会 場	内 容
大田区子ども ガーデンパーティー	中止 (例年、4月下旬)	—	スケルトン車ごみ積込み体験
夏休みバス見学会	中止 (例年、8月上旬)	(株)リーテム東京工場 大田清掃工場	回収品の分別工程見学
大田清掃工場夏休み親子 見学会	中止 (例年、8月上旬)	大田清掃工場	大田清掃工場の見学、スケルトン車ごみ積込み体験など
多摩川清掃工場 環境フェア2022	令和4年10月16日(日)	多摩川清掃工場	小型家電回収、古着回収、スケルトン車ごみ積込み体験など
OTAふれあいフェスタ	令和4年11月5日(土) ～11月6日(日)(※2)	平和の森公園 緑のエリア	小型家電回収、スケルトン車ごみ積込み体験など
エコフェスタワンダーラ ンド	令和5年2月12日(日)	池上会館2階	小型家電回収 清掃車ペーパークラフト体験

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったイベントあり

※2 水のエリア、太陽のエリアのみでの縮小開催のため出展なし

(2) 広報活動(冊子・リーフレット等配布、アプリ配信)

○ 令和4年度実績

名 称	配布部数・ ダウンロード件数	配布場所
1 「資源とごみの分け方・出し方」 (転入者向け)	61,000部	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
「資源とごみの分け方・出し方」 外国語版(英語・中国語・ハングル・ タガログ語・ネパール語・ベトナム語)	随時庁内印刷	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
2 「年末年始の資源とごみ収集の お知らせ」	28,800部	町会回覧
3 小学校環境学習副読本 「みんなでごみを減らそうよ」	6,600部	区内小学校 清掃事務所等
4 「大田区清掃とリサイクル」	1,100部	清掃事務所等
5 「事業者の皆さんへ」	1,000部	清掃事務所等
6 「清掃だより」	年10回発行	地域力推進各地区委員会等
7 「大田区ごみ分別アプリ ～資源とごみの分け方・出し方～」	11,125件 (累計51,845件)	スマートフォンアプリ にて配信中 ※ ¹

※¹平成29年11月導入

(3) 資源循環学習教室

小学校（主に4年生を対象に、総合学習の授業の中で実施）

○実績

管 轄	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	校数	人数	校数	人数	校数	人数
大森清掃事務所	0校	0人	0校	0人	0校	0人
蒲田清掃事務所 （調布地区）	1校	68人	0校	0人	1校	67人
蒲田清掃事務所 （蒲田地区）	10校	644人	1校	49人	1校	53人
計	11校	712人	1校	49人	2校	120人

(4) 児童館・保育園における環境学習

平成28年度より蒲田地区をモデルに開始し、平成29年度より実施地域を拡大。

○実績

管 轄	令和4年度		令和3年度		平成2年度	
	園数	人数	園数	人数	園数	人数
大森清掃事務所	0園0館	0人	1園0館	36人	0園0館	0人
蒲田清掃事務所 （調布地区）	0園0館	0人	0園0館	0人	0園0館	0人
蒲田清掃事務所 （蒲田地区）	0園0館	0人	0園0館	0人	0園0館	0人
計	0園0館	0人	1園0館	36人	0園0館	0人

※ 令和2年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(5) 出前講座

平成25年10月から自治会や町会など地域に出向いて実施。

○実績

管 轄	令和4年度		令和3年度		平成2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
大森清掃事務所	0回		0回		0回	
蒲田清掃事務所 （調布地区）	0回		0回		0回	
蒲田清掃事務所 （蒲田地区）	1回		1回		0回	
計	1回		1回		0回	

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※ (3)～(5)の表について、令和4年度に組織改正があったため、表記を調布清掃事務所から蒲田清掃事務所（調布地区）に修正した。

6 大田区清掃・リサイクル協議会

〔設置目的〕

本協議会は平成13年1月に設置された。循環型都市大田区を目指し、大田区におけるごみの減量化と資源の有効活用を図り、大田区の清掃及びリサイクル事業施策の推進に資することを目的としている。

〔委員構成〕

選出区分	人数
公募委員	3名以内
リサイクル活動団体	6名以内
リサイクル業界	2名以内
清掃環境廃棄物業界	2名以内
商業・工業等連合会	2名以内
資源回収賛同団体	1名以内
区議会常任委員会 環境清掃部所管委員長	1名
P T A代表	1名
合計	18名以内

〔主な協議項目〕

期	任 期	主な議題
第十一期	令和3年10月 ～令和5年6月	<ol style="list-style-type: none"> 1 プラスチックのリサイクルの推進 2 食品ロス削減プロジェクト 3 古着の行政回収モデル事業 4 資源の持ち去り防止対策 5 資源プラスチック回収事業の開始及び進捗状況 6 廃棄物処理手数料の改定
第十期	令和元年7月 ～令和3年6月	循環型社会を目指して <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみと資源の流れと分担 2 有用金属の資源化の取り組み 3 徹底した分別によるリサイクルの推進 4 普及・啓発事業 5 食品ロス削減に向けた取り組み 6 大田区一般廃棄物処理基本計画中間見直し
第九期	平成29年7月 ～令和元年6月	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型家電リサイクル事業の充実 2 不燃ごみの適正処理及び資源化事業の拡大実施 3 フードドライブ事業 4 ごみ減量及びリサイクルの普及啓発
第八期	平成27年7月 ～平成29年6月	<ol style="list-style-type: none"> 1 大田区一般廃棄物処理基本計画 (計画期間 平成28年度～平成37年度) 2 資源回収品目の拡大(平成27年10月) 3 小型家電リサイクル事業の充実 4 不燃ごみ再資源化モデル事業の実施(平成28年4月)
第七期	平成25年7月 ～平成27年6月	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型家電リサイクル事業の実施(平成25年10月) 2 資源モデル回収事業の実施
第六期	平成23年7月 ～平成25年6月	<ol style="list-style-type: none"> 1 資源モデル回収事業の実施(平成24年2月) 2 資源持ち去り防止対策

※第十一期については新型コロナウイルスの影響により協議会の開催が延期になり、委嘱状の交付が遅れ期間が短縮された。

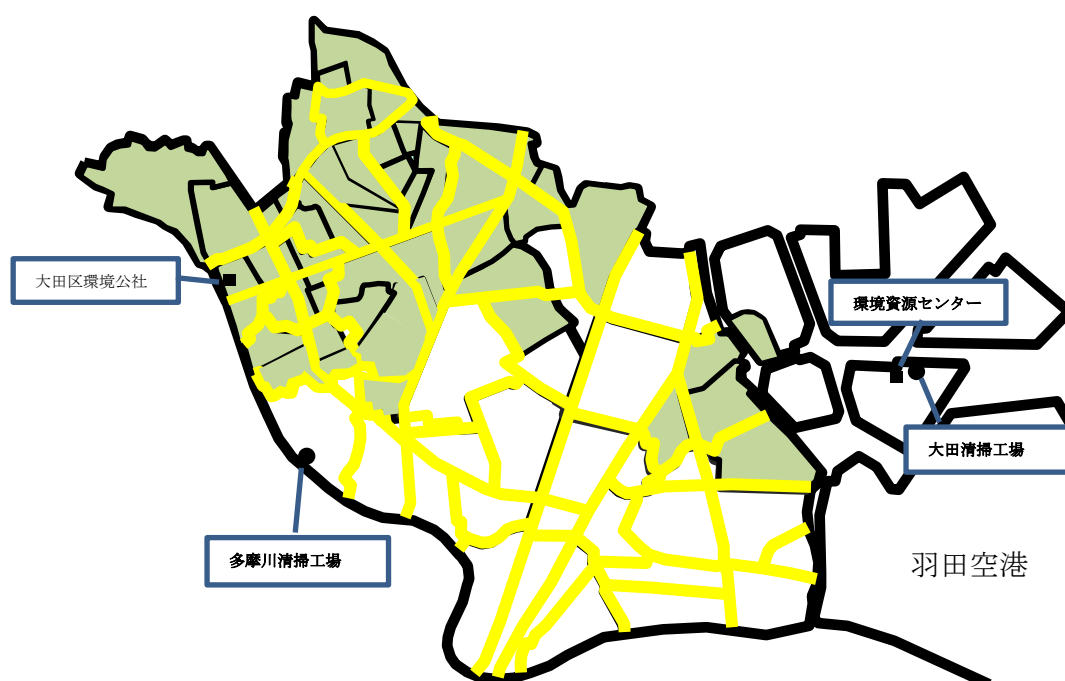
第4節 一般財団法人大田区環境公社事業概要（令和5年度）

大田区基本構想に掲げる地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまちをつくるため、環境と清掃に関する事業を推進し、もって区民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に平成29年1月に設立。

1 可燃ごみ収集業務

- (1) 区が契約する雇上会社から配車された収集車で、集積所に排出された可燃ごみを収集する。
- (2) 不適正な排出物（可燃ごみ以外の不燃ごみや粗大ごみ等）がある場合、警告シールを貼付し、所管の清掃事務所に報告する。
- (3) 収集地域

大森清掃事務所及び蒲田清掃事務所（調布地区）管内のうち下図の地域



- (4) 収集ごみ量実績（令和4年度）

実績量 39,459.53 トン（1日あたり平均 126.88 トン）清掃車 20 台/日相当分

2 粗大ごみ受付センターによる粗大ごみ申告受付業務

粗大ごみ受付収集システムの導入に併せて粗大ごみ受付センターを開設し、粗大ごみの処分を希望する区民からの申告受付業務を円滑に運用する。

- (1) 粗大ごみ受付収集システムの導入

大田区環境公社及び大田区各清掃事務所等において粗大ごみ受付収集システムを導入し、粗大ごみ受付センターと合わせて運用する。

(2) 粗大ごみ受付センターによる申告受付業務の開始

令和5年度から申告受付等に係るコールセンター業務を受託し、区民からの電話申告及び電話相談等を受けるコールセンター業務を開始する。

(3) 粗大ごみ受付収集システムによるインターネット受付業務

粗大ごみ受付センターによる電話受付に加え、インターネットを利用した区民からの直接申し込みも実施する。その際、容易に申込できるようチャットボット（対話型自動受付）機能を導入する。

粗大ごみ受付センター 想定受付件数	約 630,000 件/年
	<内訳> 電話受付 約 145,000 件/年 インターネット受付 約 485,000 件/年

事前申込制です。申込及び問合せ
☎0570-037-530
(8時～19時)

(4) タブレット端末の導入による収集状況のリアルタイム把握

収集車にタブレット端末を搭載し、収集結果をその場で入力することにより、各清掃事務所及び粗大ごみ受付センターにおいて同時に収集状況を確認し、区民からの問い合わせ対応に活用する。

3 粗大ごみ自己持込受入業務及び中継業務

(1) 粗大ごみ自己持込受入業務

ア 申込みにより区民自ら持ち込む粗大ごみを受け入れる。

イ 受入時間：月曜から土曜日 午後1時から4時まで
日曜日 午前9時から4時まで

ウ 受入除外日：令和5年12月29日から令和6年1月3日まで

エ 実績（令和4年度）：日曜日 14,314 件（1日あたり平均 281 件）
上記以外の曜日 6,907 件（1日あたり平均 22 件）

(2) 粗大ごみ中継業務

ア 自己持込受入分及び収集された粗大ごみについて、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等に分別しそれぞれ適正に処理する。

イ 作業時間：月曜日から土曜日までの午前8時から午後4時まで

(3) 場所

京浜島中継所（大田区環境公社環境資源センター）

(4) 実績（令和4年度）

3,762.80 トン（1日あたり平均 12.22 トン）

4 資源持ち去り防止パトロール業務

集積所に排出された新聞・雑誌・段ボール・かん等の資源物が、持ち去られる行為を防止するため、車両により巡回パトロールを行う。

(1) 実施日時

ア 実施日：月曜日から土曜日 日曜日及び年末年始（12/31～1/3）を除く毎日

イ パトロール時間：午前6時30分～10時のうち2時間30分

(2) 場 所

大田区より指示された地域

(3) 実施方法

車両1台に2名が乗車（内1名は運転手）し、区により指定された地域をパトロールする。

(4) 業務内容

ア 持ち去り行為防止のための巡回パトロール

イ 持ち去り行為者を発見した場合の説明・チラシ配付
及び発見した地域・集積所の記録

ウ 排出された資源物への持ち去り禁止シールの貼付

エ パトロール終了後、大田区への実施結果報告



5 食品ロス削減に関する普及啓発等業務

区民、区内事業者等へ食品ロス削減を目的とした普及啓発事業を行う。また、食品ロス削減に係る出前授業の実施校を拡大する。

(1) 区内小・中学校を対象とする食品ロス削減に係る出前授業（3校 242人）

授業の講師となる事業者や学校との連絡調整や参加者への対応を行う。



萩中小学校での出前授業



南蒲小学校の出前授業

(2) 大田区食べきり応援団の管理業務 (48 件)

区が登録する「大田区食べきり応援団」の受付管理と普及啓発資材の制作・配布、広報活動、登録事業者との連絡調整等の運営業務を行う。



食べきり応援団啓発チラシ

(3) 地産地消型未利用食品マッチング受付業務 (5 件 4 社)

区内事業者から排出される未利用食品について、食品を必要としている区内の福祉団体等で有効活用するための広報活動、問い合わせ対応、社会福祉協議会等との連絡調整を行う。

(4) 食品ロス削減月間における普及啓発 (ポスター等の掲示 139 か所)

「食品ロス削減に関する法律」にて制定された「食品ロス削減月間」における普及啓発資材の制作、関係団体への配布調整、広報活動等の業務を行う。

(5) その他食品ロス削減に係る普及啓発

食品ロス削減のPRのための普及啓発資材の制作と配布、区民等からの食品ロスに係る問合せ対応、大田区に寄せられた食品ロスに係る調査等回答に必要な情報提供、その他食品ロス削減に係る普及啓発実施に係る業務を行う。

6 調布清掃事業庁舎における窓口等業務

調布清掃事業庁舎 (旧調布清掃事務所) において、調布地区にお住いの区民の利便性確保のため、清掃事務所の窓口業務の一部を行う。

(1) 実施場所

調布清掃事業庁舎 (旧調布清掃事務所)

(一般財団法人大田区環境公社 田園調布本部 田園調布本町 32-12)

(2) 受付時間

月曜日から土曜日及び祝日の午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
ただし、年末年始 (12 月 31 日～1 月 3 日) を除く

(3) 業務内容

- ア 防鳥ネットの貸し出し
- イ 集団回収実績報告書の取次ぎ
- ウ 小型家電回収ボックスの設置等
- エ その他区清掃事務所所管事務の問い合わせに対する取次ぎ

第5節 清掃事業関係資料

1 都区制度改革と清掃事業の区移管

(1) 都区制度改革と清掃事業の区移管の経緯

年 月	内 容
昭和22年4月	「地方自治法」が公布（同年5月施行）され、特別区は基礎的自治体と位置づけられ、原則として市と同一の権能がみとめられたが、清掃事業はそれまでどおり都が行った。
昭和27年8月	地方自治法が改正（同年9月施行）され、区長公選制の廃止など、特別区の自治権が大幅に制限され、都の内部的団体に位置づけられた。
昭和39年7月	地方自治法が改正（昭和40年4月施行）され、福祉事務所の事務の特別区へ委譲などが行われた。ごみの収集、運搬は特別区の実務とされたが、別に法律で定める日まで引き続き都の実務とされた。
昭和49年6月	地方自治法が改正（昭和50年4月施行）され、区長公選制の復活や保健所の事務の委譲、配属職員制度の廃止など特別区の権能が拡充されたが、特別区の性格はなお都の内部的団体にとどまった。
昭和61年2月	都区協議会で「都区制度改革の基本的方向」がとりまとめられ、特別区を基礎的自治体と位置づけ、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務を特別区に移管すること等について都区で合意した。
平成6年9月	「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」の都区合意がなされた。協議案は、特別区における清掃事業の実施にあたり、各区が一般廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分すべての責任を負うことを原則とし、運営形態としては、①一般廃棄物の収集・運搬は各特別区が行うこと、②雇上車両について、歴史的経緯を踏まえ都における現行方式の継承を基本とすること、③可燃ごみの中間処理は、自区内に工場が整備されるまでの間、隣接区等と委託処理協定を結び処理する「地域処理」方式を採ること、④最終処分は都の設置管理する新海面処分場を使用すること、⑤不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の処理は、自治法に基づく「一部事務組合」による共同処理を行うこと、⑥自治法に基づく「協議会」を設置し、各区間や都との調整及び雇上車両関係の実務等を行うことなどとした。また、清掃事業の移管時期を平成12年4月とし、職員の身分取扱いについては、移管後、一定の派遣期間を経た後、特別区職員へ身分切替するなどとした。
平成10年5月	「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布（平成12年4月施行）され、清掃事業をはじめとした住民に身近な事務を特別区に移管するとともに財政自主権を強化し、特別区を「基礎的地方公共団体」として位置づけることとなった。
平成10年10月	区長会において、収集・運搬は各特別区が直接実施すること、そのための車庫整備を確実にすること、可燃ごみの中間処理について自区内処理を原則としつつ平成17年度まで共同処理を行うことなどの基本方針が了承された。
平成10年12月	「移管後の清掃事業の運営形態」及び「職員の身分取扱い」についての基本的な考え方が都区及び労使で合意された。
平成11年3月	移管後の清掃事業の運営（共同処理の形態や都と特別区の役割分担等）及び職員の身分取扱いを内容とする「清掃事業の移管について」が都区で合意された。
平成12年4月	清掃事業が都から特別区に移管され、各区による清掃事業がスタートした。特別区の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の公共下水道への投入事業を共同で行う一部事務組合として、東京二十三区清掃一部事務組合が設立された。
平成15年11月	平成17年度末を目途に可燃ごみの中間処理の共同処理を廃止するとしての方針を転換し、特別区における中間処理は、平成18年4月以降も当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する等の方針が区長会で了承された。
平成18年4月	平成18年4月、東京都からの派遣職員は区職員に身分切替され、清掃事業の移管が完了した。

(2) 移管後の清掃事業運営

ア 事業の運営形態

(ア) 収集・運搬は各特別区が実施する。

(イ) 「東京二十三区清掃一部事務組合」の設置

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理及び、し尿の共同処理をするために23特別区を構成員として設置した。

(ウ) 「東京二十三区清掃協議会」の設置

各特別区間や清掃一部事務組合及び東京都と事業運営上の連絡調整を行うため「東京二十三区清掃協議会」を設置した。

(エ) 最終処分場について

東京都が特別区から委託を受けて埋め立て処分を行う。

(東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場)

イ 事業従事職員の人事制度

清掃事業の移管に伴う職員の身分取り扱いを概ね次のとおりとした。

(ア) 平成12年3月31日現在の清掃事業従事職員を対象とする。

(イ) 派遣期間は、平成12年4月1日から6年とする。

(ウ) 派遣期間中の勤務条件は、原則として東京都の勤務条件を適用

(エ) 平成18年3月31日現在、特別区に派遣されている清掃事業従事職員は、同年4月1日付けで、当該特別区へ身分切替する。 等

ウ 事業移管に伴う財産の取り扱い

清掃事業の用に供する財産は、原則として、事業運営主体となる特別区または、東京二十三区清掃一部事務組合に無償譲渡する。

エ 地域処理協定の考え方

東京二十三区清掃一部事務組規約附則第2項に「可燃ごみの処理については、平成17年度末を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の安定的処理体制の確立をもって、共同処理を廃止するものとする。」と規定した。

しかし、平成15年11月に方針を転換し、特別区における中間処理は、平成18年4月以降も当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する等の方針が区長会で了承された。

(3) 清掃事業における役割分担

大田区	東京二十三区清掃一部事務組合	東京都
1 一般廃棄物処理計画の策定 2 ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業 3 ごみの再利用、資源化の推進 4 分別収集計画の策定 5 容器包装廃棄物の分別収集の実施 6 大規模排出事業者等に対する排出指導 7 一般廃棄物処理業の許可及び指導 8 動物死体の処理（飼主等からの依頼分） 9 浄化槽の設置の届出及び指導 10 浄化槽清掃業の許可及び指導など	1 清掃工場等の整備・管理・運営 2 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 3 し尿投入施設の整備・管理・運営 （上記3点は下記を含む） ・ 施設整備計画の策定 ・ 建設・建替・プラント更新、改造 ・ 焼却灰、スラグ等の輸送 ・ 清掃工場運営協議会の運営 ・ 発電、余熱利用 4 搬入調整 5 あわせ産廃の処理 など	1 循環型社会づくりの推進 2 区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助 3 新海面処分場の設置・管理・運営 4 産業廃棄物に関する事務 5 一般廃棄物処理施設の届出及び許可・指導 など
東京二十三区清掃協議会（平成18年4月1日、平成25年4月1日清掃協議会規約改正）		
平成17年3月31日まで	平成18年4月1日から	平成25年4月1日から
1 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可等に関わる事務（管理執行事務） 2 雇い上げ車両関係事務（管理執行事務） 3 清掃協議会部長会・課長会等各種会議の開催 4 各区等のごみ処理計画作成の調整など 5 廃棄物処理手数料に関する調整 6 大規模排出事業者に対する排出など	1 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務（管理執行事務） 2 前項の管理執行事務に関する連絡調整事務 ＊清掃協議会事務事業62項目のうち前記に関する事務24項目を除き、各区へ15項目、自主運営会議体（調整事務）へ11項目、清掃一組（専門性・継続性が求められる連絡調整事務）へ11項目移行、1項目を廃止する事務事業分担の再編を行った。	1 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務（管理執行事務） 2 一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務（管理執行事務） 3 前項の管理執行事務に関する連絡調整事務

○ 東京二十三区清掃一部事務組合

可燃・不燃・粗大ごみの中間処理、し尿の下水道投入について23区が共同処理するために地方自治法第284条に基づき23特別区を構成団体として平成12年4月1日に設置された。

組織及び運営は、条例や予算及び基本方針を決定する議決機関と、業務を執行する執行機関があり、議決機関は各区の議長で構成される「清掃一部事務組合議会」、執行機関は各区長の互選による代表管理者1名、管理者が組合議会の同意を得て選任する副管理者2名と他職員により運営されている。

また、清掃一部事務組合には事務執行を監査する監査委員が3名置かれている。

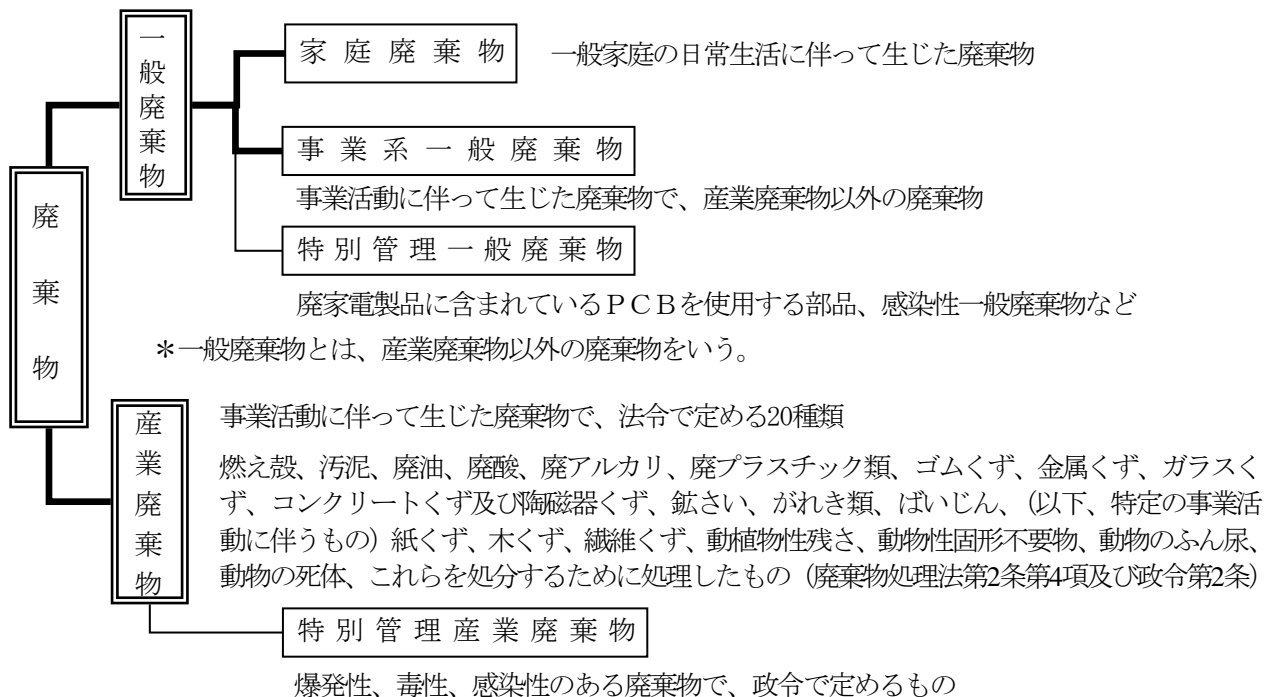
○ 東京二十三区清掃協議会

清掃事業の円滑な運営のため、地方自治法第252条の2に基づき区間・都区間・清掃一部事務組合との連絡調整業務を行う清掃協議会を平成12年4月1日に設置した。区長、助役、清掃担当部長、担当課長を構成員とする各種会議の開催や廃棄物の収集運搬にかかる請負契約に関する事務の管理執行・連絡調整などを行ってきた。平成18年4月1日付で清掃協議会規約が改正され、清掃協議会の62事務事業が、清掃協議会、各区、自主運営会議体、清掃一部事務組合の事務に再編された。

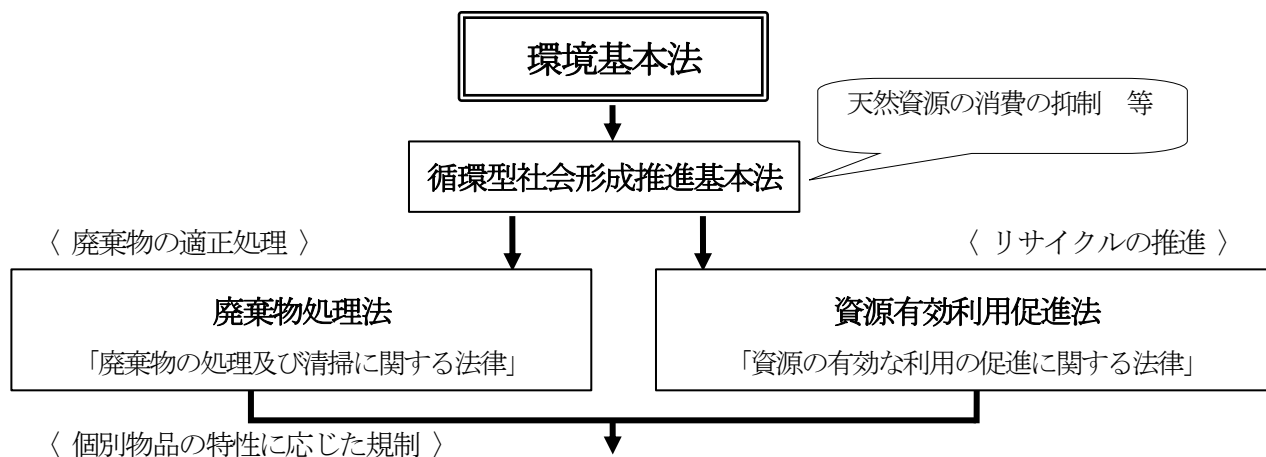
また、平成25年4月1日付で清掃協議会規約が改正され、一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務が、各区事務から清掃協議会の管理執行事務となった。

2 関連資料

(1) 廃棄物の種類と分類の体系



(2) 廃棄物・リサイクル関係の法体系



容器包装リサイクル法	自治体の容器包装収集、利用者による再商品化について規定
家電リサイクル法	家電製品に関する製造者の再商品化責任、消費者の費用負担等について規定
建設リサイクル法	建築物の分別解体、建設廃材の再資源化について規定
食品リサイクル法	食品廃棄物に関する食品関連事業者の排出抑制・再生利用等について規定
自動車リサイクル法	自動車に関する所有者の費用負担、製造業者等による再資源化について規定
小型家電リサイクル法	使用済の小型電子機器等の再資源化について規定
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等について規定 (国・自治体が率先して再生品を購入)
プラスチック資源循環促進法	製造・販売・排出事業者などによるプラスチックの再資源化等について規定

(3) 清掃事業関連施設

令和5年4月1日現在

	施設名	種類	面積 (㎡)
1	大森清掃事務所 大田区中央2-3-6 電話 3774-3811	敷地	968.63
		建物	1,747.52
2	大森清掃事務所大森西分室 大田区大森西1-13-2	敷地	1,069.04
		建物	760.99
3	蒲田清掃事務所(蒲田地区) 大田区下丸子2-33-5 電話 6451-9535	敷地	682.81
		建物	1,334.13
4	蒲田清掃事務所分室(調布地区) 大田区下丸子2-33-1 電話 6459-8201	建物(事務所)	1,052.77
		建物(洗車棟)	472.75
		建物(油庫)	29.05
5	蒲田清掃事務所糶谷粗大中継所 大田区羽田旭町9-6 電話 3745-1891	敷地	817.65
		建物	147.98
6	調布清掃事業庁舎 (一般財団法人大田区環境公社) 大田区田園調布本町3-2-12 電話 5755-5095	敷地	962.78
		建物	1,607.52
7	京浜島中継所 (大田区環境公社環境資源センター) 大田区京浜島3-5-7 電話 3799-2215	敷地	3082.15
		建物	1,033.64

※建物については延床面積



令和5年7月発行
大田区環境清掃部環境計画課
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
TEL 03-5744-1625 FAX 03-5744-1532

「環境清掃部事業概要」の表紙は使用済みコピー用紙を区役所内で再生して作成したものを
使用しています。